

# 2018 租税教育

# 講義用テキスト







## 「租税教育講義用テキスト2018」発刊にあたって

日税連及び全国の税理士会の租税教育への取り組みが本格化して約15年が経過した。税理士による租税教室の開催数は、集計を開始した平成15年度333件であったところ、平成29年度には11,911件まで増加し、租税教育が着実に普及拡大してきている。

租税教育が大きな転機を迎えるきっかけとなったのは、平成22年12月16日付け公表の「平成23年度税制改正大綱」において租税教育が取り上げられ、納税環境整備の一環として官民協力しての租税教育の充実が盛り込まれたことにある。

これを機に、日税連では、平成23年4月21日に租税教育等基本指針を定めた。同指針は、租税教育の目的や租税教育における税理士の役割について日税連の考え方を示すことで、租税教育に関する施策の適正な運用に資することを趣旨としている。

さらに、平成26年3月20日の税理士法改正で、租税教育が日税連及び税理士会の会則の絶対 的記載事項に加えられたことを受け、日税連では、同年10月に「租税に関する教育その他知識 の普及及び啓発のための活動に関し必要な施策を行うこと」を会則に明記した。これにより、 租税教育が日税連の行う「事業」の一つと定められ、租税教育の一層の普及推進に取り組むこ ととなった。

日税連では、租税教育講義用テキストとして、平成16年度に初めてパワーポイントを活用した高校生向けのモデルテキストを作成し、平成17年度には小学生向け、平成18年度には中学生向けを作成、その後改訂を重ねて内容を充実させ、現在は本テキストに統合して発行している。今回の改訂では、文部科学省から公示された小学校・中学校・高等学校の新しい学習指導要領に対応した。

また、日税連は、近年特別支援学校への租税教育にも注力している。特別支援学校でも小中学校、高等学校の普通学校と同様の内容で授業が行えるよう、視覚障がい者向け教材として、日税連発行の租税教育副読本「税って何かな?」を基にした「点字版」、「音声DAISY版」、「拡大版」を制作したほか、日税連HPの税理士専用ページにおいて、盲学校や聾学校で授業を行うための税理士向けモデル授業ビデオを公開している。本テキストにおいても、特別支援学校に関する章を設けて掲載している。

会員各位が本テキストを活用して租税教育に取り組むことにより、将来を担う若者たちの税への関心や社会への参画意識が高まり、ひいては国民の健全な納税者意識が醸成されることを期待する。

平成 30 年 7 月

日本税理士会連合会 租税教育推進部長 平田清悦

テキストについてのご意見ご要望をぜひ日税連までお寄せください。

第1章 税理士会の租税教育等事業3
l 日本税理士会連合会 租税教育等基本指針 Ⅱ 税理士会による租税教室実施状況 Ⅲ 租税教育関連法規等
第2章 租税教育に取り組むにあたって
I 学校で行う租税教育 Ⅱ 学習指導要領について Ⅲ 租税教室の準備(授業を始める前に)
〇 テキストの使用にあたって ~ 《講義型》と《参加・体験型》 ~ ・・・・・・・・・ 18
第3章 小中学生向け講義用テキスト《参加・体験型》 19
l 講義用テキストの使用にあたって Ⅱ 授業時間モデル Ⅲ 講義用テキスト
〇 日本税理士会連合会が制作している租税教育教材
第4章 小中学生向け講義用テキスト《講義型》 67
l 講義用テキストの使用にあたって Ⅱ 授業時間モデル Ⅲ 講義用テキスト
第5章 高校生向け講義用テキスト《参加・体験型》 95
l 講義用テキストの使用にあたって Ⅱ 授業時間モデル Ⅲ 講義用テキスト
第6章 高校生向け講義用テキスト《講義型》
Ⅰ 授業時間モデル Ⅱ 講義用テキスト
〇 九州北部税理士会「税理士が行う租税教育等の意義と課題」
第7章 特別支援学校での租税教室を行うにあたって · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
I 特別支援学校での租税教室 Ⅱ 授業モデル Ⅲ 盲学校向け租税教室 Ⅳ 聾学校向け租税教室
第8章 付属 DVD について
I 付属 DVD の収録内容 II 付属 DVD の起動方法

## 第1章 税理士会の租税教育等事業



## 日本税理士会連合会 租税教育等基本指針

日税連では、平成23年度税制改正大綱を受け、税理士会が行う租税教育の目的や対象、租税教育に おける税理士の役割を明確にするため、租税教育等基本指針を制定している。

## 租税教育等基本指針

制定 平成23年4月21日 変更 平成27年4月23日

変更 平成27年7月22日

変更 平成28年8月25日

## 1 租税教育等基本指針の趣旨

税理士法では、日本税理士会連合会及び税理士会の会則に租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動(以下、「租税教育等」という。)に関する規定を記載しなければならないこととしている(第49条の2第2項第10号、第49条の14第1号)。

租税教育等基本指針は、租税教育等の施策の適正な運用に資するために定めるものである。

## 2 租税教育等の目的

日本国憲法は、第30条で納税の義務を、第84条で租税法律主義を謳っている。我が国は、租税制度の基本を申告納税制度に置いているが、申告納税制度は国民が納税者という立場で自らの計算によって租税債務を確定し、自らの納税によりその債務を履行する制度である。これは租税制度での国民主権を表すといわれ、民主的な手続の側面を持つものであり、この申告納税制度を支えるのが国民の租税についての正しい知識と理解である。

租税教育等の目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成することでもあり、併せて国民に対し税理士制度を正しく周知することである。効果的な租税教育等により納税に対する健全な知識が醸成されれば、民主国家の発展に大きく寄与することとなり、これは教育基本法の教育の目的である「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成する」ということにも合致するものである。

#### 3 租税教育等における税理士の役割

税理士法第1条では税理士の使命として、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定している。また、税理士は租税に関する法令を熟知し、あるべき税制について国に対し建議ができる専門的能力を有しており、一方で日常的に広く納税者に接し、納税者の良き理解者でもある。

従って税理士は、租税教育等のテーマである税とは何か、なぜ税金を納めなければならないのか、 税がどのように使われているかなど、独立した公正な立場で税の役割について指導すべき適任者で あると言える。

つまり、税理士は、教育関係者、行政機関などに租税教育等の充実を求め、啓発に努める社会公 共的使命を担っていると言っても過言ではなく、また税理士自身が社会貢献の一環として租税教育 等に積極的に取り組むことの意義を十分自覚しなければならない。このことは、無償独占という権 利を賦与されていることに対する税理士の義務と考えることもできよう。

租税教育等を通じて申告納税制度の維持発展に寄与することにより、広く社会に向けて国民の信頼に応え、納税者の期待に応えることができれば、申告納税制度と不可分の関係にある税理士制度の発展にもつながるものである。

## 4 租税教育等の対象

税理士会が行う租税教育等の対象は以下のとおりである。

①学校教育法における児童、生徒及び学生

小学校、中学校に偏ることなく、社会に出る直前の高等学校、大学等の生徒、学生も対象としバランスのとれた租税教育体系の構築に努める。また、特別支援学校に対して手話や点字により行われる租税教育等にも積極的に取り組む。

②小学校、中学校、高等学校の教員又は教員になろうとしている者

効果的かつ効率的な租税教育等を進めるには、児童、生徒及び学生に授業として直接教える立場にある教員等が、より一層税に関する知識を持つことが有効である。教員研修や教員養成大学等での教員養成の課程等で税理士を講師とする租税の科目を設けるなどにより、教員自らが税に対する知識を深め教育を行えるよう税理士会が支援する。

## ③社会人

一般社会人については、その多くが給与所得者であり自らの所得税も年末調整で完了してしまう 等、租税に対する関心や納税者としての自覚を持ちにくい状況にある。租税制度が複雑化し、種々 の情報が横溢する状況下で、学校教育以外の分野においても租税教育等の重要性、必要性が一段と 増している。社会人教育について「生涯教育」或いは「生涯学習」という概念が普及している。生 活との関連においての学習、生活の中の教育機能の重視という観点から、税理士の専門知識を活用 した社会人全般を対象とする広い分野での租税教育等にも取り組む。

#### 5 指針の改廃

当指針の改廃については、正副会長会の議を経なければならない。



## 税理士会による租税教室実施状況

平成29年度の各税理士会における租税教室の実施回数は11,911回で、平成15年度からの推移を見ると 着実に実施回数が伸びています。

小学校での実施が圧倒的に多い中、各税理士会では中学校及び高等学校での租税教室実施に力を入れています。その結果、実施回数が中学校では前年比657回、高等学校では前年比428回増加しました。



※その他には専門学校、大学、社会人などの回数を含む。

## 平成29年度税理士会別租税教室実施回数

(単位:回)

税理士会	合 計	小学校	中学校	高等学校	専門·専修学校	大学·短期大学	社会人・その他
東 京	2,795	1,585	666	376	147	10	11
東京地方	828	568	155	68	22	10	5
千 葉 県	261	95	103	53	2	5	3
関東信越	1,546	748	465	252	33	17	31
近 畿	1,972	929	742	233	32	18	18
北海道	287	126	86	59	6	1	9
東 北	576	205	154	173	23	7	14
名 古 屋	647	179	269	141	33	19	6
東 海	794	256	351	166	20	0	1
北陸	403	164	141	63	6	11	18
中 国	473	80	222	140	8	23	0
四 国	240	14	46	166	14	0	0
九州北部	523	289	171	58	0	5	0
南九州	476	245	136	57	14	2	22
沖 縄	90	11	32	43	2	2	0
合 計	11,911	5,494	3,739	2,048	362	130	138

## 租税教育関連法規等

租税教育を行う担い手として税理士・税理士会が重要な役割を担っていることが、平成23年度税制 改正大綱に盛り込まれました。

平成23年度税制改正大綱(抜粋)

平成22年12月16日

## 第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

- 1. 納税環境整備
- (2) 租税教育の充実

国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し、社会の構成員として、社会のあり方を主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要です。

こうした健全な納税者意識を養うことを目的として、国税庁では、次代を担う児童・生徒に対し、租税教育の充実に向けた各種の支援を実施しています。また、税理士・税理士会においても、納税者又は国民への社会貢献事業の一環として、租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与するため、小中学校への講師派遣等を積極的に実施しています。

本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも 官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。 特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手 前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、 関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。

#### 第3章 平成23年度税制改革

9. 検討事項

〔国税〕

(1) 納税者権利憲章の制定や税務調査手続の見直しなど納税環境整備に係る諸課題が進展し、その一環としての租税 教育の重要性も一層高まる中、税理士の果たすべき役割は今後益々重要になっていくものと考えられます。税理士制 度については、平成23年度中に見直しの必要性や方向性について結論を出すこととされていますが、その見直しに当たっ ては、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、引き続き納税者の利便性の向上を図り、税理士に対す る納税者からの信頼をより一層高めるとの観点をも踏まえつつ、関係者等の意見も考慮しながら、検討を進めます。

「平成23年度税制改正大綱」を受け、租税教育推進協議会の全国組織として、文部科学省・総務省・ 国税庁による「租税教育推進関係省庁等協議会」(中央租推協)が設立され、平成23年11月16日に開催 の第1回協議会において日税連が賛助会員となることが承認されました。

第1回租税教育推進関係省庁等協議会における確認事項

平成23年11月16日

#### 合意事項

以下の事項について、文部科学省より都道府県等の関係機関に対し、租税教育の一層の充実策が講じられるよう、 推奨文の発遣を行う。

- ①高校、大学等における租税教育の充実について
- ②租税教育を担う教員等に対する意識啓発研修の充実について
- ③租税教育の充実を目指した官民の協力について(税理士等の税の専門家の租税教室講師派遣への派遣・受入)

※3省庁(文部科学省・総務省・国税庁)の関係する諸機関への租税教育の充実に関する通知(推奨文)の発遣は平成23年12月に終了しました。

税理士法の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が平成26年3月20日に参議院本会議で可決され、「税理士法 | に租税教育への取り組みの推進が日税連及び税理士会の会則の絶対的記載事項になりました。

税理士法(抜粋)

平成26年3月20日

第6章 税理士会及び日本税理士会連合会

(税理士会の会則)

第49条の2 (略)

2 税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

(略)

十 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定

日税連会則(抜粋) 平成26年10月15日

#### 第1章 総則

(事業)

第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

(略)

(10) 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動(以下「租税教育等」という。)に関し必要な施策を行うこと。

(略)

第12章の2 租税教育等

(租税教育等に関する施策)

第67条の2 本会は、申告納税制度の理念にそって、租税の意義及び役割等について国民の理解を深めるため、必要な租税教育等に関する施策を行う。

2 租税教育等に関し必要な事項は、常務理事会で定める。

中央租推協における最新の合意事項は次のとおりです。

第9回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項

平成29年11月17日

#### 1 合意事項

#### (1) 学習指導要領の着実な実施

租税に関する指導内容(意義、役割、納税の義務等)を明記した小学校・中学校・高等学校の学習指導要領の着 実な実施を引き続き図る。

また、次期学習指導要領の改訂を踏まえ、例えば、現実社会の諸課題を取り上げるなど、国家及び社会の形成者としての資質・能力を確実に育む観点から、必要な教育内容等について検討する。

(2) 「租税教育の充実」についての一層の周知徹底等

租税教育の充実について、各省庁から学校等関係機関(教員等の研修施設を含む。)、地方自治体及び国税局(所)、 税務署の各関係機関に対し、引き続き、周知徹底を図る。

#### (3) 租税教育の充実に向けた具体的取組

- イ 選挙権年齢の引下げに伴い、主権者教育の重要性が高まっていることを踏まえ、関係機関(財務局、選挙管理 委員会等)と連携しつつ、社会科・公民科のみならず、関係する教科等においても、租税教育など社会との接点に 関わる教育を重視し、高校生等の社会参画に係る実践力を育成するための取組を引き続き推進する。
- ロ 租税教育の事例集(租税教育推進関係省庁等協議会作成)について、教員等に対する意識啓発を図るため、引き続き、教育委員会等に効果的な周知及び配布を行い、各地域や学校における活用を促す。

また、事例集の周知及び配布後における活用状況等の情報共有を図り、必要に応じて改訂を行う。

- ハ 教員等に対する税の啓発活動を支援するため、租税教育推進協議会を中心として、各地域で開催している教員 等向けの研修会等に対して、租税教育に関する情報について提供するほか、機会を捉えて講師派遣を行う。
- ニ 教育のICT化に合わせ、租税教育に関する教育コンテンツ等の作成・活用について検討する。併せて、作成したコンテンツ等については、各省庁等のホームページなどにおいて、これら教育コンテンツ等の周知を図る。
- ホ 教員、税の専門家、各地域の税に関係する民間団体等及び関係機関等との一層の連携・協働による租税教育の 取組(出前授業(租税教室)への講師派遣や「税を考える週間」(11月11日~17日)における各種行事など)を推進する。

#### 2 継続協議事項

#### ○ 租税教育に関する授業の充実

- (1) 税に関する授業等の実態把握を実施する。
- (2) 高校生に対し、租税の役割や申告納税制度の意義等を正しく理解させるための方策について検討する。

文部科学省 総括審議官 総務省 官房審議官 国税庁 次 長

## はじめに

私たち税理士が租税教育を行うとき、まず「租税教育とは何か?」その意義や定義を考える必要があります。

租税教育とは?広義に捉えれば「税についての学習」です。

学習とは、「知識を得ること」「考えること」「実践すること」です。

租税教育における税の学習とは、税の意義・役割(集めた税の使い道)、税の制度(申告納税制度の理念・公平の概念・税の種類)、租税立法のあり方(税の集め方・法律の定めに従った納税)などについて知識を得て、考え、実践することです。

この学習により、国民一人一人が税の制度や政策に興味を抱き、公正な判断力(考察力)を育て、税を通して社会を考えることから民主主義に関する理解を深め、主権者として社会に主体的に参画する意思を育むこと。これこそ私たち税理士が行う租税教育の「本質」であり、すべての税理士がこの「本質」を十分に理解して租税教育に取り組む必要があります。

税理士が行う租税教育により、国民一人一人に税を通して社会を考え社会を通して税を考える力が 醸成されると、政治や税のあり方に対しても興味や関心を抱くようになるでしょう。そのとき税の専 門家である税理士に対する期待が高まり、それが税理士の社会的地位を高めることにつながるのでは ないでしょうか。私たち税理士はこのことも意識して租税教育に取り組みましょう。

## ( ] 学校で行う租税教育

私たち「税理士」が学校において租税教育の講師を務めるときには、税についての専門家として児童生徒の学習を支援するものでなければなりません。また、児童生徒がどの地域にいても同じような内容の租税教育が受けられるようにすることが重要です。そして、租税教育を行うにあたり、何を伝え、それによりどのような教育の支援ができるのかを理解する必要があります。

私たちに求められる租税教育は、児童生徒に「税の説明会」を行うことではありません。したがって、

- イ. 「税」を紹介するだけの授業
- ロ.「税」を納めることの大切さに終始している授業
- ハ.「税」を財政等からの一方的な見方の授業
- このような授業にならないように気をつけて行ってください。

私たち「税理士」は、学校の教師ではありません。それでも租税教育の授業を受け持つからには、 学校ではどのような教育を行っているのかを知る必要があります。学校教育におけるカリキュラムの 貴重な時間を使わせていただいている責任を認識し、その教科の目標や内容を理解した上で、「税理士」 の専門性を活かし、「税」について学校の先生方が伝えきれない点を補完・補足して、学校における教育を支援する心構えを持って授業を行うことが必要です。

この教科の目標や内容を定めているものが「学習指導要領」です。まず、租税教育の現場に行く前に学習指導要領を理解することが大切です。

## ( // ) 学習指導要領について

「学習指導要領」は、児童生徒が全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられる ようにするため、文部科学省では「学校教育法」等に基づき、各学校で教育課程(カリキュラム)を 編成する際の基準を定めたものです。

平成29年3月(高等学校は平成30年3月)に新たな学習指導要領が告示されました。本書では、こ の新学習指導要領に基づいて記載しています。

## \*「学習指導要領」の教科目標

租税についての学習を行うのは社会科(公民)です。その教科の目標は

国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を(中略) 育成する (抜粋)

ことです。

公民としての資質・能力とは

- ○平和で民主的な国家・社会の形成者としての自覚
- ○自他の人格を互いに尊重し合うこと
- ○社会的義務や責任を果たそうとする意思
- ○社会生活の様々な場面で多面的に考え公正に判断する力

「生きる力」を育む理念のもと、小学校においても、中学校においても、「公民としての資質・能力 の基礎を育成する」ことを共通の目標とします。高等学校においては「公民としての資質・能力を育 成する」ことを目標としています。すなわち、小学校、中学校において公民的資質の基礎を学び、高 等学校では小学校、中学校で学んできたことを基礎として更にその資質を養っていくことを目標とし ています。

## 「学習指導要領」(抜粋)

## 小学校 【平成29年3月告示】

(第2章 各教科 第2節 社会)

## 第1 目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に 主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成す ることを目指す。

- (1) 地域や我が国の国土の地理的環境. 現代社会の仕組みや働き. 地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社 会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付ける ようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向 けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思 考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する 愛情. 我が国の将来を担う国民としての自覚. 世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚 などを養う。

中学校 【平成29年3月告示】

(第2章 各教科 第2節 社会)

第2 各分野の目標及び内容

〔公民的分野〕

1 目標

現代社会の見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1)個人の尊厳と人権の尊重の意義,特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し,民主主義, 民主政治の意義,国民の生活の向上と経済活動との関わり,現代の社会生活及び国際関係などについて,個人と 社会との関わりを中心に理解を深めるとともに,諸資料から現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまと める技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の意味や意義,特色や相互の関連を現代の社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察したり,現代社会に見られる課題について公正に判断したりする力,思考・判断したことを説明したり,それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 現代の社会的事象について、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

## 高等学校【平成30年3月告示】

(第2章 各学科に共通する各教科 第3節 公民)

#### 第1款 目標

社会的な見方・考え方を働かせ、現代の諸問題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる<u>平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・</u>能力を次のとおり育成するこ<u>とを目指す。</u>

- (1)選択・判断の手掛かりとなる概念や理論及び倫理、政治、経済などに関わる現代の諸課題について理解するとともに、諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したりする力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。
- (3) よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、人間としての在り方生き方についての自覚や、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

学校において租税教育を行う場合には、このような社会科の共通の目標を充分に理解することが必要です。

そして、児童生徒にできるだけ考えてもらうシナリオを準備し、公民としての資質・能力の基礎を 育成することにつながるように創意工夫した授業展開をすることが私たち税理士の取り組むべき租税 教育と考えます。

## \*社会科の内容の取扱いと解説

ここからは租税教育について、「中学校学習指導要領」に沿って理解を深めていきましょう。

公民的分野については、地理的分野・歴史的分野の学習を基礎として、学習展開していきます。

社会的事象は相互に関連し合っていることに留意し、特定の内容に偏ることなく、児童生徒が内容の基本的な意味を理解できるように配慮し、日常の社会生活と関連付けながら具体的事例を通して政治や経済などについての見方や考え方の基礎を養えるようにしましょう。また、制度や仕組みの意義や働きについて理解を深めてもらい、そして自分の意見をまとめてもらったり、議論などを行って考

えを深めてもらったりするなどの工夫をしましょう。

前項に記載した3項目の目標は相互に関連しながら全体としてまとまりをもつものであり、租税教育においては、これらの目標との結びつきを意識した授業を行うことが大切です。

なお、学習指導要領にはその解説編があります。租税 教育に取り組むにあたり、解説編も一読し理解を深めま しょう。

「中学校学習指導要領解説 社会編」による公民的分野の学習の流れは右図のようになります。

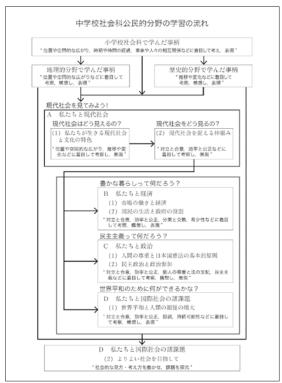
「豊かな暮らしって何だろう?」

 $\downarrow \downarrow$ 

「B 私たちと経済」

 $\downarrow \downarrow$ 

「(2) 国民の生活と政府の役割」 に租税についての記載があります。



出典:文部科学省「中学校学習指導要領解説 社会編」

「中学校学習指導要領解説 社会編」【平成29年7月公開】(抜粋)

(第2章第2節3 公民的分野の目標, 内容及び内容の取扱い (2) 内容)

B 私たちと経済

(中略)

「(2) 国民の生活と政府の役割」では、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義の理解を基に、国や地方公共団体に任せた方が効率的であったり公正であったりする問題や、市場の働きに任せたままでは解決が難しかったりする問題に関して、国や地方公共団体が果たす役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにする。また、財政及び租税の意義、国民の納税の義務についての理解を基に、財源の確保と配分という観点から財政及び租税の役割について多面的・多角的に考察し、表現できるようにする。

(内容の取扱い)

「財政及び租税の役割」については、財源の確保と配分という観点から、財政の現状や少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて考察し、表現させること。

このように学習指導要領及びその解説書からも、学校において行う租税教育に、単なる「税の説明会」のような内容を求めているわけではなく、「税」を題材に社会を考えることにより公民的分野の学習目標全般の理解を深めるような租税教育が期待されていることを理解しましょう。

## \*私たち税理士に求められる租税教育

「学習指導要領」には、「財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせることにより、 租税の意義と役割について考えさせ、納税の義務を理解させる」という内容が記載されています。

しかし、私たち税理士が行う租税教育に求められる内容は、財源の確保と配分という観点での租税の意義と役割に留まりません。税の専門家として税理士に求められる租税教育とは、専門性を活かし、内容を補足・補完しながら「税」を題材に、「税」を通して社会を考える社会科の学習支援です。「税」を通して社会を考えることは、民主主義全般の理解を深めることにつながり、その結果、公民的分野の学習目標及び、その内容を補足・補完する学習につながります。

特に民主主義を考えるときに欠かすことのできない概念の一つが「公平」です。その「公平」の概念を学習する場合に、その題材として「税」を活用すると児童生徒の理解がとても深まります。学校では児童生徒に「公平」を考えさせる題材に苦労されているようです。そこに「税」の専門家として私たち税理士が活躍する場があります。「税」を題材に公平を考えさせ民主主義に関する理解を深めること、それが公民的資質の基礎を養うことを目指す教育への学習支援となると考えます。

## 「学習指導要領」(抜粋)

## 小学校 【平成29年3月告示】

(第2章 各教科 第2節 社会 第2 各学年の目標及び内容 [第6学年])

- 2 内容
- (1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
  - ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
    - (ア) <u>日本国憲法は</u>国家の理想, 天皇の地位, 国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めてい<u>ること</u>や, 現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとともに,立法, 行政, 司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。
    - (イ) 国や地方公共団体の政治は、国民主権の考え方の下、国民生活の安定と向上を図る大切な働きをしている ことを理解すること。

(中略)

- 3 内容の取扱い
- (1) 内容の(1) については、次のとおり取り扱うものとする。
  - ア アの (ア) については、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、裁判員制度や<u>租税の役割などについて扱うこと</u>。その際、イの (ア) に関わって、国民としての政治への関わり方について多角的に考えて、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。
  - イ アの (ア) の「天皇の地位」については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しや すい事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるよう にすること。また、「国民としての権利及び義務」については、参政権、納税の義務などを取り上げること。

#### 中学校 【平成29年3月告示】

(第2章 各教科 第2節 社会 第2 各分野の目標及び内容 [公民的分野])

- 2 内容
- B 私たちと経済
- (2) 国民の生活と政府の役割

対立と合意, 効率と公正, 分業と交換, 希少性などに着目して, 課題を追究したり解決したりする活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア次のような知識を身に付けること。
  - (ア) 社会資本の整備,公害の防止など環境の保全,少子高齢社会における社会保障の充実・安定化,消費者の保護について,それらの意義を理解すること。

- (イ) 財政及び租税の意義、国民の納税の義務について理解すること。
- イ 国民の生活と福祉の向上を図ることに向けて、次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
  - (ア) 市場の働きに委ねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たす役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。
  - (イ) 財政及び租税の役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。

上記小学校、中学校の「学習指導要領」において大きな相違点は、小学校では、「財政」についての記載が無いことです。しかし今日の情勢において社会保障制度のあり方、少子高齢社会の問題等、財政に対する関心度が高い事を考慮すると、小学校の租税教育においても、日本の財政状況と課題について触れておくべきであると判断し、このテキストに掲載されているシナリオには記載しました。

#### 「学習指導要領」(抜粋)

## 高等学校【平成30年3月告示】

(第2章 各学科に共通する各教科 第3節 公民 第2款 各科目 第1 公共)

- 2 内容
- B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち
  - ア次のような知識及び技能を身に付けること。
    - (ウ)職業選択,雇用と労働問題,財政及び<u>租税の役割</u>,少子高齢社会における社会保障の充実・安定化,市場経済の機能と限界,金融の働き,経済のグローバル化と相互依存関係の深まり(国際社会における貧困や格差の問題を含む。)などに関わる現実社会の事柄や課題を基に,公正かつ自由な経済活動を行うことを通して資源の効率的な配分が図られること,市場経済システムを機能させたり国民福祉の向上に寄与したりする役割を政府が担っていること及びより活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であることについて理解すること。
- (第2章 各学科に共通する各教科 第3節 公民 第2款 各科目 第3 政治・経済)
- 2 内容
- A 現代日本における政治・経済の諸課題
- (1) 現代日本の政治・経済
  - ア次のような知識及び技能を身に付けること。
    - (イ)経済活動と市場、経済主体と経済循環、国民経済の大きさと経済成長、物価と景気変動、財政の働きと仕組み及び租税などの意義、金融の働きと仕組み<u>について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。</u>
  - イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
    - (エ) 市場経済の機能と限界, 持続可能な財政及び<u>租税の在り方</u>, 金融を通した経済活動の活性化<u>について多面的・多角的に考察, 構想し, 表現すること。</u>

## (|||) 租税教室の準備(授業を始める前に)

#### 1. シナリオの準備

- (1) 私たち税理士が伝えたいキーワード
  - 税の専門家として私たち税理士が租税教育の授業で伝えたいのは次のようなキーワードです。
  - ○「納税の義務|
    - ・憲法に定める ⇒ 法律の定めに従った ⇒ 民主主義における ⇒ 国民の納税の義務
  - ○「租税法律主義」
    - ・民主主義における合意としての税法 ⇒ 公正な手続きによる
  - ○「申告納税制度の理念」
    - ・国民主権に基づく民主的な税務行政の方法 ⇒ 「民主主義」における「納税義務の適正な実現」
  - これらの解説に税の専門家としての税理士の知識や経験を活かしてください。特に「納税の義務」

については、租税法律主義や法定の手続きの保障などとの関連や、民主主義の自由・権利と責任・義務との関係など、児童生徒が「税」を通して社会を考え、民主主義の理解が深まってきてから解説することが重要です。

また、税を題材として民主主義に関する理解を深めるため次のような用語や表現を用いると児童生徒の理解が進みます。

- 個人と社会、社会へのかかわり、国民主権 ⇒ 私たちが主人公
- 社会へのかかわり、個人の尊厳、基本的人権の尊重 ⇒ 思いやり
- みんなで決めてみんなから集める。税の意義、役割、種類 ⇒ 税の集め方
- みんなで決めてみんなのために使う。必要、無駄 ⇒ 税の使い方

## (2) シナリオの準備

学習指導要領の理解が深まったら授業のシナリオを準備しましょう。

第3章以降に具体的なシナリオ例の掲載がありますが、それを台本としてただ読みあげるような授業を行うのでなく、自分の言葉で熱意のこもった授業を行うために、まず講師自らシナリオを考え作成することが大切です。

その際、重要なことは、講師として児童生徒に何を伝え、それをどのように表現していくかを常に 意識し、それを受け止める児童生徒がどのように感じ、どう共鳴し、どう反応するのかを予め想定し ながら作成することです。

その内容は、「申告納税制度の理念」、「租税法律主義の原則」、「法律の定めに従った納税の義務」を考え理解してもらうことから、民主主義社会のあり方を学習できるようなもので、「税」を通して社会を考え、「生きる力」を育み、公民的資質の基礎を養うという社会科公民的分野の学習を支援するようなシナリオです。

児童生徒に「考えさせる」参加・体験型授業を実践し、「考えさせて」そして「理解」させる。知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成の一助となる租税教育を心がけましょう。 シナリオには以下の事項を網羅し、わかりやすくそして丁寧に伝えてください。

## <租税教育のシナリオに盛り込む事項>

#### 民主主義全般の理解

- 税ありきではなく、なぜ税が必要か考えてもらう。
- (⇒個人と社会とのつながり)
- 税の意義·役割·機能について考え理解してもらう。
- (⇒豊かで健康で文化的に安全に暮らせる社会はどのように成立するのか)
- 租税の仕組みから社会の仕組みについて考え理解してもらう。

(公平、どのように集め・どのように使う・誰が決める、公正、効率、私たちが主人公・思いやり)

#### 自由・権利と責任・義務の関係

○ 租税立法のあり方を知り法律の定めに従った納税の義務について考え理解してもらう。

(憲法、租税法律主義、国会)

#### 私たちと現代社会

○ 財源の確保と限られた財源の配分という観点から財政について考えてもらう。

(財政の現状、財政赤字、少子高齢社会、今後の課題)

全国どの地域においても一定の水準の租税教育を行えるように、シナリオを確認しましょう。

## 2. 学校との打合せ

スムーズな授業を行うためには、学校側との事前打合せはとても大切です。必要に応じて、下記の項目等を打合せしましょう。

- ①税理士が行う租税教育は、学習支援であることを意識して打合せをしてください。授業の進捗状況 等を確認してください。
- ②学校のことを事前にHP等により調べ、目標や特色を確認してください。
- ③校長、副校長、学年主任、担任(担当) の先生方へのご挨拶。
- ④授業内容のプレゼンテーション。(授業のシナリオのコピーを渡す)
- ⑤授業形式(クラス単位、全クラス同時等)の確認をしてください。
- ⑥児童生徒の人数、使用予定の教室の大 きさの確認。
- ⑦ゲームを行うのであれば、各クラスを 班別編成にしてもらうようあらかじめ 申し入れしてください。(代表者、書 記等も確認)
- ⑧授業の最初と最後は、担任(担当)の 先生にご担当いただく等当日の進行に ついて確認してください。
- ⑨パソコン、プロジェクター、スピーカー、スクリーン、延長コード等を学校で用意できるかの確認。
- ⑩見学者の確認。
- ⑪取材、写真撮影等の確認。
- ①アンケート等の許可・確認。

	租税教室開催のためのチェックリスト																			
学	校		名								担	当	教	諭	名	先生		先生		先生
租税	教室(	の実施	日		名	F	月	日	(	)	学札	交 側	の連	絡窓		_		-	-	
#8 #6	租税教室の実施時間	超	B	寺	分~		時	分		担	当	講	師	名		•				
THIT	租税教主の美胞時间		[H]	B	寺	分~		時	分		担	当	講	師	名		•		•	
開	催	場	所	教室・体	<b>卜育</b> 食	酢その	D他(			)	見	学		者	他					
				年	組	(	)人		先生9	B性·女性						年	F	1	日 (	)
対象	対象クラス(人数)	数)	年	組	(	)人		先生9	引性·女性	確		認		日		時	5	<b>}</b> ~		
			年	組	(	)人		先生9	引性·女性											

	チェック	項目		備	考	欄
		校長・副校長・学年主任等への挨拶及び事前打合せ	にて確認			
		担任教諭に対する事前にプレゼンテーション資料によ	よる説明			
学		使用するテキスト等の説明				
		授業の進め方についての説明				
校		アンケート実施の確認				
		担任教諭からのアドバイス	<b>«</b> ?	アラスの雰囲気	·注意≫	
側		使用注意用語(学年による)				
		指名するときの注意点				
٢		児童生徒に関する注意点				
		チャイムの確認 <b>チャイム開始前: 終了時:</b>				
Ø		授業時間と時間配分(タイムスケジュール、紹介等)	開始時先生より税理士紹介	ト・終了時の籍	めのお願い→	
		学校公開または参観日となっているか確認				
打		講師以外の見学予定者の人員と受入の承諾				
		写真・VTR撮影をする場合のその許可				
合		カメラ・VTR等の持ち込み取材の許可確認				
ŧ		駐車場の有 ・ 無	台数→ 台まで			
		集合時間等	時間: :	場所:学校	帲	
			(例)少し前に 集合の後、推	前って移動 ~	室で打ち合わ	せ予定
		税理士バッジの着用				
		税理士名札ならびに腕章の着用				
物		教室の大きさ				
밂		教室 体育館 その他				
等		照明 窓のカーテン				
#		黒板 ホワイトボード				
		使用ツール(小物)の準備と使用確認				
前		生徒に配布する資料の事前確認				
準		事前配布資料の有無の確認				
備		アンケート用紙の準備の確認				
		その他 (例)授業後配布資料 枚				

#### 3. 講義のポイント

これからの租税教育は、「税」についての知識を教えるだけではなく、税とは何か、公平な税負担とは何かなどについて児童生徒自身が考える力を養い、税は取られるものではなく、納めるものであるという正しい納税意識を持つことが求められています。併せて脱税は犯罪であるという認識を持つことも重要です。

また、「税」が教育や福祉など私たちの生活の様々な部分で重要な役割を担っていることを認識する とともに、少子高齢化による将来の社会保障制度のあり方についても「税」を通して考える力を養っ ていく必要があります。

一方的に知識を与えて理解を求めるのではなく、疑問・不満などの様々な感情を喚起して、税についての思考を深めるきっかけとしてください。

## 4. 講師を始める上での留意点

- (1) 授業の進め方に関して
  - ①児童生徒と一緒に考える授業を心がける
  - ②何を伝えたいか明確にしておく しっかりとしたシナリオを準備しておきましょう。

## ③児童生徒に参加してもらう

講義形式で聞くだけの一方通行では、児童生徒の心が離れてしまいます。

指名をしたり、手を挙げてもらったりして参加しやすい雰囲気を作ってください。ただし、プレッシャーを人一倍感じる児童生徒もいるので指名する時は注意してください。

## ④興味のわく話題を準備しておく

児童生徒の知っている身近な話題を有効に活用しましょう。

いきなり本題から入るのではなく、児童生徒の知っている身近なことから入ると興味を引くこと ができます。

児童生徒の興味を引くには、クイズ形式も有効です。

#### 例えば

- ・知っている税金はどんなものがある?
- ・宝くじに当たったら税金がかかるのだろうか?

付属DVDには、税理士会が作成した「クイズ集」が収録されています。ご活用ください。

## ⑤教材を使用する

各学校には教育委員会を通じて、各地域の租税教育推進協議会や国税庁が作成した様々な補助教材が配布されています。これらの教材をテキストとして、税理士らしい切り口で問題提起をしていくことも良い授業になります。

#### ⑥時間配分に注意する

一般的な1授業時間は小学校が45分間、中学校・高等学校が50分間です。授業時間は<u>厳守しましょう</u>。

#### (2) 授業での注意点

#### ①大きな声で話す

一番後ろの児童生徒にも聞こえるように大きな声で話します。大きな声で、かつ教室の後ろまで 声を届かせるようにするコツは、一番後ろの列の右端と左端の児童生徒に向かって、交互に話しか けるようにすることです。小さな声で聞き取りにくいと児童生徒の気持ちが離れてしまいます。

#### ②笑顔で話す

無理に笑顔を作る必要はありませんが、笑顔の方が児童生徒の心が和み、大事な話の時に真剣な顔をすれば、アクセントになります。

## ③原稿だけに頼らない

原稿だけに頼っていると、つい棒読みになってしまい、つまらない雰囲気になってしまいます。 授業は児童生徒に考えさせることが重要ですから、話が長くなりすぎないように注意してください。

## ④自分の言葉で話す

親しみやすい言葉で話した方が、児童生徒は親近感を持ってくれます。「ご存じでしょうか?」というより「知ってる?」の方がより伝わりやすいです。

#### ⑤板書の利用について

視覚からも情報を入れることで、理解をより得られます。ただ書いている時間が長いと児童生徒の気持ちが離れてしまうこともあるので要注意です。話しながら書くといった工夫が必要です。その際、漢字の書き順は特に注意をしましょう。

あらかじめ、画用紙などに書いておいたり、パネルを用意したりすることは効果的で、時間の短縮になります。

## ⑥「家族」の呼び方に気をつける

両親がそろっていない家庭は、現在は珍しいことではありません。「お父さん」「お母さん」という表現を避けて、「おうちの人」などと表現しましょう。

## ⑦児童生徒を注意しない

授業中の態度が悪い児童生徒がいても、注意することはできるだけ避けて、担任の先生に任せま しょう。

## ⑧税金を「支払う」又は、「納める」と言う

税金を「取られる」という表現は絶対に避けなければなりません。

#### (3) その他注意すべき点

#### ①個人的な思想・信条を交えない

税金の話は、国の政策に密着しているため、ややもすると政治批判に話が発展する可能性があります。学校側との打合せや授業において、個人的な考えに基づく政治批判などは慎まなければなりません。

## ②清潔感・品位のある身だしなみを心がける

学校の先生方との事前打合せ、当日の授業、授業後の挨拶などで何度も学校に出向くことになります。その際は、服装やヘアスタイル、爪などには常に清潔さを心がけ、税理士バッジをつけるなど税理士としての品位を損なわないよう、細心の注意を払うことが大切です。あなたの外見が、児童生徒、先生方の持つ「税理士のイメージ」として植え付けられるのです。

## ③必ず学校の先生に立ち会ってもらう

児童生徒のケガや体調不良など、緊急の事態に対応することは難しく、責任を負うこともできません。授業中やその前後など、児童生徒と一緒にいる時は、必ず学校の先生方にも立ち会ってもらいましょう。

## テキストの使用にあたって ~ 《講義型》と《参加・体験型》~

第3章~第6章では、小中学生及び高校生向け講義用テキストとして、それぞれ《参加·体験型》と《講義型》を収録しています。《参加·体験型》と《講義型》には、それぞれ次のような特徴があります。 講師を務める方が考えている進め方や租税教室の状況などに応じて選択してください。

	小中学生向け 講義用テキスト	高 校 生 向 け 講義用テキスト
《参加·体験型》	第3章	第5章
《講義型》	第4章	第6章

**《参加・体験型**》は、教室などでクラス単位の人数( $15\sim50$ 名程度で、グループ分けをしてゲーム等を行うことのできる規模)を対象として行う租税教室を想定して作成しています。

授業は記載したシナリオ例に沿って、適宜パネルを見せたり黒板に貼ったりしながら進行します。 また、途中で児童生徒をグループ分けし「税金を集めるゲーム」を行うなど、講師と児童生徒が対話 しながら授業を進めます。

《講義型》は、大教室や体育館などで大人数が同時に受講する租税教室を想定して作成していますが、 少人数の場合に利用することも可能です。

授業は、パワーポイントによるスライドをスクリーンに映し出し、スライドに沿って進めていきます。 講師による説明が中心となりますが、一方的に話すのではなく、適宜児童生徒との対話を取り入れる とよいでしょう。また、付属DVDに収録しているスライドデータは編集可能ですので、授業の構成に 応じてスライドを加えたり順序を入れ替えたりできます。

児童生徒に興味を持って授業に参加してもらうには、いずれのテキストを使用する場合も、シナリオをただ読み上げるのではなく、講師自身の言葉で授業を行うことが重要です。そのための事前準備として、第1章・第2章を一読した上で使用するテキストの内容を把握し、自らのシナリオを作成して授業に臨みましょう。

# 



## **講義用テキストの使用にあたって**

## はじめに

このシナリオは、教室でクラス単位又は少人数で行うことを前提にしたパネルを使用して行う参加 体験型授業の一例です。

パネルを使用して行う参加体験型授業は、児童生徒の意見を反映しやすく、集中力が高まり、一人 一人の理解が深まります。

#### 

租税教育は平成26年に改正された税理士法を受けて税理士会の事業となりました。そこで私たち税理士は、どのようなことを意識して租税教育に取り組めばよいでしょうか?

「国民一人一人が税の制度や政策に興味を抱き、公正な判断力(考察力)を育て、税を通して社会を <u>考え</u>ることから民主主義に関する<u>理解を深め</u>、主権者として社会に主体的に参画する意思を<u>育む</u>こと。」 (本書 8 ページより抜粋) これこそが私たち税理士が行う租税教育の本質です。

私たち税理士は、この租税教育の本質を理解し、児童生徒への学習支援であることを意識して租税 教育に取り組みましょう。

#### <小学校社会科の目標>

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

(小学校学習指導要領より一部抜粋)

#### <中学校社会科の目標>

現代社会の見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル 化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次 のとおり育成することを目指す。

(中学校学習指導要領より一部抜粋)

#### 「公民としての資質・能力」についてはP.9 ~ 10を参照

本書に掲載している抜粋は、平成29年3月告示の新しい学習指導要領及び同年7月公開の学習指導 要領解説を使用しています。



## 授業時間モデル《参加・体験型 45分・90分》

			時間			
テーマ	No.	項目	45分 1 コマ	90分 2 コマ		
導入	1	あいさつ・自己紹介				
	2	税理士の仕事	3分	6分		
	3	講義のテーマ紹介				
テーマ I 税の意義・役割	1	税とは何か? 〜税はなぜ必要なのか?〜 〜税は誰のために?〜	7分	14分		
	2	財政	2分	8分		
テーマⅡ	1	税の種類	5分	10分		
税から考える社会の仕組み	2	ゲーム(税金を集める)	23分	40分		
	3	税を通して見る民主主義 〜ゲームの意味と国民主権〜 〜憲法と民主主義〜	3分	10分		
			43分	88分		

※時間配分は目安です。(中学校の場合は、通常1コマ50分です。)

## シナリオの使用方法

(川) 講義用テキスト 〈左へ	ニージ>	<右ページ>
シナリオ例	シナリオ補足	新 副 第 副
導 入	・パネルを貼る。「税理士による租税教室」	○ 小学生・中学生の区分について         ○ 2 コマ90分で行う場合について           緑色文字は中学生を意識したものです。         90分授業は、児童生徒に、考え、書いて、

- 1. このシナリオは見開きの状態で使用します。
- 2. 左ページのシナリオ例と、右ページの解説は、関連付けされています。
- 3. まず、シナリオ例と解説の関連性をご確認ください。
- 4. 次に、解説を熟読し、理解を深めてください。
- 5. 最後に、解説を基にご自身のシナリオを作成してください。

シナリオと時間配分は、あくまでも一例です。解説を理解していただくと、授業の組み立てや、 時間配分がしやすくなります。

実際の授業で求められているのは、講師自身の言葉で行われる熱意ある授業です。ご自身の言葉 で授業を進めてください。

※テキスト中のパネル(画像、 で囲われたキーワード、税目等)は、PDFファイルで公開しています。	
付属 DVD の小中学生向けメニュー画面、又は日税連 HP の租税教育のページ(http://www.nichizeiren.or.jp/	
taxaccount/education/) から印刷してご活用ください。	
また、パネル使用が困難な場合のためのパワーポイントファイルも同様に公開しています。	

# 

## シナリオ例

## シナリオ補足

## 導 入

・パネルを貼る。 税理士による租税教室

## □ あいさつ・自己紹介

めます。私は税理士の○○○○です。』

= 小学生用 =

## ~租税教室開催の意義~

ませんか?

『分りやすく言うと「税金」のことです。』

『皆さんも買い物をすれば消費税を払っています」すね。』 ね。一方で皆さんは税金のおかげで毎日の生活を 送っているとも言えます。』

『実は私たちは「税」と深く関わって生活してい「う。』 るのです。「税」は私たちの社会の中で大きな役 割を果たしているのです。』

『これからその「税」について、税理士の私たち です。』 と一緒に考えていきましょう。』

#### ② 税理士の仕事

『そこで、税理士って知っていますか?』 (児童:「はい、聞いた事があります。」)

『税理士はどのような仕事をしているか知ってい | 『では、税理士はどのような仕事をしているか知っ ますか?

(児童: 「・・・」)

『皆さんこんにちは!これから「租税教室」を始 ・「租税教室」=「税を通して皆さんと一緒に社会を考え る学習」

## =中学生用=

## ~租税教室開催の意義~

『皆さん「租税ってなんだろう?」って思ってい「『皆さん「今日なぜ租税教室なの?」って思って いませんか?』

> 『皆さんは中学○年生ですね。将来社会人として 活躍するために、たくさんのことを学習していま

> 『今日は、私たち国民がしっかりと理解しておか なければならない 「税 | について考えていきましょ

> 『実は、「税」について考えるということは、私た ちの「社会」について考えていくことでもあるの

> 『これから「税」を通して「社会」の仕組みにつ いて、税理士である私たちと一緒に考えていきま しょう。』

・ 税理士 のパネルを手に持つ、又は黒板に貼る。

『そこで、税理士という職業を知っていますか?』 (生徒:「はい、聞いた事があります。」)

ていますか?』

(生徒: 「・・・|)

#### 解 説

## ○ 小学生・中学生の区分について

緑色文字は中学生を意識したものです。

## ○ 2コマ90分で行う場合について

90分授業は、児童生徒に、考え、書いて、発表してもらう時間を充分取り、理解を深める説明を加えます。(テキスト中、青色文字で示しています。)

・授業冒頭の自己紹介は、児童生徒との最初の接点です。講師本人も緊張していることと思いますが、 いつもと違う大人が教壇に立っているため児童生徒も緊張しています。

そこで、リラックスして授業に臨む準備をする方法として、時間が許される場合は授業開始前に 教室に入って児童生徒とコミュニケーションを取り、クラスの雰囲気を把握することをお勧めし ます。

また、事前にコミュニケーションを取ることでリラックスできるだけでなく、児童生徒の集中力が高まることも期待できます。

できるだけ笑顔で接し、明るく大きな声で自己紹介してください。その場を無理に盛り上げたり、 笑わせたりする必要はありませんが、和やかな雰囲気になるよう心がけましょう。

- ・児童生徒は講義に興味を抱けば自然と授業に入り込んできます。そのためにも、児童生徒に今日の 授業は何か自分たちのためになりそうだ、この先の話を聞いてみたい、と思わせることが大切です。
- ※テキスト中のパネル(画像、 で囲われたキーワード、税目等)は、PDFファイルで公開しています。付属DVDの小中学生向けメニュー画面、又は日税連HPの租税教育のページ(http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/education/)から印刷してご活用ください。また、パネル使用が困難な場合のためのパワーポイントファイルも同様に公開しています。
- ・税理士の職業紹介をします。中学生向けの授業であれば、進路指導のことを意識しましょう。その際、<u>税理士の仕事に興味を持つような相談例などの話</u>をするのもよいでしょう。ただし、租税教育の目的は税理士の職業紹介ではありません。簡潔に紹介する工夫をしましょう。
- ・『また、今日のように「租税教室」を行うことも、我々税理士の大切な仕事の一つです。』と付け加 えるのもよいでしょう。

## シナリオ例

すよね。また、勉強が分からなかったら先生に相 た仕事をしています。』 談しますよね。それと同じように税金について分|『お店をやったり、会社を経営したりすると、税 からなければ税理士に相談します。

日本では自分の税金は自分で計算して自分で納めを納めます。』 ます。』

『これを「申告納税制度」と言います。』

『その計算は、税金の法律に従って計算しますが、|『税金の法律は難しいので、税の専門家である税 この法律は難しいので専門家である税理士が税金 |理士が、税金を税務署に納める人の依頼を受けて、 の計算をしたりして、いろいろなお手伝いをして | 税金を納める人の代理人として税金の計算や手続 います。税理士とはそんな職業です。』

= ここから小中学生共通 =

#### ③ 講義のテーマ紹介

『では、今日のテーマです。今日のテーマは大き く二つあります。

『一つめは「税の意義・役割」、税とは何かを考え ます。』『二つめは「税から考える社会の仕組み」 ここではく税の集め方>のゲームをします。』

『これからこれらのことをみんなで一緒に考えて いきましょう。』

『それでは一つめのテーマ、税の意義・役割につ いて一緒に考えていきましょう。』

## シナリオ補足

『皆さん、病気になったらお医者さんに相談しま|『税理士は、税理士法という「法律」に定められ

金の法律に従って、自ら税金を計算し、自ら税金

『これを「申告納税制度」と言います。』

・パネルを貼る。 | **申告納税制度** |

きを代理したり、税金の相談を受けたりする。税 理士とはそんな職業です。』

I . 税の意義・役割 ・パネルを貼る。 I . 税の意義・役割

## 解 説

- ・「<u>法律」という単語を多用</u>し、印象付けると、テーマⅡにおいて、税法は自分たち国民の意思を反映して国会で決まる「国民主権」を意識しやすくなります。
- ・法律に従って自分で納める税金の額を計算して、自分で税金を納めることに触れておくと、テーマ II において、「申告納税制度の理念」や「租税法律主義の理念」が理解しやすいでしょう。
- ・*租税法律主義や申告納税制度*を説明してもよいでしょう。

- ・テーマを紹介することによって、児童生徒は税について漠然と授業を受けるのではなく、税のこの ことについてやるのだな、という意識を明確に持つことができます。今何について勉強しているか を常に意識してもらうことで、児童生徒の関心を引き寄せましょう。
- ・一番重要なことは、児童生徒とともに「考えていく」ということです。
- ・一方的に講義をするのではなく、児童生徒とともに「考える」時間を大切にします。

## テーマIの目的

「税とは何か?」について考えることで、

- ① 自分たちが社会の中で生きていること(生かされていること)
- ② 「税」は自分たちが生きていくために必要であること
- ③ その「税」を支えていくのは自分たちであることを理解してもらうことが目的です。

①から③を理解することが、国のあり方を考えることにつながり、自分たちが主権者として主体的に社会に参画する意識を醸成することになります。

日本国憲法の基本的原則の一つである基本的人権の尊重。現代の社会生活において、それぞれの立場に関係なく、個人として尊重され、健康で文化的な生活(自由で幸福な人間らしい生活)を営むことができる権利を保障しているのが基本的人権です。

テーマ I を通して「税」を考えることで、自由で幸福な人間らしい生活を実現するためにはどうするか、自分の権利を主張するだけでなく他人の権利にも十分配慮することの大切さ、さらには民主主義の理解へとつながっていきます。

財政について考えることで、税金の使途等に関心を抱き、その財源確保の問題等についても自 分たちが考えていくべきであるということを理解してもらいます。

## シナリオ例

## □ 税とは何か?

#### ~税はなぜ必要なのか?~

『まず初めに、税はなぜ必要なのか?これについ」・パネルを貼る。 て考えてみましょう。』

『もし、無人島に一人でいたら税は必要でしょう か?』

(児童生徒:「必要ない!」)

=ここまで小中学生共通=

## = 小学生用 =

んなが協力をしてより良い生活をしていくためにしなります。』 は、「ルール」と「仕組み」が必要となります。』

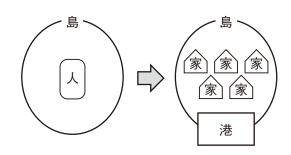
ようにみんながお金を出し合って、港を造ること ようにみんながお金を出し合って、港を造ること になりました。みんなが出し合うそのお金が税な になりました。みんなが出し合うそのお金が税な のです。』

いる「社会」を幸せにしていくために、みんなで「ていくために、みんなで支えていく「ルール」と「仕 支えていく「ルール」と「仕組み」が必要になる|組み」が必要になるのです。税はその代表的なも のです。税はその代表的なものなのです。』

## シナリオ補足

## 税はなぜ必要なのか?

(イメージ)



## =中学生用=

『そうですね。無人島に一人でいたら税は必要な|『そうですね。無人島に一人でいたら税は必要な いですね。では、人が増えたらどうでしょう?人|いですね。では、人が増えたらどうでしょう?人 が増えてきて人々が関わり合いを持ちながら生活 が増えてきて共同で生活するようになると、「社 するようになると「社会」ができます。その「社|会」ができます。その「社会」の中でお互いの自 会」の中で自分や友達、周りの人たちみんながお|由を守り、みんなが協力をしてより良い生活を実 互いに自由で幸せに生活していけるように、み 現するためには、「ルール」と「仕組み」が必要

『例えば、この島で、もっと便利に生活ができる│『例えば、この島で、もっと便利に生活ができる のです。』

『人々が関わり合いを持ちながら共同で生活して」『人々が共同で生活している「社会」を幸福にし のなのです。』

#### 解 説

日本国憲法は国家の理想,天皇の地位,国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることを理解することとは、日本国憲法には,国民の基本的人権は侵すことのできない永久の権利として国民に保障されていること,主権は国民にあること(中略)生命,自由及び幸福の追求に対する国民の権利は侵すことのできない永久の権利として国民に保障されたものであり,それを保持するためには国民の不断の努力を必要とするものであること,参政権は国民主権の表れであり,民主政治にとって極めて重要であること,また,国民は権利を行使する一方で,勤労や納税の義務などを果たす必要があることなどの権利や義務が定められていることなどを基に,日本国憲法の特色について理解することである。また,現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解することとは,現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本理念である国民主権の考え方と深く関わっていること,そのことは私たちの日常生活とも関連があることなどを基に,日本国憲法と国民生活との関連について理解することである。

(小学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

## 現代社会を捉える枠組み

対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を追究したり、解決したりする活動を通して、次の事項を身 につけることができるよう指導する。

ア次のような知識を身に付けること。

- (ア) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解する こと。
- (イ) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
  - (ア) 社会生活における物事の決定の仕方,契約を通した個人と社会との関係,きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。

(中学校学習指導要領より一部抜粋)

## ~無人島において、一人(個人)から集団(社会)へ~

- ・無人島という場面設定をすることで、児童生徒は、「一人」から「集団」への変化や「個人」と「社会」との関係についてイメージしやすくなります。(趣旨が伝われば、他の例でもかまいません。)
- ・「一人」から「集団」への変化を考えることは、「個人」と「社会」との関係について考えることであり、自分たちが社会の中で生きることの理解や社会に参画する意識の醸成につながります。
- ・講師が、次のことを理解した上で話をすると、「個人」と「社会」との関係について、より児童生 徒に伝えることができるでしょう。
  - ○人間は、一人で生きているのではなく、考え方や価値観の違う「個人」が集まり「社会」を形成し、その「社会」 の一員として生きていること
  - ○みんなが協力をして、より良い生活を営むこと

  - ○「税」は、そのきまり (ルール) の一つであること

16~19世紀のヨーロッパでは、国王が主権を持つ絶対王政から自主・自由・平等を目指す市民革命がおこり、議会制民主政治が行われる近代国家が誕生しました。近代国家においてトマス・ホッブズやジョン・ロックは「租税は、国家が市民(国民)に提供する生命と財産の保護という便益への対価である」と説いています。市民(国民)が契約によって国家を設立し、その国家に、生命と財産の保護という機能を担わせるため、その必要な費用を自発的に拠出するのが「税」であるととらえています。

# シナリオ例 シナリオ補足 =ここから小中学生共通= ~税は誰のために?~ ・パネルを貼る。 **税は誰のために?** 『では、その税は、いったい誰のためにあるので しょう?』 『具体的にみんなの生活の中で見てみましょう。』 一・児童生徒に発問し、答えを板書します。 『みんなが家から学校に来るまでの間に、安全に 登校するためのものは何があるかな?』 (児童生徒:「信号」「ガードレール」…等) 『そうですね、いろいろ出てきましたがこれらの | · パネルを貼る。 **| 税の使い道**| うち、大部分はみんなが出し合った税が使われて います。』 『ほかにも私たちの周りには、警察、消防、病院、・パネルを貼る。 道路など、税が使われているものがたくさんあり 豊かな生活のために ます。あるいは、医療や宇宙開発などの未来につ ながる科学技術の発展などにも使われています。』 ・健康に生きるために 文化的に暮らせるように 『税は、国民みんなが「豊かな生活のために」、「健 康に生きるために」、「文化的に暮らせるように」、 ・安心して暮らせるように 「安心して暮らせるように」使われています。』

『一言で言うと、税は、みんなのためのものなの

です。」

## 解 説

・児童生徒の身の回りで使われている「税」を考えることは、自分たちが生きていくために「税」が 必要であること、その「税」を自分たちが支えていくことの理解につながります。

自分たちが主権者としてすでに社会に参画していることを意識させ、税は自分たちのものであることを理解してもらいましょう。

また、現在の「税」は私たちのために使われていると伝えることも大切です。

- ・授業時間に余裕がある場合には、税の歴史的な成り立ちを説明してもよいでしょう。 その場合には、「税」について今と昔の違い、具体的には「支配者が国を維持するためのもの(税)」 から「国民みんなのためのもの(税)」に変化していったことに触れることが重要です。
- ・租税と国民の関係を考えることは、私たちと社会の関係を考えることです。

## 【税の歴史的な成り立ちを扱う場合の一例】

『大昔、人々が協力して生活をするようになると、人々をまとめる「リーダー」が生まれました。そして、そのリーダーの中により強い力を持つ「支配者」が現れました。その中で「税」は、支配者が国を維持するため、力を誇示するために使われていました。具体的には、米や野菜など支配者へ納める貢ぎ物や、国を守る兵士や労働力、これが「税」でした。

16~19世紀のヨーロッパでは、国王が主権を持つ絶対王政から自主・自由・平等を目指す市民革命がおこり、議会制民主政治が行われる近代国家が誕生しました。その近代国家において、「税」は「国家が国民の生命や財産、自由を守るために、国民が国家に対して支払うもの」であり、つまり「国民みんなのためのもの」であると言えます。』

## <90分授業の場合、ノートなどに書き出してもらい、それを発表してもらいましょう。>

- ・税が使われていないもの(靴、洋服…)が出てくることもありますが、否定せず、パネルを貼ったり、板書をしたりしましょう。
- ・写真パネルや絵を利用したり、児童生徒に問いかけたり、警察や消防署など例示したりすることで 児童生徒はイメージしやすくなります。あるいは、租税教育推進協議会のパンフレットを事前に配 布して利用するなどの方法でもかまいません。
- ・具体例とつなげて説明をすると分かりやすいでしょう。

## 【例示】

「豊かな生活のために」…道路や橋・ダムの建設に

「健康に生きるために」…医療や衛生・スポーツ施設に

「文化的に暮らせるように」…図書館や児童館に

「安心して暮らせるように」…警察や消防に

・『つまり、私たちの自由と権利が認められた社会を保つためのものなのです。』と加えてもよいでしょう。(「Ⅱ. 税から考える社会の仕組み」のおわりの言葉につながります。)

## シナリオ例

『皆さんの最も身近なところにも使われています。 何だと思いますか?

(児童生徒:「学校!|)

『そうですね、今、皆さんが毎日通っているこの 学校にも多くの税が使われています。』

『それでは、クイズです。皆さんのような小(中) 学生1人あたり1年間で、どれくらい税が使われ ているでしょうか?

『この三つの金額のうち、いくらだと思いますか? |・パネルを貼る(板書でもよい)。 自分の思ったところに手を挙げてください。』

『約30万円だと思う人?約50万円だと思う人? 約90万円(100万円)だと思う人?

『それでは正解を発表します。小(中)学生 1 人|・このシナリオでは一つの例として、三択問題の形式にし あたりに使われている年間の費用は約90万円(100 万円)です。』

『ちなみに、中(小)学生の年間費用は約100万円(90 万円)なので、義務教育9年間で約840万円ですね。』

『たくさんの税が使われていますね。だからみん なが学校で勉強できるのです。皆さんが大人に なって日本の国を今より発展させてくれるように 願って税が使われているのです。』

## 2 財政

『それでは、「豊かな生活のために」、「健康に生き るために」、「文化的に暮らせるように」、「安心し て暮らせるように」、私たちみんなの幸せのため に必要なお金は、どのくらいだと思いますか?』

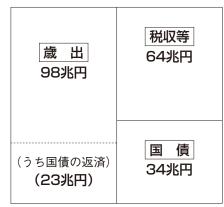
『平成30年度の国の財政(一般会計予算案)では、 警察や消防、病院、学校、防災、宇宙開発、海外協 力などに使われるお金が約98兆円になっています。』

## シナリオ補足

## 約30万円 | 約50万円 | 約90万円 |

- ・中学生1人あたり1年間の教育費は、約100万円 (平成26年度全国平均、東京都主税局HPより)
- て、児童生徒に挙手してもらう方法を示しています。
- ※パワーポイントの補助教材では、小学生用と中学生用の 両方を収録しています。不要な方のスライドを削除して 使用してください。

#### 財 政



※ T 勘定・円グラフどちらでもかまいません。

## 解 説

・身近な税の使い道として学校教育費について、児童生徒に直接関係ある1人あたりの年間教育費を 紹介します。

児童生徒にとって最も身近な学校教育費を例に出すことによって、自分たちがいつの間にか「税」 の恩恵を受けていることを感じ取ることができます。

・私立小・中学校の補助金については都道府県HP等で調べましょう。

・金額の大きさを伝えるだけでなく、税は将来の日本・世界を見据えて使われていることを理解して もらいます(児童生徒が持っている教科書裏面には「これからの日本を担う皆さんへの期待を込め」 という言葉が記されています)。それによって、税が自分たちの将来に関わることであり、主権者 として積極的に社会参画していこうという意識の醸成につなげます。

- ・「テーマ II」への転換点として、財政の説明をすることにより、税が自分たちの生活に深く関わり合っていることを感じてもらいます。
- ・必要な財源を確保するために税収が必要である事を確認し、税の使い道にも関心を持たせます。
- ・未来は、自分たちで創っていくことができると伝えます。

「国や地方公共団体の政治」の取組について、具体的に調べられるように児童の関心や地域の実態に応じて、「社会保障、自然災害からの復旧や復興、地域の開発や活性化などの取組」の中から選択して取り上げる。(中略)これらの取組を調べることを通して、国民生活における政治の働きを考えるようにすることが大切である。

その際, 税金が国や地方公共団体による対策や事業に使われ, 国民生活の向上と安定のために重要な役割を果たしていることを理解できるようにする必要がある。

(小学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

## シナリオ例

『でも、実は、みんなが出し合ったこの国の税金、|※「租税及び印紙収入」と「その他収入」の合計額です。 税収は約64兆円しかないのです。必要な金額のう ち、66%程度ということですね。』

『では、足りない分はどうしたのでしょうか。そ れは借金によって賄われているのです。』

『今、日本は税収よりも使うお金の方が多く、問 題となっています。』

『毎年借りている金額より返している金額の方が 少ないため、借金の残高が増え続けています。』

『今後は子供の数が減り、高齢者が増える少子高 齢化で、働く世代の人口が少なくなり、年金や医 療、介護などの社会保障費が増え、そのために必 要なお金をどのように確保すればよいかという問 題もあります。

『では、どうしたらよいでしょうか?』

(児童生徒:「税金を上げる…」)

(児童生徒:「無駄遣いをやめる…」)

『そうですね。借金を減らすには、税収を増やすか、 使うお金を減らす必要があります。』

『どちらも簡単なことではないし、ほかに良い方 法があるかも知れません。』

『どのような国にしたいのか、私たち国民一人一 人が考えなくてはなりません。』

『私たち一人一人が「社会」のことを考え続ける ことで、明るい未来が開けるのです。これは大切 なことです。』

## シナリオ補足

解 説

日本国憲法第25条の精神に基づく社会保障制度の基本的な内容の理解を基に、その充実・安定化を図っていく必要があることを理解できるようにするとともに、財政の現状や少子高齢社会など現代社会の特色などを踏まえながら、受益と負担の均衡のとれた持続可能な社会保障制度の構築など、これからの福祉国家の目指す方向について理解できるようにすることを意味している。

(中学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

## <90分授業の場合、ノートなどに書き出してもらい、それを発表してもらいましょう。>

・租税教育において財政を説明するのは、財政が選挙の判断材料の一つとなることを伝えるためです。 選挙を通じて、自分たちが考えて社会参画し、自分たちの未来を決める。社会を支える一員である ことを自覚させ、様々な問題に関心を持ち、自分のこととして考えるきっかけを作ってください。

<90分授業の場合、歳出の規模により高福祉高負担、低福祉低負担の選択肢などがあることを伝えるとよいでしょう。>

## 【例示】

『国民が国や地方公共団体から大きなサービスを受けたいと望むなら、多くの税を負担しなければ なりません。逆に税の負担を少なくしたいと望むなら、国や地方公共団体から受けるサービスが減 ることになります。』

## シナリオ例

『そして、私たちみんなの共通の願い、自由で幸 せな生活が叶うよう、大きな役割を果たしている のが、国や地方公共団体です。』

『でも、日本の国や地方公共団体は、実はお金や 財産をあまり持っていません。』

(1) 『そこで、私たち国民から税を集め、私たち国 民が税を負担し、私たち国民が、「豊かに」、「健 康に」、「文化的に」、「安心して」幸せに生活で きるよう、集めた税を使っているのです。』

=ここまで小中学生共通=

=ここから小中学生共通= 『このように、私たちは税と深く関わり合って生 活しているのです。』

『税の意義・役割についてお話してきましたが、・パネルを貼る。 税は、みんなのために使われていることが理解で きましたか? みんなで使うもののために、みんな の幸せのために、みんなが出し合っているのが税 です。』

## シナリオ補足

## =中学生用=

- (2) 『所得や儲けが多い人には税を多めに負担して もらい、少ない人には少なめに負担してもらう などして、貧富の格差が開きすぎないように配 慮し、それぞれの能力に応じて負担します。
- (3)『世の中の景気がよいと、国民は財布のひもを 緩め、たくさん買い物をするので、消費税など の税収は増えます。景気が悪いと、財布のひも を締め、買い物を控えるので、消費税などの税 収は減ります。』

## 税は

- みんなのために使う
- みんなの幸せのために
- みんなが出し合う

## 解 説

社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護など国や地方公共団体に任せた方が効率的であったり、公正であったり、市場の働きだけに任せたままでは解決が難しかったりする問題について多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにすることを意味している。(中略)財政支出に対する要望は広範多岐にわたり、そのための財源の確保が必要であるが、国や地方公共団体の財源は無限にあるわけではなく、税収に加え特例公債の発行などによって賄われている現状の理解を基に、効率と公正、希少性などに着目して、財源の確保と配分について、国民や住民が受ける様々な公共サービスによる便益と、それにかかる費用の負担など財政の持続可能性に関わる概念などと関連付けて多面的・多角的に考察し、表現できるようにすることを意味している。

(中学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

「租税の役割」については、租税が国や県、市によって行われている対策や事業などの費用として使われていること、それらは主に国民によって納められた税金であることなどを理解できるようにする。その際、限られた財源をどのように配分するのかを決める責任は、国会や地方議会などの制度を通して、国民や住民にあることに触れるようにする。

(小学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

財政の歳入・歳出における内容や現状を具体的に取り上げ、財政が社会資本の整備や外交、防衛などの公共財の提供などによって、現在世代のみならず将来世代をも含め、持続可能な社会の形成に資することも念頭に、人々の生活を保障する国民福祉の観点に立って行われるべきものであることを理解できるようにするとともに、統計資料などを有効に活用しながら租税の大まかな仕組みやその特徴にも触れ、国民生活に大きな影響力をもつ財政を支える租税の意義や税制度の基礎を理解できるようにすることを意味している。

(中学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

- ・財政の三つの役割
  - (1)資源配分機能(公共財の提供)
  - (2)所得の再分配機能(貧富の格差の是正)
  - (3)景気調節機能
  - について簡単に触れます。

#### シナリオ例

#### Ⅱ. 税から考える社会の仕組み

『次は二つめのテーマです。ここでは、日本には どのような税があるのか?どのように税を集めた らよいのか?ゲームを通して一緒に考えてみたい と思います。』

#### シナリオ補足

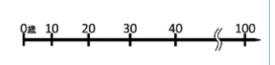
・パネルを貼る。

#### Ⅱ. 税から考える社会の仕組み

#### ① 税の種類

『では、皆さんが人生でどのような税と関わっていくのか考えていきましょう。』

・黒板に線を書く。



#### 解 説

#### テーマⅡの目的

① まず、ライフイベントを通して税の種類を挙げてもらい、なぜたくさんの種類の税があるのか、 どのように課税しているのか疑問を抱いてもらう。

ライフイベントの形式で説明することにより、児童生徒がこれから関わっていく社会には、どのような税があるのかを自身の成長とともに見ていくことによって、より積極的に主権者として 社会参画する意識を醸成します。

② 次のゲームで、「税を公平に集める」こと = 「課税の公平」を通して社会を考え、それぞれの 立場で少数意見を大切にし、対立の中から相手を重んじ合意を形成していく過程を体感させ る。

#### 現代社会を捉える枠組み

対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を追究したり、解決したりする活動を通して、次の事項を身 につけることができるよう指導する。

ア次のような知識を身に付けること。

- (ア) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解する こと。
- (イ) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
  - (ア) 社会生活における物事の決定の仕方,契約を通した個人と社会との関係,きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。

(中学校学習指導要領より一部抜粋)

- ③ ゲーム終了後、ゲームで体感したことを基に、約50種類もの税があるのは、立場の違う人たちの公平性を保つためだと気付いてもらう。
- ④ ①から③を通じて、集め方を決める過程から、国民主権、民主主義、租税法律主義等を理解 してもらい、税は自らが社会参画し自分たちが決めていくものだと理解してもらう。

日本国憲法は国家の理想,天皇の地位,国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることを理解することとは、日本国憲法には,国民の基本的人権は侵すことのできない永久の権利として国民に保障されていること,主権は国民にあること(中略)生命,自由及び幸福の追求に対する国民の権利は侵すことのできない永久の権利として国民に保障されたものであり,それを保持するためには国民の不断の努力を必要とするものであること,参政権は国民主権の表れであり,民主政治にとって極めて重要であること,また,国民は権利を行使する一方で,勤労や納税の義務などを果たす必要があることなどの権利や義務が定められていることなどを基に,日本国憲法の特色について理解することである。また,現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解することとは,現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本理念である国民主権の考え方と深く関わっていること,そのことは私たちの日常生活とも関連があることなどを基に,日本国憲法と国民生活との関連について理解することである。

(小学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

#### シナリオ例

『皆さんは、もう「ある税金」を負担しています。 さて何税でしょう?

(児童生徒:「消費税!|)

『そうですね、皆さん買い物をしたら「消費税」 を払っていますね。消費税とは収入や持っている お金に関係なく、誰もが同じものを買えば同じ金 額を負担する税です。誰でも買い物をしたり、サー ビスを受けたりするので確実に税を集めることが できます。』

『あと○年くらい経つと18歳になりますね、18歳 になるとできることは何でしょう?』

(児童生徒:「選挙|)

『そうですね、選挙に行けるようになります。選 挙については、またあとでお話しします。18歳に なるとできることは、自動車の免許を取ることで す。』

『自動車を持っていると、「自動車税」を負担しま | · パネルを貼る。 | **自動車税** す。』

『さらに2年経つと20歳になります。20歳になる とできることは何でしょう?』

(児童生徒:「お酒」)

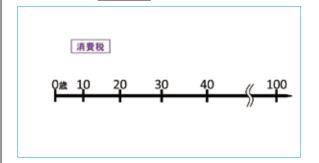
『そうですね、20歳になるとタバコを吸うことや、|·パネルを貼る。 **| 酒税** | | **たばこ税** | お酒を飲むことができるようになります。』

『タバコを買う人は「たばこ税」、お酒を買う人は 「酒税」という税金を負担します。』

『学校を卒業し、会社に勤め、給料をもらうように なると負担することになる税は何税でしょう?』

#### シナリオ補足

・パネルを貼る。 消費税



・パネルを貼る。 選挙







※必ず20歳より後ろに貼ってください。

#### 解 説

- ・各税目が私たちの生活とどのように関わっているか、どのようなことに対して課税されているのか を簡単に説明し、税の理解を深めてもらいます。消費に対する課税、所得に対する課税、資産に対 する課税という課税のベースが異なっていることにも触れましょう。
- ・ここでは、税の種類を覚えてもらうことではなく、税にはたくさんの種類(約50種類)があるのだ と印象付けることが重要です。税の説明会にならないように留意しましょう。また、同時にいろい ろな集め方、課税の仕方・対象があることを理解してもらい、このあとの「税を集めるゲーム」に おいて児童生徒の思考の幅が広がるように心がけましょう。
- ・年齢の設定や、イベントの順序は一例です。ご自身の説明しやすい順序で進めてください。
- ・「消費税」については児童生徒も負担していることを確認してください。
- ・立場の違う人(高齢者・若者・高所得者等)でも同じものを買えば同額の消費税を負担することを 説明してもよいでしょう。

・酒税とたばこ税のパネルは、必ず20歳より後ろに貼ってください。

#### シナリオ例

(児童生徒:「所得税|)

『そうですね、「所得税」を負担します。この所得 税は、たくさん儲けた人は多く、そうでない人は、 それなりに負担する税です。この方法だとたくさん 儲けた人ほどたくさんの税がかけられ、能力に合 わせた負担にしやすいという利点があります。(応 能負担)また、「住民税」という税もかかります。』

『税金を三段に分けているのには、意味がありま す。』

『国税は、国の税収となり、地方税は、その地域 の税収となります。地方税は、地域の事情に合わ せて独自に税を集めています。また、国と地方で 分けているのもあります。』

『国の税収は、国全体のために使ったり、地方に 配分したりしています。地方の税収は、その地域 |・パネルを貼る。 | 法人税 | | 事業税 | のために使っています。

『30歳になり、会社を作りました。会社が儲かると、 負担する税は何税でしょう?』

(児童生徒:「法人税|)

『そうですね、会社が儲かったら「法人税」を負 担します。この法人税は、会社の儲けに対して、 一定の割合を掛けて計算した税金を負担します。 また、法人の儲けには「事業税」や「住民税」といっ一パネルを貼る。 固定資産税 た税金もかかります。』

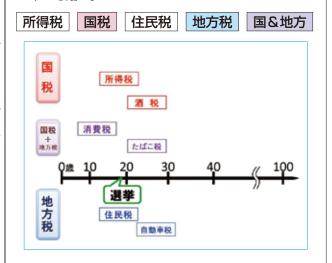
『40歳になり、自分の家を持ちました。家を持つ とある税を負担しなければなりません。さて、何 税か分かるかな?』

(児童生徒:「固定資産税」)

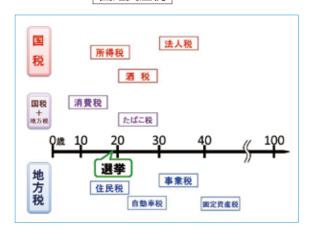
『そうですね、家や土地などを持っていると「固 定資産税」を負担します。』

#### シナリオ補足

・パネルを貼る。









・国税 (赤)・地方税 (青)・国及び地方 (紫) とパネルは色分けされています。国には国の、地方には地方の財源が必要であることも合わせて説明しましょう。

「租税の役割」については、租税が国や県、市によって行われている対策や事業などの費用として使われていること、それらは主に国民によって納められた税金であることなどを理解できるようにする。その際、限られた財源をどのように配分するのかを決める責任は、国会や地方議会などの制度を通して、国民や住民にあることに触れるようにする。

(小学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

・中学生の場合は、一定の割合を一定の率と説明することで、より後段のゲームで同率につなげやすくなります。(小学生の場合は、率より割合の方が、理解しやすいでしょう。)

#### シナリオ例

『そして、年をとって寿命が尽き、残った財産を |・パネルを貼る。 | 相続税 家族が引き継ぎます。その財産をもらった人が負 担する税は何税でしょう。』

(児童生徒:「相続税」)

『そうですね。「相続税」を負担することになりま す。』

『ここまで見てきただけでも、たくさんの税が出 てきましたね。』

『いろいろな方法で税金を集めていることが分 かったと思います。』

『それでは、現在日本には、主な税は何種類ある ├・パネルを貼る。(板書でもよい。) と思いますか? |

と思いますか。』

『正解は、約50種類です。』

『では、なぜ約50種類の税があると思いますか?』

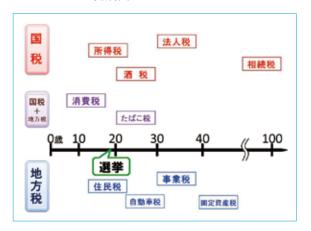
(児童生徒:「たくさん集められる」「大勢の人か ら集める」)

『そうですね。でもそれだけではありません。<br/>こ れだけの種類があることには、もっと「大切な理 由しがあります。』

『その理由についてはまだ説明しません。このあ と、みんなで「税金を集めるゲーム」をやりたい と思いますが、そのゲームが終わったらもう一度 考えてみましょう。

#### シナリオ補足

※ライフイベント完成図



#### 約15種類 約30種類 | 約50種類

『ここでまた3枚のパネルを貼りました。どれだ |・ここで各パネルを指しながら、児童生徒に挙手させてみ ましょう。

#### 解 説

- ・税の種類が多いことを印象付けるとともに、税のいろいろな性質・集め方について説明したことを もう一度伝え、次の集め方(ゲーム)で意見が出やすいようにします。
- ・主な税以外を含めると約50種類ではないので、必ず「主な」という前置きをつけておきましょう。
- ・児童生徒の発言はあくまでも一例です。
- ・児童生徒からは、「たくさん集められる」「大勢の人から集められる」などの答えが予想されます。
- ・答えが出なくても、無理に発言を求めなくてよいでしょう。答えが出ない場合、講師の方から「たくさん集められるから、と思っている人もいるかもしれませんね。」というように、次のセリフへの前置きをするとよいでしょう。
- ・ここではあえて答えを出さず、疑問を投げかけたままにしておきましょう。
- ・なぜ主に約50種類あるのかと発問していますが、次のゲームは、直接その理由について考える内容にはなっていないので、「ゲームが終わったらもう一度考えましょう」と言って児童生徒の頭の中をリセットしてゲームに入ります。
- ・次の集め方のゲームを通して、児童生徒と一緒に答えを導き出していきます。

#### シナリオ例 シナリオ補足

#### ② ゲーム (税金を集める)

『では、今から税をどうやって出し合ったらよい のか、皆さんと一緒に考えてみたいと思います。』

・パネルを貼る。 **税の集め方** 

#### ゲームの目的

- ①ゲームをしながら、「税を公平に集める」こと=「課税の公平」を通して社会を考えていきます。「公平」を考 えてもらうことは、租税教育における重要な学習支援の一つです。
  - 公平にはいろいろな考えがあること
  - ・平等は必ずしも公平ではないこと
  - ・立場が変われば公平の感じ方も変わること
  - 1種類では税を公平に集めるのに限界があるため、約50種類の税があることに気付いてもらうこと。
- ②集め方の決定の過程で、少数意見を大切にすることや、対立の中から相手を重んじ合意を形成していく過程を 体感させ、国民主権・民主主義・租税法律主義等を理解してもらいます。

(次の項目、「③税を通して見る民主主義」につなげます。)

『では、六つの班に分かれてもらいます。1班と|・「班分け」と「代表者」は、打合せ時に先生に依頼し、 そして5班と6班はCの立場になってください。 そしてそれぞれの班で代表者を決めてください。』

『はい、決まりましたね。』

『このゲームに正解はありません。皆さん、自由 に考えて自分の意見を積極的に出していただきた いと思います。』

『それでは、このクラスを一つの国とします。』

て暮らせるように | なるために必要なものがあり ます。皆さんは何が必要だと思いますか?』

『ではこの国では○○が必要だということになり ました。』

『○○を造る(買う)ためには、3.000万円必要です。』

『では、3,000万円をABCから集めるならいくら ずつでよいでしょう?』

2班は、Aの立場で、3班と4班はBの立場で、│ 例えば給食班とするなど、事前に決めておいてもらいま しょう。

> その際、代表者は児童生徒が決めるようにしてもらって ください。

・ここからゲームに入ります。

- 『●●国では、「豊かに・健康・文化的に・安心し |・45分授業の場合は、講師が国の名前(例:担任の先生の 名前等)と必要なものを決めておいて児童生徒に伝えま しょう。決めておくと、この後のゲームが進めやすくな ります。
  - ・黒板に国の名前と必要なもの、サービスなどの内容を板 書する。

#### 解 説

・みんなが出し合っている税をどのように集めればよいのかを考えながら、課税の公平や社会生活に おける物事の決定の方法などを<u>アクティブ・ラーニング(主体的・対話的で深い学び)を活用した</u> ゲームで体感してもらいます。

#### ※アクティブ・ラーニング(主体的・対話的で深い学び)とは

これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い、関わり合い、自分の人生 を切り拓いていくために求められる資質・能力を育み、生きて働く知識・技能を習得し、未知の 状況にも対応できる思考力・判断力・表現力などの育成を支援します。

(注) 平成29年3月告示の学習指導要領では、「アクティブ・ラーニング」との表現を避け「主体的・対話的で深い学び」と記載しています。これは「アクティブ・ラーニング」の概念が成熟しきっておらず学習指導要領において使用する表現として適していないと判断されたためです。

#### ※1クラス40名程度の班分けについて

班の数	メリット	デメリット
3班	ゲームの設定の理解がしやすい	1 班が13名程度となり構成人数が多すぎるため、全員の意見をまとめるのに時間を要する
6 班	一人一人が参加しやすい 1班が5名から6名で意見が出やすい	ゲームの設定の理解に時間を要する

班分けの方法には上記のような特徴があります。

学校側では、班の人数は1 班あたり $5\sim6$ 名が望ましいと考えているようです。 6 班の場合には、同じ収入の班を二つにします。(A・A'・B・B'・C・C'等) 班分けについては、学校側の事情等、事前の打合せ時によく確認して、このゲームの目的に沿った方法を選択してください。

・児童生徒は正解を求めがちなので、ゲームを始めるときに、このゲームには正解が無いことを伝え ましょう。

<90分授業の場合は、「国の名前」・「税で必要なもの」を児童生徒に決めてもらうのもよいでしょう。>

- ・児童生徒からの様々な発言を拾い上げることができるよう「集める金額」はパネルにせず、講師が 黒板に板書しながらゲームを進めていきます。
- ・同額が「平等」という考え方からスタートします。その後の平等と公平の違いの導入部分のため、 時間をかけすぎないようにします。

#### シナリオ例

(児童生徒: [1,000万円ずつ!])

『はい、1,000万円ずつ同額の方法がありますね。 これなら平等だよね?』

(児童生徒:「平等だからよいと思います!」)

『でもそれぞれ稼いだお金、儲けたお金、持って いるお金が違ったらどうでしょうか。』

『ではAからCまで、それぞれ違うなかで、考え てみましょう。』

『それでは、皆さんのお金を発表します。 A は2,500 | · 金額のパネルを貼る。 「2500 | | 500 | | 7000 | 万円、Bは500万円、Cは7.000万円です。』

『先ほどと同じように1.000万円ずつだと、このよ うになりますね。』

『Aの残りのお金は1,500万円、Bは500万円足りな いね。Cは、まだ6,000万円も残っているね。』

『Bは払えませんね。この方法でよいですか?』

(B:「Cに全部払ってもらいたいです。」)

『これでよいですか?』

(C:「え~?いやだよ!」)

『Cは不満のようですが、どのような方法がよい と思いますか?

(C: 「AとBだけで3.000万円になる! |

『この方法でよいですか? AとBは生活できなく なってしまいますね。』

#### シナリオ補足

- ·パネルを貼る。 **A** | **B** | **C**
- ・金額を板書する。

#### 【3000を集める】



#### 【3000を集める】

		同額			Г
2500	A	1000			L
500	В	1000			
	•	1000			F
7000		1000	 	 	L
		3000			
					Щ

#### 【3000を集める】

-同 額 特定の人 特定の人

2500	A	1000	0	2500		
500	В	1000	0	500		
7000	С	1000	3000	0		
		3000	3000	3000		

・ここからは、児童生徒の反応により順番が前後すること があります。

#### 解 説

- ・問いかけの回答が出なかった場合は「1,000万円ずつですね」と話を進めてください。
- ・できるだけ児童生徒の意見を大事にし、パターンが増えない場合のみ助言するようにしましょう。
- ・児童生徒の発言はあくまでも一例であり、シナリオ通りに進行しない場合があります。講師は類似意見や反対意見など、発言をすべて板書し、活発に発言できるような雰囲気作りを心がけましょう。 その上で、四つのパターン(同額・特定・同率・累進)を拾い上げてください。
- ・四つのパターン(同額・特定・同率・累進)が出なくても、そのままゲームを進め、後段の税金の 説明の中で『先ほど、皆さんからは意見として挙がりませんでしたが、こんな集め方もありますよ ね。』と出なかった集め方と、その税の説明をしましょう。
- ・収入と資産の違い、両方をイメージできるようにすると税を負担する能力の違いにつなげることが できるでしょう。

#### <90分授業の場合は、どの立場になるか、児童生徒に選んでもらうのもよいでしょう。>

- ・こちらで決めるとしても、児童生徒が単に形式的に考えないよう、あえて順番をバラバラにしましょう。
- ・ここで「平等」 = 「公平」であり、「平等」 ≠ 「公平」でもあることに気付かせます。「公平」にはいろいろな考え方があります。
- ・あとで立場を変える(7,000万円から500万円に立場を変える等)と、与える印象が強まります。立場を変えるだけで、公平感の変化を体感してもらえます。

#### ポイント

Bに「不公平だ!」と感じてもらい、対立から合意に至る過程を体感してもらいます。

「対立」が生じた場合、多様な考え方を持つ人が社会集団の中で共に成り立ちうるように、また、互いの利益が得られるよう、何らかの決定を行い、「合意」に至る努力がなされていることについて理解できるようにすることを意図している。

さらに、このような「合意」がなされるためには、決定の内容や手続きの妥当性について判断を行う必要があるが、 その際、「効率」や「公正」などの考え方が代表的な判断の基準となる。

(中学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

#### ポイント

ここでもCに「不公平だ!」と感じてもらうと、より対立軸が鮮明になります。 これにより、対立から合意に至る過程が鮮明に伝わるでしょう。

#### シナリオ例

(児童生徒:「みんなに必要なものだからみんなか ら集めるのがよいと思います。|)

『では、どのような方法がよいと思いますか?』

(A:「持っているお金の合計が1億円だから、み んな30%ずつがよいと思います。|)

(A: 「持っているお金を比で計算すると5:1:14 になるからその割合で支払うのがよいと思います。」)

『それでは、皆さんから30%ずつの同率だったら どうでしょう?』

『このようになりますが、これでよいですか?』

(B:「これじゃあ暮らしていけないよ!|)

(B: 「Cはまだまだ余裕じゃん、ずるいよ!」)

『立場が変わったらどうでしょうか?』

『Cも来年はBのようになるかもしれないよ。AもB も来年はCのようになるかもしれないですよ。』

『自分のことばかり考えず、相手の立場も考えて どのような方法がよいかもう一度考えましょう。』

『それではどのような方法が考えられるでしょ う。

『先ほども話しましたが、このゲームに正解はあ りません。考えた案をどんどん発表してくださ [°11

(児童生徒: 「A500万円、B50万円、C2,450万円 (完成図の例①) がよいと思います。」)

(児童生徒:「A1,000万円、C2,000万円がよいと思 います。」)

(児童生徒:「A700万円、B50万円、C2,250万円 がよいと思います。」)

#### シナリオ補足

#### 【3000を集める】

		同額	特定の人	特定の人	同率(30%)	_
2500	A	1000	0	2500	750	
500	В	1000	0	500	150	
7000	С	1000	3000	0	2100	
		3000	3000	3000	3000	

#### 【3000を集める】

,			同額	特定の人	特定の人	同率(30%)	_
,	7000	A	1000	0	2500	750	
	2500	В	1000	0	500	150	
	500	С	1000	3000	0	2100	
			3000	3000	3000	3000	L

#### 【3000を集める】

2500	Α	1000			750	500	
500	В	1000	0	500	150	50	
7000	С	1000	3000	o	2100	2450	
		3000	3000	3000	3000	3000	

#### 解 説

・負担している人だけでなく、負担していない人も利益を得ていることを伝えてもよいでしょう。

- ・30%と同じ、「5:1:14の比で・・・」と発言する児童生徒が多いですが、児童生徒の意見をよく聞き、 異なる意見が存在することを確認するようにします。
- ・同率30%の意見が出ない場合、持っているお金の合計額をこの場面で板書すると、対比が分かりやすく、意見が出やすくなります。

・立場が変われば公平の感じ方も変わることを気付いてもらいましょう。

「現代社会に見られる課題について公正に判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う」とは、現代社会に見られる課題について判断するときには、収集した資料の中から客観性のあるものを取捨選択しながら事実を捉え、いろいろな立場に立った様々な考え方があることを理解した上で判断する、結論に至る手続きの公正さに加え、その判断によって不当に不利益を被る人がいないか、みんなが同じになるようにしているか、といった機会の公正さや結果の公正さなど「公正」には様々な意味合いがあることを理解した上で、現代社会に見られる課題について判断できるようになることを求めてこのような表現としている。 (中学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

- ・活発に意見が出た場合は、否定せず、すべて板書し、それぞれの考え方、感じ方には違いがあることを確認します。
- ・累進は、児童生徒が発言した金額(「A1,000万円、C2,000万円」や、「A700万円、B50万円、C2,250万円」など)で表を埋めましょう。講師が累進税率を提示すると「これが正解だ」と考えてしまい、この後の話し合いがうまく進まないことがあります。
- ・累進の発言がない場合、『余裕のないBは少なめにして、余裕のあるCにもっと出してもらう方法 はどうだろう、』などのヒントを出すとよいでしょう。

※講師は以下のような発言は控えましょう。

・児童生徒:「Bが全部出せばよい。」

師:『それじゃBが生活できなくなっちゃうからだめだよ。』\*なぜBが全額を負担するのか、理由を聞きましょう。

・児童生徒: [30%の同率で集めよう。]

講師:『良い意見だね。』

\*発言に優劣をつけることになり、次の発言につながらない場合があります。

#### シナリオ例

『この他にはないでしょうか?』

『今自分で考えた案や、みんなからの発表で出た 案を基に、代表者を中心に、班ごとに話し合って |・児童生徒は、同率・累進税率を選ぶ傾向があります。よ 決めてください。』

『話し合うとき、みんなの意見をよく聞いて、相 手の立場に立って、少数の人の意見にも耳を傾け てください。

『このゲームの正解はありません。どの方法を選 んでもよいので、その理由も考えてください。』

\*2分程度(90分授業の場合は適宜)話し合う時 間を取ってください。

『それでは各班の代表者の人は、選んだ方法とそ の理由を発表してください。』

#### 【例示:代表者による国会方式】

います。」)

(代表者B:「Cが全部払うのが公平だと思いま ·【例示:代表者による国会方式】により決める方法は、 す。|)

(代表者C: [30%ずつが、公平だと思います。])

(代表者A'、B'、C'順次発表)

『代表者の人は、教室の中央に集まってください。』 います。

の方法にするのかを決めてください。』

さい。周りの皆さんも、他の班の代表者の意見を よく聞いてください。』

\*1分~2分程度(90分授業の場合は適宜)代表 者が話し合う時間を取ってください。

#### シナリオ補足

・パネルを貼る。 **少数意見に耳を傾ける** 

り自由な発想が出るよう講師は努めましょう。「正解は 無い」ことを伝えましょう。

#### (参考)【国民投票方式】

例示した代表者による国会方式のほかに、国民投票のよう に、代表者が再度自分たちの班の意見を話した上で、児童 (代表者A: [30% ずつ払うのが、平等でよいと思 | 生徒全員参加での多数決や投票による決め方もあります。

- その後の民主主義の解説につながります。
- ・代表者が集まることが国会の開催にあたります。 『代表の方は、この国全体のことを考え、さらには自分 の班の利益のことを考えて発表してください』というよ うな言葉を追加すると、より国会方式を意識できると思
- 『今から代表者6人で話し合ってこの国では、ど|・代表者が集まり話し合っているときは、残りの児童生徒 が参加(話し合いの過程)しないことがないよう、代表 者に教室の中央に集める、班の場所から全体に聞こえる 『代表者の皆さん、自分の班の意見を話してくだ ように意見を主張してもらうなど、全員が参加できるよ うに工夫しましょう。

#### 解 説

・相手のことを考えて少数意見を切り捨てないよう、立場の違いに耳を傾け、よく意見を聞き、意見が出尽くしたところで、より良い合意形成に向けるということは基本的人権の尊重そのものであり、 民主主義の基本原則につながり、憲法の説明にもつながっていきます。

一つは、基本的人権の理念が、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、過去幾多の試練に堪えてきた価値あるものであること、いま一つは、基本的人権の理念が、自由で幸福な人間らしい生活を願う人々にとって、広く支持され得る普遍的な内容をもっているので国の政治や人々の社会生活を具体的に律する有効な指針となることである。すなわち、現代の社会生活において、人間の生き方が問われ、豊かな人間性を育てることが基本的な課題として重視されているが、その際、人間の尊重を核心とする基本的人権の理念は最もすぐれた具体的な指針となると考えられるのである。

(中学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

「対立」が生じた場合、多様な考え方をもつ人が社会集団の中で共に成り立ちうるように、また、互いの利益が得られるよう、何らかの決定を行い、「合意」に至る努力がなされていることについて理解できるようにすることを意図している。

さらに、このような「合意」がなされるためには、決定の内容や手続きの妥当性について判断を行う必要があるが、 その際、「効率」や「公正」などの考え方が代表的な判断の基準となる。

まず「効率」については、社会全体で「無駄を省く」という考え方である。(中略) すなわち、「合意」された 内容は社会全体でより大きな成果を得るものになっているかを検討することを意味しているのである。

一方、「公正」については「みんなが参加して決めているか、だれか参加できていない人はいないか」というような手続きの公正さや「不当に不利益を被っている人をなくす」、「みんなが同じになるようにする」といった機会の公正さや結果の公正さなど、「公正」には様々な意味合いがあることを理解した上で、「合意」の手続きについての公正さや「合意」の内容の公正さについて検討することを意味している。

(中学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

多数決の原理が国民のための政治に結び付くには十分な説得と討論が前提となること、そのためには言論の自由が保障されなければならないことについて、十分に理解できるようにすること、さらに、多数決が公正に運用されるためには、反対意見や少数意見が十分に尊重されることが必要であることや、多数決で決めてはならないことがあることについても理解できるようにすることが大切である。

(中学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

よりよい決定の仕方とはどのようなものか、契約とはどのようなものか、なぜきまりが作られるのか、私たちにとって決まりとは何だろうか、といったきまりの意義などに関する理解を基に考察し、表現することができる適切な問いを設け、それらの課題を追究したり解決したりする活動を通して、現代社会を捉え、考察、構想する際に働かせる概念的な枠組みの基礎として対立と合意、効率と公正などについて理解できるようにする(以下略)(中学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

- ・「対立」から「合意」に至る過程で、自らの意見と相手の意見の違いをよく考え、合意形成していく大切さを実感してもらい、少数意見を切り捨てないよう助言をしていきます。
- ・手続きの公正さ、内容の公正さを体感してもらいます。

#### シナリオ例

(ゲーム終了) 拍手等、必ず区切りをつけます。

『今、みんなで税を集める方法を決めました。』

『これで、ここにいるみんなが納得する方法にな りましたか?「この方法ではない方がよい」と思っ た人もいるのではないかな?では、どうすればみ んながより納得する方法にすることができるで しょう?』

『方法を一つに決めるのではなく、いくつものや り方を組み合わせることで、みんながより納得す る方法にすることができるのです。』

『先ほど、なぜ約50種類もの税があると思います か?と聞きましたが、なんとなく分かりましたか?』

『集め方が1種類だけだとみんなが「公平」とは 思えませんが、約50種類もの税を組み合わせるこ とにより、できるだけ「公平」に感じてもらうよ うな仕組みとなっています。』

『それではゲームの中で皆さんが考えた方法が、一税の種類で利用した税のパネルを前ページ、税を集める どの税に対応するかを説明します。

- ① 『消費税は同じ1.000円の物を買ったら誰もが同 じ80円を負担するから公平だよね。
- ② 『だけど持っているお金によっては不公平だよ ね。平等は公平だけど、公平じゃないときもあ | 「消費税 | ⇒平等=公平、平等≠公平(板書する。) りますね。』

#### シナリオ補足

『この国では、今回は30%の方法に決まりました。』 ・税は勝手に決められてしまうものではなく、「私たちが 自分の考えで決めるもの |、ということを実感してもら いましょう。

#### ゲームの目的の再確認

- ①ゲームをしながら、「税を公平に集める」こと=「課 税の公平」を通して社会を考えていきます。「公平」 を考えてもらうことは、租税教育における重要な 学習支援の一つです。
  - ・公平にはいろいろな考えがあること
  - ・平等は必ずしも公平ではないこと
  - ・立場が変われば公平の感じ方も変わること

1種類では税を公平に集めるのに限界があるた め、約50種類の税があることに気付いてもらうこ

②集め方の決定の過程で、少数意見を大切にするこ とや、対立の中から相手を重んじ合意を形成して いく過程を体感させ、国民主権・民主主義・租税 法律主義等を理解してもらいます。

ゲームの(完成図の例①)の当てはまる場所に貼ってい きます。

・平等(同額)に出し合う… 消費税 のパネルを貼る。 →これをすることによって逆進性を意識する。

#### 解 説

・話し合いや多数決の結果、一つに決めることよりも集め方を決める民主的な過程を体感することこ そが重要です。

【例示】『今回は○○の方法と●●の方法の二つの方法になりました。』

- ・ゲームの延長で、主な税が約50種類もある理由を解説するのではなく、一度ゲームは終了したことを認識してもらい、次の解説に入ることで児童生徒の集中力を切らさない工夫をし、児童生徒の気持ちをゲームから切り替えさせましょう。
- ・みんなで決めた方法以外の方法がよいと思った児童生徒もいることをクラス全体に伝え、少数意見 も考慮することをイメージしてもらうとよいでしょう。
- ・税の負担感は立場によって異なるため、課税の公平は、自分とは立場の違う人への配慮を考える必要があることを伝えるとよいでしょう。
- ・約50種類もの税を組み合わせることにより、できるだけ公平に負担してもらう仕組みとなっている ことを知ってもらいます。専門用語を覚えてもらうことが目的ではありません。

#### 【消費税説明の例示】

①金額のパネルを隠し「同額を負担」 することを説明し、「平等」である ことを体感してもらいます。



②次に金額のパネルは隠さずに負担感の 違いから逆進性を体感してもらいます。





・消費税を同率ととらえる考え方もありますが、消費(対価)に対して支払う税であり、利益や儲けに対して支払う税ではなく、受けた受益に対して同額支払うものであるため個人により負担感が違ってきます。財やサービスを購入するすべての人に同じ金額の税負担を求められるため、低所得者の方が、所得全体に占める税負担の割合が高くなる逆進性という問題が生じます。水平的公平は、同じ所得水準にあり、同じ租税能力のある者については、同じ税額が徴収されるのが公平であるという考え方であり、間接税(消費税)が優れているとされています。

<90分授業の場合は、逆進性や水平的公平に触れてもよいでしょう。>

#### シナリオ例

『30%、同率の考え方は、法人税といって、会社 |⋅30%(同率)で出し合う… |法人税 | |住民税 | のパネ の儲けに対しては毎年同じ割合でかかってきま す。』

『これも一つの公平ですね。』

『会社からもらったお給料や、稼いだお金にかか ・能力に応じて(累進課税)出し合う… **所得税** 相続税 るのが所得税です。また亡くなった方が残した財 産にかかるのが相続税です。お給料や、稼いだお 金、残した財産が多いほど高い割合でかかりま す。』

『支払う能力に応じて公平ですね。』

『特定の人(特定の物品から利益を受ける人)だ けが負担する税は、稼いだり儲けたり持っている お金には関係なく、土地や家、車などを持ってい |・注意! ここで金額のパネルをはずす。 | 7000 る人、タバコを買った人、お酒を買ったりする人 だけが負担する税です。』

『この方法も公平といえますね。』

『先程決めた「30%の方法」、「法人税」だけだと したら公平でしょうか?』

『どれも公平な考え方による方法ですが、それら を組み合わせることでみんながより公平、と思え るようになっているのですね。』

『バランスよく盛り込むことで税の世界では公平 を保とうとしているのですね。ですから50種類も の税があるのです。これが先ほどのどうして50種 類もの税があるかの回答です。』

『税金の種類が約50種類もある「大切な理由」が 皆さんにも分かったと思います。

#### シナリオ補足

ルを貼る。

のパネルを貼る。

「垂直的公平」「応能負担」所得課税としては世界的に一 般的な方法となっています。「所得の再分配」の一つです。

2500 | 500

・特定の人(特定の物品から利益を受ける人) から集める…

| 自動車税 | | 固定資産税 | | たばこ税 | | 酒税 | のパ ネルを貼る。

(完成図の例②)

	消費税 同額	酒税	国定資産税 たばこ税 特定の人	法人税 住民税 同率(30%)	所得税 相続税 累進課税	
Α	1000	0	2500	750	500	
В	1000	0	500	150	50	
С	1000	3000	0	2100	<sup>35%</sup> 2450	
	3000	3000	3000	3000	3000	

#### 解 説

・税の負担には、次のような考え方があります。一つには、所得や資産の大小には関係なく、同じ利益(サービス)を受ける人はその受けた利益に対して同じ金額の負担をする応益負担の原則という考え方。もう一つは、国民の経済的な能力(所得や資産の大小)に応じて負担をするという応能負担の原則という考え方があります。また、公平にもいくつかの考え方があります。一つには同じ経済力の人には等しい税負担を求める水平的公平。もう一つは、より多くの経済力のある人には、より大きな税負担を求める垂直的公平です。

#### <90分授業の場合は、累進や応能負担、垂直的公平に触れてもよいでしょう。>

・特定の人(特定の物品から利益を受ける人)だけが負担する税は、所得に対する課税・消費に対する課税などに関係しないため、金額のパネルをはずし、最後に説明しましょう。

<90分授業の場合は、応益負担に触れてもよいでしょう。>

・四つのパターン(同額・特定・同率・累進)が出なかった場合は、この税の集め方の説明段階で、 出なかった案を補足説明します。

#### 【例示】

『今回は、~という案が出ませんでしたが、~という集め方もあります。これは○○税や○○税の集め方に該当します。』

#### シナリオ例

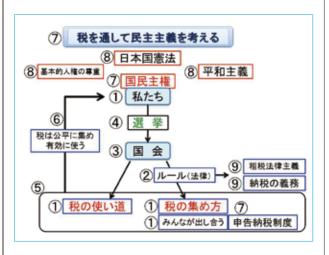
#### ③ 税を通して見る民主主義

#### ~ゲームの意味と国民主権~

『今のゲームで皆さんに体験してもらったように、 実際の社会でも、税の使い道や公平な税の集め方 等の仕組みを、代表者を中心に、話し合って決め |・シナリオの展開(①から⑨)に沿ってパネルを貼り、必 ています。』

#### シナリオ補足

- ・パネルを貼る。 **税は誰が決めるの?** ゲーム(アクティブ・ラーニング)を通して経験したこ とを振り返りながら民主主義の理解につなげましょう。
- 要に応じて板書を加え、図を完成させていきます。 講師が話しながら、板書とパネルで進めるとスムーズに 説明できるでしょう。



- ※この完成図は、黒板の端に板書し、消さずに残しておく と次の項目、「~憲法と民主主義~」や先ほど説明した「財 *政」を振り返る際*に利用することができます。
- ① 『税は、豊かな生活のために・健康に生きるた |・パネルを貼る。 **私たち** | **税の使い道** | めに・文化的に暮らせるように・安心して暮ら せるように、私たちみんなが、出し合っている ことは、分かりましたね。』

『そして、みんなが公平に感じられるように約 50種類もの税があるのでしたね。』

| 税の集め方 | みんなが出し合う

(1) 私たち

① 税の使い道

① 税の集め方 (1) みんなが出し合う

#### 解 説

・このパートでは「税金は法律。法律は国会で決まる。」ということから、自分たち国民の意思で決めていくことを確認します。租税法律主義や国民主権を考えてもらいましょう。そして、積極的に 社会参画する重要性を理解してもらいましょう。

「国会など議会政治や選挙の意味」については、選挙は国民の代表者を選出する大切な仕組みであること、国民の代表者として選出された国会議員は国民生活の安定と向上に努めなければならないこと、国民は代表者を選出するため、選挙権を行使する必要があることを考えるようにする。

(小学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

#### 民主政治と政治参加

対立と合意, 効率と公正, 個人の尊重と法の支配, 民主主義などに着目して, 課題を追究したり解決したりする活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア次のような知識を身に付けること。
  - (ア) 国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解すること。
  - (イ) 議会制民主主義の意義,多数決の原理とその運用の在り方について理解すること。(中略)
- イ 地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての自治意識の基礎を育成することに向けて、次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
  - (ア) 民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。

(中学校学習指導要領より一部抜粋)

<90分授業の場合、ゲームを振り返る会話を入れると、児童生徒には分かりやすく、また振り返ることで理解が深まります。>

【例示】『では、ゲームを振り返りながら、社会の仕組みを見ていきましょう。』

・問いかけることによって、児童生徒が自分で考えようとします。なるべく、児童生徒が自分で考え るよう誘導しましょう。

#### ①ゲームの振り返り

【例示】『先ほどのゲームでは、このクラスを国に見立てて、そのために必要な3000万円のお金をどのようにして集めるか、を考えてもらいました。』

#### シナリオ例

②『では、「税の集め方」のルールはどのように|・パネルを貼る。「ルール(法律) 「国 会 決めているのでしょう?』

『誰かが勝手に新しい税を作ったり、税の割合 を上げたり下げたりを決めているのではなく、 法律で決めなければなりません。』

『例えば、消費税は消費税法という法律があり ます。法人税は法人税法という法律がありま す。

③『また、「税の集め方」や「税の使い道」は誰 が決めているのでしょう?』

(児童生徒:「総理大臣かなあ」)

『国会にいる議員が、国会で決めています。』

④ 『その国会にいる議員は、誰が決めているので しょう?』

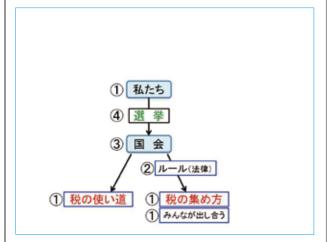
(児童生徒:「私たち?国民?選挙!」)

『そうですね、私たちが選挙で決めているので |・パネルを貼る。 | 選 挙 | す。』

#### シナリオ補足



- ・時間がなければ、児童生徒からの答えは無理して引き出 さず、先に進めましょう。



#### 解 説

・税は法律によってのみ負担するものであり、法律は国会によって私たち自身で決めるものだという ことへつなげていきます。(租税法律主義について、改めて憲法のところで説明します。)

実際の社会では議会制民主主義により、私たちの代表者である国会議員によって国会は運営されていますが、私たちが直接国会運営をするわけではないため、ともすれば他人事となりこれからの社会のあり方など、こんなにも難しい判断を国会議員に委ねています。児童生徒には自分たち自身のことととらえてもらえるよう話すとともに、自分の考えと同じ代表者を選んだり、自ら直接政治に参画したり常に社会に対して関心や興味を持つことが大切であることを伝えましょう。

「国民主権」については、国の政治を最終的に決定する権限が国民にあることを述べたものであり、代表民主制においては、その権力が国民の代表者によって行使されることを理解できるようにすることを意味している。

(中学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

#### 民主政治と政治参加

対立と合意, 効率と公正, 個人の尊重と法の支配, 民主主義などに着目して, 課題を追及究したり解決したり する活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア次のような知識を身に付けること。
  - (ア) 国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解すること。
  - (イ) 議会制民主主義の意義、多数決の原理とその運用の在り方について理解すること。(中略)
- イ 地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての自治意識の基礎を育成することに向けて、次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
  - (ア) 民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。

(中学校学習指導要領より一部抜粋)

③ゲームの中で、児童生徒の代表者で話し合って決めたことが国会に相当すると説明してもよいでしょう。 【例示】『ゲームでは各グループの代表者が集まって話し合い、この国の税の集め方を決定しました。 実際の社会でも国会でこのように集め方のルールが決められたということになります。』『また、「税の集め方」だけでなく、「税の使い道」についても国会で決めているのです。』

・『選挙権年齢が18歳に引き下げられましたので、皆さんにとっても、選挙がより身近なものになったかと思います。』という言葉を追加するのもよいでしょう。

④ゲームの中では代表者が国会議員であったことを説明してもよいでしょう。

【例示】『先ほどのゲームで、まず初めにいろいろな立場のグループに分かれグループごとに代表者を決めてもらいました。これは、実際の社会では国会議員を選んでもらったことになります。』『そして一人一人が考えた意見を持ち寄って、グループでの意見を一つにまとめ発表しました。これは国会で国会議員が意見を発表することにあたります。』

国民の代表者によって構成される議会で国の基本的な政策を決定する議会制民主主義が我が国の政治の原則となっていること、また国民の意思が国政の上に十分反映されてこそ、全ての国民が自由と豊かな生活を保障されるようになること、したがって、議会制民主主義を守り、発展させようとする努力が必要であることについて理解できるようにすることが大切である。

(中学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

#### シナリオ例

⑤ 『私たちみんなが出し合っている税は、国会で |・⑤⑥の線を板書する。 集め方を決め、使い道も決めて、私たちの生活・パネルを貼る。「税は公平に集め有効に使う のために使われています。』

『しかし、そのままでは私たちの意見がなかな か届かないことになってしまいます。』

『また、私たちが無関心になってしまえば、納 得できない集め方・使い道になってしまうかも しれません。』

⑥『そこで私たちは、まず、この国のあり方や、 税のあり方について一人一人が意見を持たなけ ればいけないのです。』

『意見を持つということは、税が公平に集めら れているかな?集められた税が、豊かに・健康 に・文化的に・安心して暮らせるように使われ ているかな?など、税について関心を持ち、考 えることです。

『そしてその意見を、選挙などを通して社会に 届けていく、そうやって私たちの共通の願い、 みんながお互いに自由で幸せに生活していける 「より良い社会」が作られていくのです。』

⑦『ここまでで、日本の社会の税の集め方や使い|·パネルを貼る。| **国民主権**| 道が、私たちの意見によって決められていると いうことが理解できましたか?

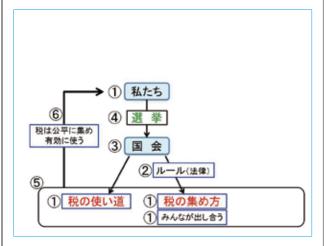
(児童生徒:いろんなルールを私たちが決めて いるんですね。)

『そうですね。そしてこれが、「国民主権」な のです。』

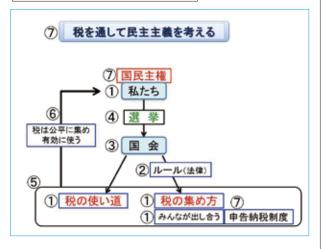
『自分の税金は自分たちで決めたルールに従っ て自分で計算し、自分で納めます。これを「申 告納税制度」と言います。』

『また、このような仕組みのことを私たち日本 の「民主主義」と言います。』

#### シナリオ補足



申告納税制度 税を通して民主主義を考える



解 説

「国や地方公共団体の政治は、国民主権の考え方の下、国民生活の安定と向上を図る大切な働きをしていることを理解すること」とは、国や地方公共団体の政治は国民生活と密接な関係をもっていること、それらの政治は国民主権の考え方を基本として、国民の願いを実現し国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていることなどを基に、国や地方公共団体の政治の働きについて理解することである。

(小学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

- ・ここでは「主権者意識」という言葉を使わなくても、一人一人が主権者としての意識を持つことが 大切であることを伝えます。そして、それが伝わったことも確認しましょう。
- ・多数決ですべてを決めてしまうのではなく、自分と違う少数意見・反対意見にも十分配慮して、公 平な扱いがされるように実行していくことが大切であることを伝えてください。議会制民主主義に おける多数決が公正に運用されるためには、このような配慮が必要なことを合わせて説明しましょ う。

多数決が民主的な議決方法として、国会における審議の際に国家の意思決定の方法として用いられていること (中略) 多数決が公正に運用されるためには、反対意見や少数意見が十分に尊重されることが必要であることや、 多数決で決めてはならないことがあることについても理解できるようにすることが大切である。

(中学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

「申告納税制度とは、納税者が自ら税額を計算し、納付する制度である.」、「日本国憲法の採用した国民主権主義の下では、政府は国民が自らの責任で支えるべきものであり・・・(中略)・・申告納税制度は、国民主権主義に適合する制度であり、まさに民主主義的租税思想の制度的表現であると考えることができる.」

(金子宏「民主的税制と申告納税制度」税研第76号(1997)16頁より引用)

「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること」については、民主主義は、個人の尊重あるいは個人の尊厳を基礎とし、全ての国民の自由と平等が確保されて実現するものであることについて理解を深めることができるようにすることが大切である。

その際,人間が生まれながらにもつ権利として保障されている基本的人権の内容の理解を基に,人間の尊重の 意味やその在り方について理解できるようにするとともに,基本的人権を保障している法の意義について理解で きるようにする。

(中学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

#### シナリオ例

#### (⑦つづき)

『ただし、民主主義にとって大切なことは、自 分を大切にするのと同じくらい、周りのみんな のことも大切にする、尊重するという気持ちを 持って、どういう集め方をすれば、どういう使 い方をすれば、みんなのためになるのかを考え ることです。』

=ここまで小中学生共通=

#### =ここから小中学生共通=

『そしてその民主主義を支えているのは、日本 国憲法です。』

#### ~憲法と民主主義~

『憲法は国の最高のきまり(規範)です。』

⑧ 『国民主権と言いましたが、国民主権は日本国 憲法に定められている、三つの柱のうちの一つ です。国の政治を決める権限が国民にあるとい うことです。』

『そして、先ほど話したように、社会の中でみん ながお互いに自由で幸福な生活を送るために、周 りの人たちを尊重する、自分を大切にするのと同 じくらい、周りのみんなのことも大切にする、とい うことが「基本的人権の尊重 |ということです。』 『「平和主義」二度と戦争をしない、これも三 つの柱のうちの一つですね。

かれています。一方で、義務についても触れら れています。』

#### シナリオ補足

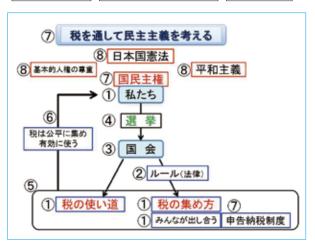
#### =中学生用=

#### (追加)世代間の公平

『このような、周りの人たちを尊重するという気 持ちは、現在の世代だけでなく、将来の世代に対 しても必要ではないでしょうか。国や自治体から 受ける社会サービスと税金の負担の割合が、世代 間で違い過ぎると健全な社会とは言えません。民 主主義において他者を尊重するということは、現 在の世代に限ったことではないのです。』

・パネルを貼る。

## 日本国憲法 | 基本的人権の尊重 | 平和主義 |



『この他、憲法にはたくさんの国民の権利が書 |・時間があれば憲法で守られている国民の権利の例として 憲法第13条 (個人の尊厳、幸福追求権の尊重) 第14条 (法 の下の平等) 第25条(生存権、国の生存権保障義務) 第 29条(財産権の保障)を話してもよいでしょう。

解 説

・ここまでで税を通して社会を考え、それにより民主主義の理解が深まり、私たち自身が主権者であることを理解してもらえたと思います。

そしてその主権者として主体的に社会参画することを支えているのが「日本国憲法」です。そこで 憲法についての説明も行います。

- ・憲法の説明を通じて国民の権利や義務を理解してもらい、より良い社会を築こうとする意識を育みます。そのことが国民として主権者意識の基礎を育てることにつながります。
- ・民主主義 … 人民が権力を所有し行使する政治形態。そして、人間の自由と平等を尊重する立場のこと。
- ・国民主権 … 主権在民ともいう。主権が国民にあること。

※大辞泉

- ・政治 … 国を治めること。政(まつりごと)
- ・権限 … 決まりや規則によってすることのできる範囲
- ・権利 … 国の決まりで認められている、国民一人一人の自由と利益 ⇔ 義務 ※旺文社小学国語新辞典

日本国憲法は国家の理想,天皇の地位,国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることを理解することとは,日本国憲法には,国民の基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障されていること,主権は国民にあること(中略)参政権は国民主権の表れであり,民主政治にとって極めて重要であること,また,国民は権利を行使する一方で,勤労や納税の義務などを果たす必要があることなどの権利や義務が定められていることなどを基に,日本国憲法の特色について理解することである。

(小学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

ここでは、民主主義、民主政治の意義、国民生活の向上と経済活動との関わり、現代の社会生活及び国際関係などについて、個人と社会の関わりを中心に理解を深めるためには個人の尊厳と人権の尊重の意義についての認識が必要であることが述べられている。それは、民主国家の存在を基礎付ける近代憲法の多くが、個人の尊厳に基づく人権尊重を基本原理として構成されているように、民主主義の本質がここにあるからである。そして、個人は他の個人と結び付いて社会集団を形成し社会生活を営むのであり、民主社会においては、互いに個人の尊厳と基本的人権を尊重することが社会生活の基本となっているからである。

さらに、このことの認識のためには、自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識することが必要であることを示している。すなわち、個人は常に他の個人と関わりをもちながら社会生活を営んでおり、その限り、個人の自由・権利には、社会的な責任・義務が伴うのである。このように自由・権利と責任・義務との関係を取り上げ、それを通して個人の尊厳と人権の尊重の意義を認識し、民主主義に対する理解を深めることができるようにすることが必要である。

(中学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

#### シナリオ例

⑨『さっきのゲームでもやったように、みんなで |・パネルを貼る。 話し合ってルール(法律)を決めましたね。そ うやって決めたルールによってのみ、税を集め ることができると、憲法で決められています。』

『日本の憲法にも「新しく税金を国民に課すと き、今ある税金を変更するときには、法律によ らなければならないしという意味のことが書か れています。』

『これを「租税法律主義」と言います。』

『憲法で定める国民の「納税の義務」も自分た ちで決めたルール (法律) に当てはまる場合だ け、税を納める義務があるのです。』

『今暮らしている自由な社会を支えていくため には、自分たちで決めたルールに従って、社会 の一員(主権者)として、それぞれの力に応じて、 その責任を果たさなければならないのです。』

『私たちの自由と権利を守るために税が必要な のです。』

#### ~まとめ~

『税について考えると、社会の仕組みが見えてき ましたね。そして憲法や民主主義にもつながって いましたね。ですから税を考えることはとても大 切なことなのです。』

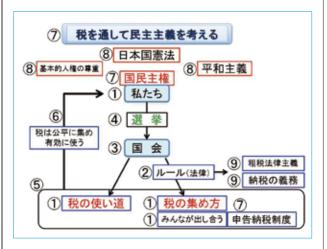
『皆さんが考えた意見を社会に届けていくことが、 日本の社会を支える民主主義なのです。』

『これからの日本を支えていくのは、皆さんです。 今よりもっと素敵な日本にするために自分たちが どうすればよいのか、今回の学習がこれらを考え るきっかけになればと思います。』

りがとうございました。』

#### シナリオ補足

#### 租税法律主義 納税の義務



・完成図を見ながら、民主主義の仕組みを確認してもらい ましょう。このような図を使って説明すると分かりやす いでしょう。

『それでは本日の「租税教室」を終了します。あ |・「租税教室」= 「税を通して皆さんと一緒に社会を考え る学習し

#### 解 説

一つは、基本的人権の理念が、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、過去幾多の試練に堪えてきた価値あるものであること、いま一つは、基本的人権の理念が、自由で幸福な人間らしい生活を願う人々にとって、広く支持され得る普遍的な内容をもっているので国の政治や人々の社会生活を具体的に律する有効な指針となることである。すなわち、現代の社会生活において、人間の生き方が問われ、豊かな人間性を育てることが基本的な課題として重視されているが、その際、人間の尊重を核心とする基本的人権の理念は最もすぐれた具体的な指針となると考えられるのである。

(中学校学習指導要領解説社会編より一部抜粋)

- ・租税法律主義について説明します。税金は法律に則って課され、その法律は我々国民が我々国民の ために決めていることを理解してもらいましょう。
- ・「第30条 納税の義務」は「第84条 租税法律主義」や「第31条 適正手続の保障」などと関連していることを理解してもらいましょう。

#### <90分授業の場合、勤労の義務・教育を受けさせる義務について触れてもよいでしょう。>

- ・私たちの社会は憲法によって様々な権利と自由が保証されています。その権利と自由を守るために 私たちは税を負担し合い、この国の社会を支えていることを理解してもらいましょう。
- ・税理士が行う租税教育の本質につながります。
- ・税を通して社会の仕組みを理解し、社会に対する興味や問題意識を持つようになると、やがてまた 税に対する興味等へ回帰するでしょう。

税理士が行う租税教育は、単に「税金を納めましょう」という納税教育ではありません。

税を通して社会の仕組みを考え民主主義全般に関する理解を深め、租税の意義・役割、課税の 公平、租税法律主義、民主主義における納税の意義などを理解してもらいましょう。

そして、申告納税制度の理念のもと租税について深く考え理解する力を育み、租税教育を通じて、 国民一人一人が社会のことを考え、公平な課税を実現するための租税立法のあり方や税金の使途 等について公正な判断力を備えた国民に成長してもらうことを目的としていることを忘れないで ください。

## 日本税理士会連合会が制作している租税教育教材

#### 《日本税理士会連合会が制作している租税教育教材》

日本税理士会連合会では、本書をはじめとして様々な状況に応じた教材を制作しています。



#### ■ 租税教育副読本「税って何かな?」

税の役割や歴史、仕組み、財政との関係などを、マンガイラストを使って分かりやすく解説しています。



#### ■ 特別支援学校向け教材

視覚障がい者が健常者と同じ内容を学ぶことができるよう、『租税教育副読本「税って何かな?」』を基に「点字版」、「音声DAISY版」、「拡大版」の3形態で教材を制作しています。



## ■ 租税教育副読本パワーポイント版 [基礎編] / [ゲーム編]

租税教育副読本を題材としたパワーポイントスライド教材で、「基礎編」は税の役割や仕組みなどの基礎的知識、「ゲーム編」は税金の集め方をゲーム感覚で学びながら「公平性」を体感する内容となっています。
\*\*本テキストの付属DVDに収録されています。また、日税連のホームページからダウンロードすることも可能です。



#### ■ 租税教室モデル授業ビデオ

租税教室の講師を務める方の参考とするため、 モデル授業ビデオを制作・公開しています。

①租税教育副読本パワーポイント版を使用した 租税教室(基礎編及びゲーム編の2種)、②特別 支援学校における租税教室(盲学校及び聾学校の 2種)の全4本を日税連ホームページで公開して います。下記URLのページからご覧ください。

※モデル授業ビデオは税理士会員限定で公開しています。

※紹介されている、租税教育副読本パワーポイント版〔基礎編〕/〔ゲーム編〕や租税教室モデル授業ビデオ、そのほか本テキストのPDFデータが、日税連ホームページ内「租税教育」のページ (http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/education/) で公開されています。

# 第4章 小中学生向け 講義用テキスト (講義型)

## 第4章 小中学生向け講義用テキスト《講義型》



## ( / ) 講義用テキストの使用にあたって

#### はじめに

このシナリオは、体育館や講堂で行う大人数での租税教室又は時間の制約上、グループ分けして参加・ 体験型の授業が行えない等の理由で講義形式の授業を行う場合を想定して作成しました。

講義形式の授業は、児童生徒の集中力が途切れやすくなるため、途中に税金に関するクイズを取り 入れています。その他にも、随時タイムリーな話題や児童生徒の興味を引き付ける話題を織り込んで、 飽きさせないよう工夫してください。

児童生徒には、常に自分だったらどうするかと「考えさせる」ことを念頭に置いて講義を進め、適宜、 挙手をしてもらうなどして「理解度」を深める工夫をしてください。

#### 的

新学習指導要領では、社会科の目標を、「国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の 形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を(中略)育成する」とされています。

これを踏まえて、以下の五つの項目を盛り込んで作成しています。

- 1. 租税の意義・役割
- 2. 税金の種類と仕組み
- 3. 租税法律主義
- 4. 申告納税制度の理念
- 5. 財源の確保と配分という観点から見た財政の役割

そして、税金を通して次世代の民主主義の担い手である児童生徒が、平和で民主的な国家・社会を自 ら考えて構築していけるように、「考え」「理解」してもらえる講義を行うことを目的に作成しています。

#### 留意点

用語については、児童生徒に理解しやすいように、法律用語等に代えて分かりやすい言葉を使って いる部分があります。

また、数字に関しては、細かい数字よりも全体を把握しやすいように、単位をそろえるため、四捨 五入等の処理をした数字を用いています。

シナリオに関しては、パワーポイントの説明をしやすくするために、モデル例として作成しましたが、 時間等の制約上適宜、省略・補足して使用してください。

税理士の仕事の説明は、最初の自己紹介時にする場合も多いと思いますが、申告納税制度の説明の あとが理解しやすいこと、時間の制約上、省略しやすいことを考慮し、最後に記載してあります。

シナリオの赤字の部分は、補足説明やパワーポイント操作上の注意点を示してあります。

学習指導要領の学習の段階として「習得・活用・探求」の三つのうち、パワーポイントによる学習は、 習得的学習といえます。最後尾の「宿題」を利用し租税教室の後、活用・探求的学習につながるように、 担任の先生に引き継ぎをすることが理想的といえます。

## 第4章 小中学生向け講義用テキスト《講義型》

# (川) 授業時間モデル (講義型 45分)

テーマ		No.	内容及び目的	時間
導入	はじめに	0	税理士による小中学生のための租税教室	5分
		1	今日のお話	
		2	税金を通して学んでほしいこと	
1. 税金の意	税金はなぜ	3	税金はなぜ必要なの?	10分
義・役割 (テーマ I)	必要なの?	4	税金はこんなところに使われている	
		5	何のために	
		6	税金クイズ①(1人あたりの年間教育費)	
		7	税金がなかったら!	
		8	税金はみんなのために	
2. 税金の種類	1. 公平に	9	税金クイズ②(日本の税金の種類)	23分
と仕組み	集めるって?	10	税金の集め方一公平一	
(テーマⅡ)		11	税金の集め方①ーみんなから同じ金額を集める方法ー	
		12	税金の集め方②-特定の人が全額負担する方法-	
		13	税金の集め方③ーみんなから同じ率で集める方法ー	
		14	税金の集め方④ー負担する能力に応じて集める方法ー	
		15	どれが公平な集め方?	
		16	税金をいろいろな方法、組み合わせで集めたら公平かな?	
	2. 公平に	17	税金の使い方一公平一	
	使うって?	18	税金を公平に使うって?	
		19	豊かな町づくり	
	3. 税金から	20	民主主義- 「私たちが主人公」「思いやり」-	
	見た民主主義	21	税金から見た民主主義って何?① 一私たちが主人公(国民主権)—	
		22	税金から見た民主主義って何?② 一法律を作る(租税法律主義)—	
		23	税金から見た民主主義って何?③ 一私たちが負担(申告納税)一	
		24	税金から見た民主主義って何?④ 一税金の活用(公平・効率) —	
		25	税金から見た民主主義って何?⑤ ーまとめー	
		26	民主主義を支えるものー「日本国憲法」-	
		27	申告納税制度	
3. 財政の役	財源の確保と	28	財政の現状と課題	5分
割(テーマⅢ)	配分という観	29	国の公債残高の推移	中学生向け 10分
	点から見た財 政の役割	30	日本の財政	107
	EX TOTAL	31	少子高齢化〈中学生向け〉	
		32	今後の課題	
		33	今日の授業で覚えておいてほしいこと	
おわりに	おわりに	34	税理士の仕事	
				計43分 中学生向け 計48分

<sup>※</sup>時間はあくまでも目安です。

講義を行う際の解説書を付属DVDに収録していますのでご確認ください。

## 講義用テキスト

《 》内は解説書での対応項目 ※解説書はDVDに収録しています。

導入

〈このテーマは約5分〉

## はじめに

0

### 税理士による小中学生のための租税教室



#### 【授業開始前に】

パソコン、プロジェクターの環境を整え、 パワーポイントスライドショーのトップ 画面を出しておくこと。

## 【授業開始となりました】《自己紹介》

担任の先生より講師の紹介

簡単に自己紹介

こんにちは(大きな声で)

税理士の〇〇〇〇です

#### (補助講師の紹介)

税理士とは、税金の専門家(スペシャリスト)です。

日本では(原則として)自分の税金は自分で計算して自分で納めます。

その計算は、税法という法律に従って計算しますが、この法律は難しいので、税法の専門家 である税理士が、税金の計算をしたりいろいろなお手伝いをしています。

(ここで、つかみとして、児童生徒の興味を引くような相談例の話などをするのもよいでしょう。)

と言ってトップ画面を[クリック]



## 今日のお話

## 今日のお話

- ・税金はなぜ必要なの?
- ・公平に集めるって?
- ・公平に使うって?
- ・税金から見た民主主義
- 日本の財政と課題

### 今日のお話《テーマの発表》

(学習の内容を最初に伝えておくことはと ても重要です。今何について勉強している のか、常に意識してもらいましょう。)

税金がなぜ必要なのか、誰のために使われるのかというお話。

- ・税金の集め方
- ・税金の使い方
- ・税金から見た民主主義
- ・日本が抱える財政の課題

キーワードは「公平」です。



[クリック]で次画面へ

2 税金を通して学んでほしいこと

税金を通して 学んでほしいこと

- ・思いやり
- ・私たちが主人公

## 税金を通して学んでほしいこと 《租税教育の目的》

だけど、今日の授業の本当の目的は、 「税金を通して」

「思いやり」と「私たちが主人公」ということを理解してほしいのです。

今は、ちょっと難しく聞こえるけど、最 後まで聞くときっと理解できると思いま す。



[クリック]で次画面へ

#### 1. 税金の意義・役割(テーマ I)

〈このテーマは約10分〉

#### 税金はなぜ必要なの?

3 税金はなぜ必要なの?

# 税金はなぜ必要なの?





# 税金はなぜ必要なの? 《税金の意義》

皆さんは、税金ってなんだか知っていま すか?

税金はどういうものか説明するのは、とても難しいので、最初に税金はなぜ必要なのかというところから考えていきたいと思います。

#### (順番に[クリック])

ある子は、「税金はなくても困らないし、 税金がなければ使えるお金が増えるから、 ない方がいい」と考えています。

また、ある子は、「税金がなかったら、 困ることが出てくるんじゃないかしら?」 と不安に思っています。

「困ることって何だろうね?」

と問いかける。





# 4

#### 税金はこんなところに使われている

税金はこんなところに使われている





#### 税金はこんなところに使われている 《税金の身近な使途》

そこで、2人は、税金が何に使われているのか調べてみることにしました。

#### (順番に[クリック])

税金がどんなところで使われているかというと、

- ・税金で道路工事や、アスファルト舗装し たり、横断歩道や歩道橋、信号機が作ら れたりしています。
- ・市民病院も税金で建てられているんだね。
- ・公立学校の校舎、体育館やプール、教科 書のほか、公立学校で教えている先生の お給料も税金から支払われているんだ。

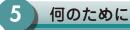
#### (私立学校の場合には要注意)

- ・消防車や救急車の費用も税金でまかなわ れているんだね。
- ・警察署の建物やお巡りさんのお給料も税 金から支払われているんだ。
- ・お年寄りの身の回りの世話をする介護制 度にも、税金は使われているんだね。
- ・洪水を防いだり、水不足の時に貯めてい た水を利用するダムにも税金は使われて いるよ。
- ・みんなが走ったり遊んだりする公園も、 税金で作られているんだね。

これ以外にも、皆さんの周りには税金が使われているところがたくさんあります。

(時間を見て、このほかに、「考えついた人、 手を挙げて!ハイ、君」といって答えさせ る。)











#### 何のために《税金の意義》

「税金が何のためにあるか、何となく分かりましたか?」

「そう、みんなが」

(先ほどの税金の使われ方から導きだす。)

(順番に[クリック])

- ・豊かな生活のため
- ・健康に生きるため
- ・文化的に暮らせるように
- ・安心して暮らせるように

「税金が使われているんだね!」



# 6 税金

#### 税金クイズ①

#### 税金クイス①



次のうち、税金で負担した公立の 小学生1人あたりの年間教育費は いくらでしょうか?

- 1. 約30万円
- 2. 約60万円
- 3. 約90万円



#### 答え

3番

教科書代、学校の建設費、机、いすの購入費、 先生の給料などを含めると1人あたりの全国平 均の金額は約90万円になります。

(注) この画面は、小学生向け〈講義型〉のパワーポイントテキストのものです。中学生向け〈講義型〉のパワーポイントテキストでは、中学生1人あたりの年間教育費のクイズになっています。中学生の年間教育費のクイズの正解は約「100万円」で3番となります。正確には101万1000円です。

#### 税金クイズ①《年間教育費》

(順番に[クリック])

「じゃあ、ここで皆さんにクイズです。 次のうち、税金で負担した公立の小学校1 人あたりの年間教育費はいくらでしょう か?」

- 1. 約30万円
- 2. 約60万円
- 3. 約90万円

(例えばじゃんけん方式で、それぞれグー、チョキ、パーで列挙してもらう。講師はパーを出し、勝った人が正解とするなど工夫してください。)

#### [クリック]

答えは3番の「約90万円」です。

#### [クリック]

教科書代、学校の建設費、机、いすの購入費、先生の給料などを含めると公立小学校の児童1人あたりの全国平均の金額は約89万円になります。

(例えば、開催する都道府県の公立小学校の児童1人あたりの年間教育費の金額を調べておいて全国平均と比較してみるのもよいでしょう。)



〔クリック〕で次画面へ



#### 税金がなかったら!











#### 税金がなかったら! 《もしも税金がなかったら!》

税金が私たちの生活の中で、どんなに大切な役割を果たしているのかを考えるのに、もし、税金がなかったらどうなるか考えてみましょう。

#### (順番に[クリック])

- ・道路が整備されなくなるかもしれない。
- ・病院に行けなくなるかもしれない。
- ・学校にも行けなくなるかもしれない。

(ここでは、断定的な言い方を避けて、「かもしれない」という可能性があるという表現にしています。)

その他のことも全部なくなってしまうかもしれないね。

「アレ~!」「そうなるとどうなっちゃう かな!

・道路が舗装されないから事故が起きやすくなる。

#### (以下2秒間隔で自動設定・クリック不要)

- ・病気は治らず、あちこち病気になるか もしれない。
- ・学校も教科書もないから、こんな風に なっちゃう。
- ・火事が起きても、消しに来てくれない から、火災が広まっちゃう。
- ・泥棒は捕まらないから、安心して暮らせない。
- 介護の必要なおじいさんも、途方に暮れる。
- ・ダムがないから渇水時には水不足になる。
- ・公園で遊べないから、寝て過ごすよう になる?



8 税金はみんなのために



#### 税金はみんなのために 《税金の意義のまとめ》

(順番に[クリック])

税金がないと、皆さんの生活は大変なこ とになってしまいます。

だから、税金はみんなから集めて、みんなのために使う大切なものですね。そして、それは皆さんの幸せのためにあるんですね。

(テーマの最後では、必ず理解の確認をしてください)

「じゃあ、次は具体的な集め方と使い方 の説明をするよ。」



[クリック]で次画面へ

ここまでで約15分経過

#### 2. 税金の種類と仕組み(テーマⅡ)

〈このテーマは約23分〉

#### 1. 公平に集めるって?

9 税金クイズ②

#### 税金クイズ2



日本の主な税金は、何種類 くらいあるでしょう?

- 1. 約20種類
- 2. 約50種類
- 3. 約100種類



#### 答え

## 2番

# 約50種類



#### 答え

# 2番

# 約50種類

消費稅、固定資産稅、自動車稅、酒稅、たばこ稅、法 人稅、所得稅、相稅稅、贈与稅、揮発油稅、石油石 炭稅、航空機燃料稅、石油ガス稅、とん稅、印紙稅、 自動車重量稅、登錄免許稅、関稅、県民稅、事業稅、 不動産取得稅、鉱区稅、狩棄稅、自動車取得稅、地 方消費稅、ゴルフ場利用稅、軽自動車稅、鉱産稅、 都市計画稅、水利地益稅、共同施設稅、宅地開発稅、 国民健康保険稅、入湯稅などがあります。

#### 税金クイズ②《税金の種類》

それでは、ここでまたクイズです。 現在、日本にはたくさんの税金があります。 さて、主な税金は何種類くらいあるでしょ うか?

#### (順番に[クリック])

- 1. 約 20種類
- 2. 約 50種類
- 3. 約100種類

#### [クリック]

答えは、「約50種類」です。

#### [クリック]

なぜ、こんなに税金の種類があるかというと、1種類だけの集め方に限定してしまうと、負担する人が限られてしまって、負担する人の不公平感が増してしまうためです。

そこで約50種類の税金を組み合わせることで、立場や意見の違いが調整されることになり、全体として、できるだけ公平に負担してもらおうとする仕組みになっているのです。



10 税金の集め方ー公平ー

# 税金の集め方 キーワード は「<mark>公平</mark>」



# 税金の集め方一公平一 《税金の集め方》

「みんなのために使うのだから、みんなから公平に集めたいですよね!そうじゃないと税金を納めるのがいやだって言う人が出てくるかもしれない。」

「では、どういう風に集めたら公平だと 思いますか?」

#### [クリック]

女の子は「どうやったらみんなから公平 に集められるのか悩んでいます。」 そして、四つの集め方を考えました。

#### (順番に[クリック])

一つめは、「みんなから同じ金額を集め る方法」

二つめは、「一番多く持っている人(特定の人)が負担する方法|

三つめは、「みんなから同じ率で集める 方法」

四つめは、「負担する能力に応じて、負担割合を変える方法」

どれが公平なのか、女の子は「どうした らいいの?」と悩んでいます。

「じゃあ、それぞれの集め方を具体的に見てみましょう!皆さんは、Aさん、Bさん、Cさんのそれぞれの立場に立って考えてみてください。」



11 税金の集め方① ーみんなから同じ金額を集める方法-

#### みんなから同じ金額を集める 持ってる お金 集める お金 残り みんな同じ金額 だから平等よね 100 600 ASA 700 何でAさんと同じ全額なの! 250 100 150 Bさん ▲50 CAL 50 100 払えないよ! 1,000 300 700

12 税金の集め方② -特定の人が全額負担する方法-



13 税金の集め方③ ーみんなから同じ率で集める方法ー



#### 税金の集め方①~④ 《税金の集め方》

ここでは、みんな同じ額の100ずつ負担 するようにしました。

#### (順番に[クリック])

Aさんは、みんなが同じ金額だから平等 だと思っています。

ところがBさんは、Aさんと同じ金額を 負担するのはおかしいんじゃないかと不満 げです。

Cさんは、50しかないのに100の税金を どうやって負担しますか?借金して納めま すか?「このままだと暮らしていけない よ!」

#### [クリック]

次は、一番多く持っている人だけ(特定 の人)が全額を負担した場合です。

#### (順番に[クリック])

Bさんは、何となくAさんに申し訳ないような気持ちを持ちながら、小さな声で「ラッキー」とつぶやきました。

Cさんは、払えなかった100から 0 になって、思わず大声で「ラッキー」と叫んでしまいました。

ところが、Aさんは「なんで私だけが負担しなきゃいけないの!」と顔を真っ赤にして怒っています。ひょっとしたらもっと税金の安い他の国へ移住してしまうかもしれません。

#### [クリック]

今度は、みんなに同じ率で負担してもら うようにした場合です。

#### (順番に「クリック])

300を集めるのに率は30%にしました。 AさんBさんは「何となく公平なのかなあ」 という思いで不平を漏らすことはありません。

しかし、Cさんだけは、50しかない自分が15負担して35しか残らないので「負担がまだきついよ!これじゃ生活できないよ」と不満を漏らしています。

#### [クリック]

14 税金の集め方④ -負担する能力に応じて集める方法-



# 税金の集め方①~④《税金の集め方》

最後は、持っている金額で税率を変え、 多く持っている人には高い税率で少ない人 には低い税率で負担してもらう場合です。

#### (順番に「クリック])

Aさんは「しょうがないか!」と言って います。

Bさんは、同じ税率の時より下がったので、少し笑顔になっています。

Cさんも、これならなんとか払える金額 だと少しほっとした表情になっています。



[クリック]で次画面へ

15 どれが公平な集め方?



#### どれが公平な集め方? 《どれが公平な集め方?》

「今まで四つの集め方を考えてもらって きましたが、さて、皆さんはどれが公平な 集め方だと思いますか?」

と問いかける。

#### (順番に[クリック])

(ここが租税教育で一番重要な部分です。

税を題材にして「公平」を考えてもらうことは、租税教育における重要な学習支援の一つです。

- ・公平はいろいろな考え方があること
- ・平等は必ずしも公平ではないこと
- ・公平は不公平と背中合わせにあること
- ・立場が変われば公平の感じ方も変わる こと

これについて時間をかけてじっくり考えてもらいましょう。

それとともに、AさんとCさんによる「対立」が「合意」になる過程で個人の尊厳と人権を尊重する大切さを感じてもらいましょう。

ここが租税教育で一番重要な部分ですの で、時間をかけてじっくりと授業をしてく ださい。)



#### 16 税金をいろいろな方法・ 組み合わせで集めたら公平かな?







# 税金をいろいろな方法・組み合わせで集めたら公平かな?《いろいろ組み合わせたら公平かな?》

これらの集め方は全てある意味公平ですよね。ただ、1種類だけの集め方に限定してしまうとより多くの人が公平だと感じるのは難しいのです。

だから、日本ではいろいろな税金をいろ いろな方法で集めています。

#### [クリック]

例えば、みんなから広く同じ額を集める 税金として、皆さんも買い物をした時に負 担している消費税があげられます。

(「15 どれが公平な集め方?」でも記載したとおり、児童生徒に「公平」について「税」を題材にして考えてもらうことは、租税教育においてとても重要な学習支援の一つです。

「公平」について考え理解してもらい、 同時に個人の尊厳と人権尊重の大切さを感じ てもらいます。

また、多くの税目はそれぞれが公平の概念に基づき制定されているものの、単独の1税目だけでは課税の公平は実現できないこと、そのためにいろいろ組み合わせることでできるだけ公平を実現させる仕組みを理解してもらいます。)

#### [クリック]

今度は、持っている人が負担する税金です。 固定資産税は、土地や建物を持っている人 が負担しています。自動車税は、自動車を 持っている人が負担する税金。お酒を買っ た人は、購入するごとに酒税を負担してい ます。最後のたばこ税は、たばこを吸う人 が負担する税金で、価格のうち60%を超え る部分が税金です。これは、とても税金の 占める割合が多いものの一つです。

#### [クリック]







#### 税金をいろいろな方法・組み合わせ で集めたら公平かな?《いろいろ組 み合わせたら公平かな?》

三つめは、同じ率で集める税金です。法 人税は会社や団体の所得にかかってくる税 金で、毎年、その会社の所得に一定の率で かかってきます。

(所得という言葉は、児童生徒の理解度に 応じて、「もうけ」や「利益」という簡単 な言葉に置き換えて使用してください。)

#### [クリック]

最後は、負担する能力に応じて税率が変 わってくる税金です。

所得税は、所得の多い人にはより高い税率で負担してもらい、所得の少ない人には低い税率で負担してもらう税金です。これを累進課税と呼んでいます。所得が一定の金額に満たない場合には、所得税を負担しなくてもよいことになっています。

相続税や贈与税は、亡くなった人が残した財産を引き継ぐ時やお金や物をもらった時に負担する税金です。このような負担の方法は、裕福な人がますます裕福になり、貧しい人がどんどん貧しくなることを防ぐようにする機能も持っています。

[クリック]



#### 2. 公平に使うって?

17 税金の使い方-公平-

## 税金の使い方

キーワードは今度も「公平」

#### 税金の使い方―公平― 《税金の使い方》

さあ、次は税金の使い方についてです。 「集めた税金はみんなから集めたのだから みんなが『公平な使い方だ。』って思える ように使わなくてはいけないよね。でも、 税金を使って実現したいことってみんな同 じなのかな? |

(「公平に使う」という説明については、様々な意見がありますが、「公平に集めて、公平に使う」という一連の流れで、児童生徒に理解しやすいように使用しました。みんなの合意を得られる、あるいはみんなが納得する使い方という意味でここでは使っています。)



〔クリック〕で次画面へ

18 税金を公平に使うって?



#### 税金を公平に使うって? 《税金の使い方》

(順番に[クリック])

公平に集めることをお話ししましたが、 折角、公平に集めた税金もその使い方が、 特定の人だけに使われてしまったら、公平 に集めた意味がなくなっちゃうよね。

税金の目的は、私たちが、豊かで文化的 な生活を送り、健康で安心して暮らすため に使うことでした。

「でも、税金を使って実現したいことってみんな同じなのかな?」

どうしたら公平に使えばいいのか考えて みましょう。



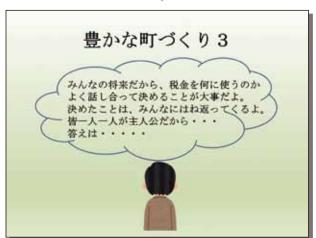
#### 19 豊かな町づくり











# 豊かな町づくり 《税金の使い方》

(順番に[クリック])

税金の使い方の例を挙げてみると、

- ・豊かな暮らしのためには、道路や公園
- ・健康に生きられるように、市民病院や 介護制度
- ・文化的に暮らせるように、教育制度や 飛行場
- ・安心して暮らすためには、ダムや消防 署や警察など

そのほかにも様々なものが必要になります。

これらを全部揃えると1000億円のお金が必要になりますが、お金(予算)は700億円しかありません。どれも役立つ事柄ばかりだけど、このままでは、300億円足りません。

皆さんは、どう考えますか?

#### (順番に[クリック])

A君は、「ダムは今造らなくても何年か 先でもいいんじゃないか」と考えました。

Bさんは、「優先順位をつけたらいい」 と言います。

Cさんが「うちのおばぁちゃんは、介護が必要」といって介護制度の充実を強く主張します。

今度はD君が、「減らすものと借金で行うものと分けたらいい」と考えました。

あくびをしていた女の子も、「無駄なもの を減らせばいいんじゃない」と言いました。

「本当にいろんな意見が出ますね。でも、 何が正解というのは難しいです。|

#### (順番に[クリック])

「みんなの将来だから、税金を何に使うのかよく話し合って決めることが大事だよ。決めたことは、みんなに跳ね返ってくるよ。立場や意見の違いでいろんな考えがあるから、少数意見も大事だよね。対立の中から合意を見つけてみんなが納得できる制度にできるといいね。」

「答えは、一つじゃないんだよ。・・・・・」



#### 3. 税金から見た民主主義

20 民主主義 一「私たちが主人公」「思いやり」—

次のキーワードは
「民主主義」

# 民主主義―「私たちが主人公」「思いやり」―《税金から見た民主主義》

これまで、税金の集め方・使い方を通じて、「公平」について考えてもらいました。 「公平」を実現していくためには、大切なことが二つあります。

一つは、私たちのことは私たち自身で考え、決めていくということです。私たちが暮らしている社会は「私たちが主人公」なのです。

もう一つは、みんなから集めて、みんな のために使う税金ですから、自分だけでは なく、みんなのことを「思いやり」をもっ て考えていくことが大切です。

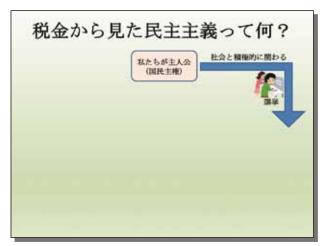
このように「私たちが主人公」と「思いやり」という言葉は税金と深くつながっています。このつながりについて、もう少し詳しく考えていくことにしましょう。

次のキーワードは「民主主義」です。

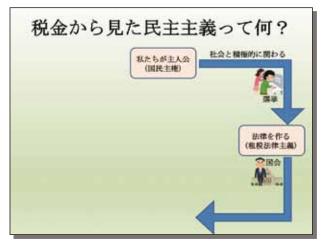


21 税金から見た民主主義って何?① 一私たちが主人公一

税金から見た民主主義って何?



22 税金から見た民主主義って何?② -法律を作る-



#### 税金から見た民主主義って何?①~⑤ 《税金から見た民主主義》

皆さんは、民主主義という言葉を聞いたことがありますか? 税金の制度は、**民主主義を凝縮(小さく固めた)した仕組みになっています**ので、税金から民主主義がどういうものか説明してみましょう。

(順番に[クリック])

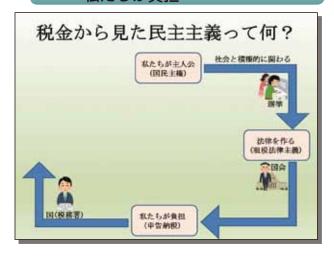
まず、非常に簡単に言うと民主主義は、 国民一人一人が主人公になるということで す。主人公になって社会と積極的に関わっ ていきます。

具体的には、選挙で自分の考えが反映されるような候補者を選んで、自分が目指す社会を作っていきます。

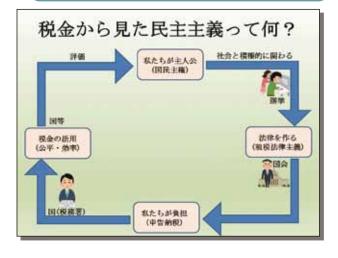
そして、選挙で選ばれた人は、国会というところで法律を作ります。税金に関することはこの法律で定めたものでなければなりません。

これを難しい言葉で、「租税法律主義」と言います。

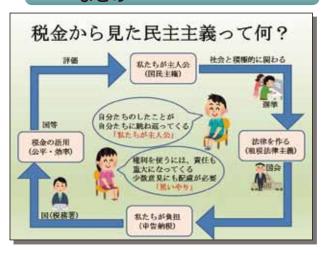
23 税金から見た民主主義って何?③ ー私たちが負担-



24 税金から見た民主主義って何?④ ー税金の活用ー



25 税金から見た民主主義って何?⑤ ーまとめー



#### 税金から見た民主主義って何?①~⑤ 《税金から見た民主主義》

(順番に[クリック])

自分たちが選んだ人が、いろいろと考え を巡らしてみんなが納得できるような税金 に関する法律を作ります。その税金を負担 するのは、私たち国民です。

そして、法律によって決められた計算方法で自分の負担する税金を自ら計算して納める仕組みが「申告納税制度」と呼ばれるもので、計算によって納める税額が出た場合には、その金額を税務署に納めることになります。

集められた税金が、公平に使われているか、そして無駄なく効率的に使われているかどうか、チェックするのも主人公の国民です。

法律の評価(良し悪し)を私たち国民が 判断して、法律の改正を求めたり、効率的 に使われていない場合には、その運用方法 が適正に行われるように、選挙を通して自 分たちの意見が反映されるような候補者を 選出します。

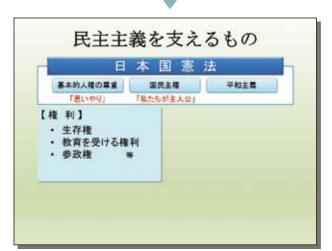
つまり、自分の行為が、巡り巡って最後 には自分に跳ね返ってくるのが民主主義で す。

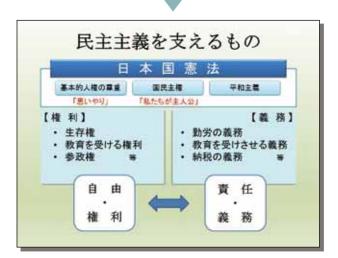
自分の権利を使う場合には、その責任も同時に負わなければならないし、自分と違う少数意見にも十分配慮して、公平な扱いがされるようにすることも大切です。これが民主主義であり、税金の世界は、それがいろいろな場面で反映されているところなのです。



# 26 民主主義を支えるもの一「日本国憲法」一







# 民主主義を支えるもの《税金から見た民主主義》、《納税の義務》

次に日本の民主主義を支えているもの が、憲法です。

日本国憲法では、最初に「国民主権」つまり、私たち一人一人が主人公だと定めています。

そして、私たちが持っている権利につい ても定めています。主なものをあげると、

#### (順番に[クリック])

- ・「生存権」…これは、健康で文化的な生 活を営む権利を言います。
- ・「教育を受ける権利」…これは、みんな が教育を受ける権利を言います。
- ・「参政権」…政治に参加して自分の思い を政治に反映させる権利で、選挙権(被 選挙権)とも言います。

権利を定める一方で、義務についても定めています。

- ・「勤労の義務」…働ける人はきちんと働くということ。
- ・「教育を受けさせる義務」…保護者には 教育を受けさせる義務があります。小・ 中学校は、義務教育と呼ばれ、原則、 学校にかかるお金は税金から支出され ることになっています。
- ・「納税の義務」…法律に従って税金を納 めること。

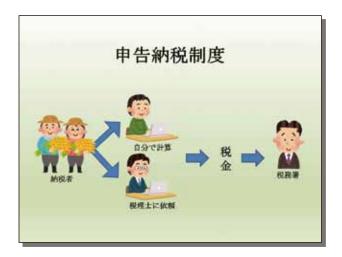
ただし、納税の義務には"国民"の前に"すべて"という言葉がありません。このことは、無理やり徴収されるものではなく、国民はそれぞれの力に応じてその責任を果たすことが求められ、法律の定めに従って、その義務を果たすことが求められています。

このように、権利を主張するためには、 義務を果たさなければならないし、自由で いるためには、責任を果たさなければ自由 でいられません。





#### 申告納税制度



#### 申告納税制度《納税の義務》

(順番に[クリック])

税金は、義務だから納めるというだけではなく、自分たちで決めたルールに従って、みんなから集めて、みんなのために使うものです。だから、原則として自分の税金は自分で計算して自分で納める制度になっています。これを「申告納税制度」といいます。

自らが主人公として、誇りをもって税金 を納めることは、みんなが幸せになれる社 会作りの基礎になっています。

#### 【「財政」の授業を行う場合】

では、最後にこのようにして集められた 税金がいくらになって、どれくらいのお金 が使われているかという「国の財政」の状 態について考えてみましょう。

(現在の日本が抱える課題について認識し、 関心を抱き、児童生徒自らが考えて判断で きる国民として成長できるきっかけ作りを 目的とします。)



[クリック]で次画面へ

#### ここまでで約38分経過

「財政」のテーマが時間の都合で行えない場合は、スライドをクリックして 「33 今日の授業でおぼえておいてほしいこと | から引き続き授業を行ってください。

#### 3. 財政の役割 (テーマⅡ)

〈このテーマは約5分〉

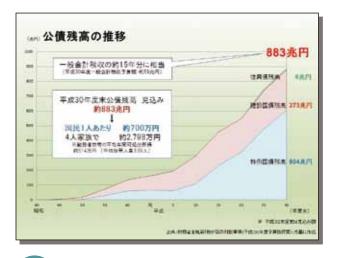
#### 財源の確保と配分という観点から見た財政の役割

28

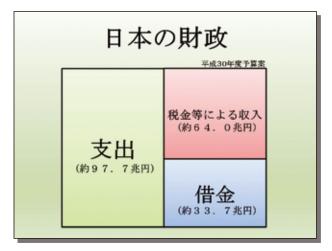
#### 財政の現状と課題



# 29 国の公債残高の推移



# 30 日本の財政



#### 財政の現状と課題

財政というと少し難しい言葉ですよね。 財政とは、国などがお金を集めたり使った りする活動とその管理のことを言います。

簡単に言うと、国のお財布の状態のことです。

今日、ここまでにやってきたことが、正 に財政のお話でもあったわけです。

税金の集め方と使い方を勉強しました。 税金の集め方は、財政のうちの収入(歳 入)のお話です。

また、税金がどのように使われているかが財政のうちの支出(歳出)のお話です。

#### [クリック]

では、実際に日本の財政の状態を見てみましょう。

今、日本は税金で集めるお金より、使う お金が多いために借金がどんどん増えてい ます。

みんなの生まれた頃の国の借金は、平成 18年度は約532兆円(<mark>小学6年の場合</mark>)でしたが、平成30年度末(=平成31年3月末)に は約883兆円に増加する予定です。

中学1年の場合、平成17年度で527兆円 中学2年の場合、平成16年度で499兆円 中学3年の場合、平成15年度で457兆円

#### [クリック]

平成30年度の国の予算案では支出額は約97.7兆円になっています。

これに対し税金等の収入はいくらあると思いますか?

実は、約64兆円しかないのです。支出として必要なお金のうち、66%程度ということですね。

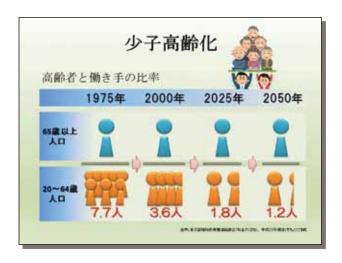
では、あと34%はどうやって賄ったので しょうか。

それは国債という借入によって賄われているのです。

(そのうちの半分以上は、過去の借入の返済に充てられ、残りが新たな借入です。)



# 31 少子高齢化〈中学生向け〉



(注) この画面は、中学生向け〈講義型〉のパワーポイントテキストのものです。小学生向け〈講義型〉のパワーポイントテキストには、少子高齢化についての説明はありません。

# 32) 今後の課題



#### 少子高齢化

しかしここで、将来に向けての不安もあります。生まれてくる子どもが少なくなるとともに、働いている人たちが高齢になることが予想されています。これを少子高齢化と言いますが、働く世代の人口減少で税金は今後ますます集まりにくくなるかもしれません。

一方で、社会保障費の増加などで、税金 は現在よりもさらに多く必要となっていく でしょう。



[クリック]で次画面へ

#### 今後の課題《宿題》

お金が足りない場合の解決方法として一つは、もっと多くのお金を集めること、つまり増税ですね。増税以外にも、景気がよくなれば、会社の利益や個人の収入も増えるので、自然と税収も増えますよね。

二つめは、使うお金を減らすことです。 でも、必要な支出を減らすと困る人が出て くるので、無駄遣いをしない努力も必要で しょう。

国会では、この二つについて多くの議論 がされています。

この議論は、どちらか一方だけが正しい 解決方法ではなく、二つの方法のバランス をとることが大切です。

そして三つめの方法、あるいは、他にも 良い方法が将来見つかるかもしれません。



# 33 今日の授業で覚えておいてほしいこと

- ・思いやり
- ・私たちが主人公



# 宿題

期限:大人になるまで

#### 今日の授業で覚えておいてほしいこと 《宿題》

どうやったらみんなから公平に集めて集めた税金を公平に使うのか、とても難しい問題で、簡単には結論を出すことはできません。「私たちが主人公」と「思いやり」という言葉をヒントに考えてみてください。

#### [クリック]

将来、みんなが日本をどういう国にしたいのか、そして、自分たちの住む社会をどういうものにしたいのか?この問題はみんなが大人になるまでの宿題です。

(大人になるまでと言うのは、じっくりと 考えてもらい、明確な期限をもうけずに、 その後も考え続けて最良の方法を模索して もらうための表現として使っています。)

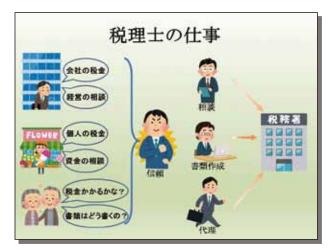
今日の授業の話をして、おうちの人とも 話をしてみてください。



#### おわりに

# 34

#### 税理士の仕事







#### 税理士の仕事《税理士の仕事》

具体的に税理士は、こんな仕事をしています。

#### (順番に[クリック])

- ・会社の税金で分からないことがある。
- ・経営判断に迷って相談したい。
- ・個人商店の税金で相談したい。
- ・お店の資金の相談に乗ってほしい。
- ・家を建てたり、物をもらったりして、 税金がかかるのかどうか分からないの で、話を聞きたい。
- ・書類の書き方が分からない。

こんなとき頼りになるのが税理士です。 税理士は、そういう人たちの相談に乗っ たり、書類を作成したり、本人に代わって 税務署に出向いて交渉したりする仕事をし ています。

(税理士の仕事は、冒頭の自己紹介のところで行う方が、スムーズな流れですが、申告納税制度の説明の後で行う方が、児童生徒にわかりやすいことと、時間の関係で省略することも考えて、最後に持ってきてあります。最初に説明する場合には、適宜、入れ替えてください。)

税理士は、こんなバッジをつけています。



〔クリック〕するとスライド終了となります。

# 



#### **議義用テキストの使用にあたって**

#### はじめに

このシナリオは、教室でクラス単位又は少人数で授業を行うことを前提に、生徒が積極的に参加することができる体験型の授業を想定して作成しています。

ポイントを絞り、生徒に何を伝えたいか?どう伝えるのか?等を考慮することで、1コマ(50分)・2コマ(100分)の授業時間に対応できます。

#### 国 的

高校生に対して行う税理士の租税教育は、公立学校・私立学校又は普通高校、商業高校、工業高校等によって様々な形式が考えられます。しかしながら、「生きる力」を育み公民としての資質・能力を養うことが目的であることに変わりはありません。

生徒たちと一緒に「税」を通して社会の仕組みを考え、民主主義全般に関する理解を深め、社会に 積極的に参画し、主権者として申告納税制度の理念のもと「税」について深く考え理解する力を育み、 生徒一人一人が租税立法のあり方や税金の使途等について公正な判断力を備えられるように、授業の 内容を工夫してください。

講師を担当する方は、「税金を集めるゲーム」の「課税の『公平』」について考え、対立や合意を体感させ、 その中で合意形成に至る議会制民主主義を味わせるというゲームの目的と仕組みを理解した上で授業 に臨んでください。

「税」を考えることは、国家、社会を考えることにつながります。国民主権を担う主権者として社会に積極的に参画する意識が何より大切であることを気づかせ、考えさせる授業作りをしてください。

#### 留意点

このテキストを参考に、講師の皆さんが自身の言葉で授業を行えるように準備してください。シナリオの棒読みは絶対に避けましょう。

生徒は講師の一挙手一投足を見ています。決してウケを狙った授業をする必要はありません。講師の熱い思いを伝えてください。

また、シナリオを基に発展させ、より良い授業を作ってください。(例えば、「望ましい税のあり方」や「世代間の公平」等をテーマにグループディスカッションを取り入れるのも効果的でしょう。)

このシナリオはパネルを使った「紙芝居」方式による授業形式です。補助講師がいる場合といない場合では、パネルの使い方や板書のイメージが変わります。できるだけ分かりやすく記載していますがその時々で工夫してください。

テキスト中のパネル(画像、 で囲われたキーワード、税目等)は、付属DVDの高校生向けメニュー画面にPDFファイル形式で収録していますので、印刷してご利用ください。

また、パネルを使用することが困難な場合のため、パネルと同じ内容のパワーポイントも収録していますので、あわせてご活用ください。

## | 授業時間モデル (参加・体験型 50分・100分)

テーマ	No.	項目	内容及び目的	時間	
				50分	100分
導入	1	あいさつ・自己紹介	良い第一印象を与える。	15分	45分
	2	税理士の仕事と 申告納税制度	法律に基づいた仕事であることを簡単 に紹介。		
	3	講義のテーマ紹介	今日のテーマをしっかり伝え、今何を 学んでいるのか明確にする。		
テーマ I 税の意義・役割	1	税はなぜ必要なのか?	税が自分たちのためにあり、自分たちを 支えていくものであることをしっかりと		
	2	税は誰のためのもの?	考えさせる。		
テーマⅡ 税から考える社 会の仕組み	1	税の種類	税の種類が多いことの意味を理解させ る。また「税金を集めるゲーム」を通		
	2	ゲーム(税金を集める)	して、立場による公平の感じ方の違いや、意見の対立・合意形成を体感させ、社会の構成員として民主主義社会の仕組みを考えさせる。  財政赤字、少子化等の課題に触れながら、主権者として租税立法のあり方や税の使途について関心を持つ、公正な判断力を持つ国民になるよう自ら考えさせる。  税理士は、事業者の求めに専門家として応える等、大変やりがいのある仕事であり、ぜひ資格を目指して一緒に!と伝える。	25分	40分
	3	税を通して見る民主主義		10分	15分
テーマⅢ 財政の現状と今 後の課題	1	財政の現状			
	2	財政の今後の課題			
最後に	1	税理士の仕事			

※時間はあくまでも目安です。

#### テキストの見方

【白い背景】 50分・100分共通

【青い背景】 100分のみ する法律の専門家である税理士が、税金の計算 をしたり、申告納税のお手伝いをしたりしていま

- 税 二 税 三 税

#C.00∃ 理士以外

『申告納税制度とは、日本国内に住んでい (会 社)(居住者)、または日本国内で儲けのある八(云 社)(非居住者も)は、原則自分の税金は、自分 で計算して自分で納めるという制度です。

テキストは1コマ(50分)用と2コマ(100分)用と、背景を色分けしています。(上図) 1コマの場合は、白い背景の部分のみを、2コマの場合は色つきの背景も合わせて授業を行ってください。

# 開義開テキスト

#### シナリオ

# 導入

#### □ あいさつ・自己紹介

ます。

『私は税理士の○○○○です。』

#### ② 税理士の仕事と申告納税制度

『税理士はどのような仕事をしているか知ってい | · 「税理士」のパネルを手に持つ、又は黒板に貼る。 ますか?』

られた税の専門家(スペシャリスト)です。

「税理士法」にはその使命や制度、規定や業務、・パネルを貼る。 責任等が定められています。』

『日本では、原則として自分の税金は自分で計算 して、自分で納めます。このことを、「申告納税 制度」といいます。税金は、税に関する法律に従っ て計算しますが、この法律は難しいので、税に関 する法律の専門家である税理士が、税金の計算 をしたり、申告納税のお手伝いをしたりしていま す。』

100min only

『申告納税制度とは、日本国内に住んでいる人(会 社)(居住者)、または日本国内で儲けのある人(会 社)(非居住者も)は、原則自分の税金は、自分 で計算して自分で納めるという制度です。

#### 説 明 文

・パネルを貼る。



『皆さんこんにちは!これから租税教室をはじめ |・自己紹介は生徒との最初の接点です。最初に生徒の心を 掴めれば、その後の講義がスムーズに進められます。税 理士の職業紹介が租税教育の主たる目的ではないので、 端的に紹介する工夫をしてください。

> その場を無理に盛り上げたり、笑わせたりする必要は全 くありません。得意な方法で、生徒の心を掴んでくださ ر۱°

- 『私たち税理士は「税理士法」という法律に定め |・ここでは、税理士については簡単な説明にとどめておき ます。

100min only

#### 第1条 税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家とし て、独立した公正な立場において、 申告納税制度の理念にそつて、納 <u>税義務者</u>の信頼にこたえ、<u>租税に関</u> する法令に規定された納税義務の 適正な実現を図ることを使命とする。

#### 第2条 税理士の業務

- 一 税務代理
- 二 税務書類の作成
- 三 税務相談

※この三つの業務が税理士の独占業務です。税 理士以外の人がやってはいけません。

#### シナリオ

もちろん、税法に従って計算し、税法に定めら れた書類を作成して提出(国⇒税務署)し、納付 (税務署⇒国庫) することが求められますが、「国 が税額を決めるのではなく、自分で自分の納税す べき税額を確定するという制度」です。

これは民主主義の最たる制度と考えられます。 この制度から「民主主義の考え方では、税金は取一すべての税が申告納税ではなく、賦課課税もあります。 られるものではなく、納めるもの」ということが わかりますね。

ただし、自分で計算する、と言っても、まず税 法を理解しないと正しい計算ができません。そこ で、我々税理士がそのお手伝いをするのです。』

『今日は、この「税金」について皆さんと一緒に 考えていきたいと思います。

#### ③ 講義のテーマ紹介

『それでは、今日のテーマです。』

『今日のテーマは大きく三つあります。

- 一つめは、税の意義・役割です。
- 二つめは、税から考える社会の仕組みです。こ こでは、税の種類や公平な負担、民主主義につい て考えていきます。

三つめは、財政の現状と今後の課題です。これ らのことをみんなで一緒に考えていきましょう。』 |・このパネルは可能ならば最後まで貼っておきます。

#### I. 税の意義・役割

#### □ 税はなぜ必要なのか?

です。』

『まず初めに、「税はなぜ必要なのか? | これにつ いて、考えてみましょう。』

#### 説 明 文

100min only

・パネルを貼り、今日のテーマを紹介します。

テーマを紹介することによって、生徒たちは、税金につ いて漠然と授業を受けるのではなく、"税金のこれを学 ぶんだ"という意識を明確に持つことができます。

- I. 税の意義・役割
- Ⅱ. 税から考える 社会の仕組み
- Ⅲ. 財政の現状と 今後の課題

#### 目的

ここでは、「税はなぜ必要なのか?」を考えることにより、 『それでは一つめの、「税の意義・役割」について|「税は自分たちのためにあり、自分たちが支えていくもの である」と理解することを目的とします。

・パネルを貼る。

#### I. 税の意義・役割

- 税はなぜ必要なのか?
- 税は誰のためのもの?

・パネルを貼る。

税はなぜ必要なのか?

#### シナリオ

#### ~家族単位の生活と人々が集まった社会生活~

『ここに、家族単位で生活している図と、人々が 集まって生活している図があります。これら二つ の生活には、どのような違いがあるでしょうか?』

(生徒の回答例)

- ・人の数が違う
- ・建物の形が違う
- ・着ているものが違う ・田んぼがある
- ・自給自足している
- ・道が整備されている

『はい、ありがとう。いろいろな意見が出てきま した。皆さんの言うとおり、いろいろな違いがあ りますね。

家族単位での生活では、自分のことはすべて自 |・ここでは、考え方や価値観の違う個人同士が結びつく社 け合ったりすることができます。

例えば、田んぼに水を入れるために遠くから水 を引いてきたり、道を整備したりするためには、 大きな労力が必要になります。

一人ではできない大きなことでも、人々が協力 し助け合うことでできるようになります。このよ うなことから「税」が生まれてきたと考えること ができます。』

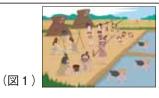
#### 2 税は誰のためのもの?

『では、その「税」はいったい誰のためにあるの | **税は誰のため?** でしょう?

大昔、人々が協力して生活をするようになると、 人々をまとめる「リーダー」が生まれました。そ して、そのリーダーの中により強い力を持つ「支 配者」が現れました。その中で「税」は、支配者 が国を維持するために使われていました。具体的 には、米や野菜など支配者へ納める貢物や、国を 守る兵士や労働力、これが「税」でした。』

#### 説 明 文





(図2)

- ・家族単位の生活のパネル(図1)と集団生活のパネル(図 2) を貼り、生徒たちにそれぞれの違いについて意見を 述べてもらいます。
- ・生徒の意見がどんなものであっても否定をせず、聞きま す。いくつか意見が出たら、次へ進みます。
- 分でしなくてはなりません。一方、人々が集まっ│ 会(シナリオでいう「人々が集まって生活している社会」) て生活している社会では、みんなが協力したり助 において、共通の利益を実現するためには「協力し助け 合う心」が必要であること、「ルール」(⇒税もその一つ) が必要となることを伝えます。

・パネルを貼る。

・ここでは、「税」は「支配者が国を維持するためのもの」 から「国民みんなのためのもの」に変化していったこと を説明します。

#### シナリオ

ちの健康や生活のために使われたり、②教育や科 学技術発展のために使われたり、③住民の安全・ 安心のために使われたり、④公園や道路などの整 備のために使われたり、私たちの周りには、税金 ▶・写真パネルを利用する。写真や絵を利用することでイ の使われているものがたくさんあります。』

#### 説 明 文

『現在の「税」はどうでしょう。例えば、①私た |・シナリオでは、①から④を例に挙げていますが、四つに こだわる必要はありません。また、生徒たちの身近な施 設等を利用するのもよいでしょう。

メージしやすくなります。



『税金は、国民みんなが「豊かな生活のために |、「健 |・パネルを貼る。(現在の税の意義として) 康に生きるために」、「文化的に暮らせるように」、 「安心して暮らせるように」使われています。』

『税金は、国民みんなのために使われています。』

『先ほど、いくつか例に挙げましたが、国では、 社会保障、公共事業、文教及び科学振興、防衛、 )、( )といった公共

サービス等に使われています。』

な資金が必要となります。それを賄うための手段 の一つが「税金」です。先ほど、「人々が集まっ |・シナリオのOOOの部分にはそれぞれの都道府県名を、 て生活している社会」で話したように、私たち一 人一人が協力し助け合って負担をしています。私 たちみんなが支えているのです。』

- 豊かな生活のために
- ・健康に生きるために
- ・文化的に暮らせるように
- ・安心して暮らせるように
- ・パネルを貼る。

#### 国民みんなのため

・パネルを貼る。(国と各都道府県の歳出)

100min only





- ・ここでは、税金の使途の観点から国(社会保障などの全 国統一的に行う仕事や防衛などの国の存立に関する仕 事)と地方公共団体(警察や消防、ごみの収集などといっ た人々の日常生活に欠かせない身近な仕事)を挙げてい ます。
- 『これらの公共サービス等を行うためには、膨大|・各都道府県の歳出については、各都道府県のホームペー ジ等で各自お調べください。
  - ( )には各都道府県の歳出例を入れて利用すること ができます。
  - ・国、都道府県の両方を扱うのではなく、国における税金 の使途のみ説明することも、一つの方法でしょう。

#### シナリオ

#### 説 明 文

#### ~身近な「税」の使い道 学校教育費~

『税金は、私たち国民みんなのために使われてい ることを見てきました。もちろん皆さんのために一・年間教育費は、クイズを出題する形式で紹介するなどの も使われています。それでは、身近な税金の使いLttelをしましょう。 道として学校教育にはどれくらいの税金が使われ ているのか見ていきましょう。』

『皆さん1人あたりの年間教育費はいくらでしょ」・パネルを貼る。 うか?』

・身近な税の使い道として学校教育費について、生徒たち に直接関係のある1人あたりの年間教育費を紹介しま

·小学生 約 890,000円 ·中学生 約1,011,000円

公立学校の児童生徒1人あたりの年間公費負担額(全国平均)

·高校生 約1,005,000円

『高校生 1 人あたりに使われている年間教育費は | ※平成26年度の全国平均データです (東京都主税局HP 約100万円です。(公立学校に通う生徒1人あたり の年間教育費)

『学校教育にもたくさんの税金が使われています。 その税金を少しでも有効に活用するためにも、皆 私立中学校 1億4千万円 さんは有意義な学校生活を送ってください。』

より)。

・私立学校への補助金 (参考データ)

私立幼稚園 4千万円

私立小学校 1億2千万円

私立高等学校 2億7千万円

※データはいずれも1校あたり。東京都の平成27年度の データです (東京都主税局HPより)

・授業の準備の際に、最新のデータを都道府県HP等で調 べましょう。

#### ~「税金」の役割~

『このように、税金には公共サービス等を行うた めの「財源の調達」という役割があります。』

『税金には、この他にも「所得の再分配」や「景 気の調整 | といった役割があります。』

『所得の再分配とは、能力に応じて税を負担し合 い、所得や資産の多い人からより多くの税金を徴 収することにより、それを社会保障サービスなど の財源とすることです。

的格差を少なくしていくという効果があります。』

・パネルを貼る。

#### 税の役割・機能

財源の調達 所得の再分配 景気調整

所得や資産の格差を縮め、富を再分配して経済・「税金」の役割については、簡単な説明にとどめるとよ いでしょう。

#### シナリオ

『また、国民の生活が安定するように、景気が過熱気味のときには増税をして、国民の財布のひもを締めさせ、消費や投資を抑えるようにします。 景気が悪いときには減税をして、消費や投資が活発になるようにします。これを「景気調整」と言います。』

#### ~単元の確認~

『「税」の意義・役割をイメージできましたか?「税」 はなぜ必要なのか?「税」は誰のためにあるのか?

国民みんなが豊かに、健康に、文化的に、安全・ 安心に暮らすため、国民みんなが負担をする、これが「税 | なのですね。』 ・この単元の確認をして、次に進みます。

説 明 文

100min only

#### Ⅱ. 税から考える社会の仕組み

#### □税の種類

#### ~ライフイベント~

『それでは次に、税金の種類について一緒に考えていきたいと思います。

皆さんが人生でどのような税金と関わっていく のか考えていきましょう。』

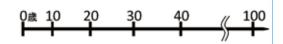
#### ・パネルを貼る。

#### Ⅱ. 税から考える 社会の仕組み

- 税の種類
- ・課税の公平
- ・民主主義の社会の仕組み

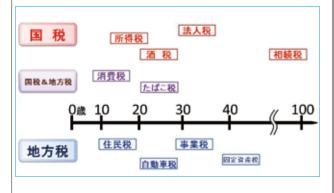
# 主な税の種類

#### 【税の種類・板書例】





ライフスタイルに合わせ、簡単に税を 紹介しながらパネルを貼っていきます。



#### ポイント

年齢ごとのライフイベントに沿って年表を作成し、税金 の種類を提示していきます。

- ・ここでの目的は、税金の種類を覚えてもらうことではなく、たくさんの種類があるのだと印象付けることです。
- ・同時にそれぞれの税の性質を理解してもらい、このあとのゲームの際に思考の幅が広がるように考慮しましょう。
- ・税の説明会にならないように留意しましょう。
- ・板書例では国税や地方税といったグループ分けをしていますが、これはグループ分けを覚えてもらうためではなく、様々な構成になっていることを印象付けるためのものです。

#### シナリオ

#### 説 明 文

『既に皆さんも税金を払ったことがあると思いま す。どんな税金でしょう?

『買い物をすれば「消費税」を払っていますね。』

- ・『同額の買い物をしたら、消費税を同額負担する』こと を確認し、この後に行うゲームの布石とします。(水平 的公平)
- ·消費税 → 国税&地方税

『高校を卒業して、大学に行ったり就職したりし」・商業高校、工業高校向けには、給与から天引きされる所 税金を負担するでしょう?』

ます。では就職して給料を受け取ったら、どんな | 得税や住民税について、もう少し詳しく説明することも よいでしょう。

『個人の所得(儲け)に対しては、「所得税」と「住」・所得税 → 国税 民税」(と「事業税」)を負担するようになります。』 |・住民税 → 地方税

『そして20歳になりました。喫煙や飲酒ができる |・特定の物品(タバコ、酒、自動車、固定資産)を課税の ようになります。

では、タバコやお酒にはどんな税金がかかって ます。(応益負担) いるでしょう?』

『タバコを購入すれば「たばこ税 |、お酒を購入す |・たばこ税 → 国税&地方税 れば「酒税」を負担するようになります。』

『30歳になり、独立して会社を起こしました。会』 しましょう。

社は、どんな税金を負担するでしょう?』

『会社の所得(儲け)に対しては、主に「法人税」・法人税 → 国税

と「事業税」(と「住民税」) を負担するようにな ・事業税 → 地方税 ります。また、会社の営業のため車があると便利 だなと、自動車を購入しました。』

『自動車を所有すると、どんな税金を負担します か?』

『自動車を所有すれば「自動車税」を負担します。』・自動車税

対象とするものに触れ、この後に行うゲームの布石とし

- → 国税 ・酒税

※パネルを貼るときは、20歳の線より右側に貼るように

→ 地方税

・50分授業の場合も時間があれば次の説明もしましょう。

『自動車税のほかに自動車重量税もあるし、自動 |・自動車重量税 → 国税 車を走らせるためにガソリンを購入すれば揮発油 |・揮発油税 税(ガソリン税)を負担します。』

→ 国税

(自動車取得税は消費税10%への増税時に廃止される予 定となっているため、敢えて提示していません)

100min only

#### シナリオ

『40歳になり、そろそろマイホームを持ちたいな と、家を建てました。家を所有すると、どんな税 金を負担しますか?』

『「固定資産税」を負担するようになります。』

『自動車を所有すれば自動車税を負担するのと同 じように、家や土地などの不動産を所有すれば固 定資産税を負担するようになります。

どちらも財産の所有という事実に着目して課税 しています。

『そして寿命が尽きると、残った財産について税 金が課されます。どんな税金かわかりますか?』

『「相続税」が課されます。相続税や贈与税は、亡 |・相続税 → 国税 くなった人が残した財産を引き継ぐ時やお金や物 をもらった時に負担する税金です。

『今ちょっと見てきただけでも、たくさんの税金│・50分授業の場合も時間があれば次の説明もしましょう。 が出てきました。税金を三段に分けているのだけ ど、この意味は分かりますか?

「国税」「地方税」そして国税と地方税の双方が 方税としての地方消費税とがあります。 ある「国税&地方税」の三段です。国税は国の税 収となり、地方税はその地域の税収となります。

皆さんの身近な生活の中に「これだけたくさん の種類の税金がある」ということを覚えていても らいたいです。』

『それでは、現在の日本には、主な税金は何種類 あると思いますか?』

①約30種類 ②約50種類 ③約100種類

『正解は、②約50種類です。』

『では、なぜ約50種類もの税金があると思います か?』

#### 説 明 文

·固定資産税 → 地方税

100min only

(一口に消費税といっても、国税としての消費税と、地

タバコについては、国税としてのたばこ税・たばこ特別 税と、地方税としての地方たばこ税・市町村たばこ税と があります。

それぞれ国税と地方税を合算したものをお店に払いま す。)

・ここでの目的は『税金の種類を覚えてもらうことではな く、たくさんの種類があるのだと印象付けること』であっ たことを伝えましょう。

・生徒からは、「たくさん集められる」「大勢の人から集める」 という答えが出てきます。

ここではあえて答えを出さず、疑問を投げかけたままに

そして、次の集め方(ゲーム)を通して、答えを考えて もらいます。

#### シナリオ

#### 2 ゲーム (税金を集める)

『今、皆さんに税金の種類の話をしました。そこで、 これから、その税金をどうやって集めたらよいの か、皆さんと一緒に考えてみたいと思います。』

『次に、三つの班に分かれてもらいます。そして ポイント それぞれの班で代表者を決めてください。』

(決まるまでここで少し時間を取る)

※できれば事前の打合せで、先生に決めておいて もらうよう依頼しておくとスムーズに進みます。

『はい、決まりましたね。』

『それでは、このクラスを一つの国とします。』

『そして、「豊かな生活のため」・「健康に生きるた め一・「文化的に暮らせるように」・「安心して暮ら せるように」なるために必要なものがあります。 皆さんは何が必要だと思いますか?

『ではこの国では「××」が必要だということに なりました。「××」を買う(造る)ことを考え てみましょう。』

# 【3000を集める】 Α В C

(表を板書し、準備します)

『この国には3000万円必要だとしましょう。』

『平等に集めるならば、いくらずつ集めればよい でしょう?』

『はい、1000万円ずつですね。』

『みんなが同額のお金を持っているのならば、こ れは平等ですね。では実際はどうでしょう?それ ぞれ持っているお金は違いますね。』

#### 説 明 文

・パネルを貼ってゲームを始めます。

#### 税金を集める

[ゲーム]

- ①立場の違いによって「公平」をどのように考えるか。
- ②集め方の決定の過程により、国民主権・民主主義・租税 法律主義等を理解させる。

#### ゲームの趣旨

①クラスを国に見立て三つに班を分けそれぞれの代表を決 めます。(私たちの代表者)

- ②「この国に必要なもの」を話し合って一つ決めます。
- ③少数意見を大切にすること、対立の中から相手を重んじ 合意を形成していく過程を体感させます。
- ④①~③を経て、「我が日本国」の「議会制民主主義」を 理解させます。

#### 目的

ゲームをしながら、「税金を公平に集める」ことを通し て生徒と社会を考えていきます。

「公平」を考えさせることは、租税教育における重要な 学習支援の一つです。

- 公平にはいろいろな考えがあること
- ・平等は必ずしも公平ではないこと
- ・公平は不公平と背中合わせにあること
- ・立場が変われば公平の感じ方も変わること

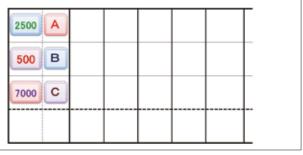
税金を1種類の集め方では公平に集めることには限界が あるため、約50種類の税金があることに気付かせます。

・同額を集めるのが「平等」という考え方からスタートし ます。その後の平等と公平の違いの導入部分のため、時 間をかけすぎないようにします。

#### シナリオ

『では、A班からC班まで、それぞれ持っている お金が違うなかで3000万円を集めてみましょう。』

#### 【3000を集める】



税額

(それぞれの班の「利益」を決めます)

利益

2500万円 A班 B班 500万円

C班 7000万円

合計 10000万円 3000万円 ・時間がある場合は、班の代表者に「利益」を選んでもら います。

説 明 文

あとで立場を変えると(7000万円の利益から500万円 の利益に立場を変える等)、与える印象が強まります。

・生徒が単に形式的に考えないよう、あえて順番はバラバ ラにしましょう。

#### 同額で集める

『利益の合計は1億円です。税金を3000万円集め たい。前と同じように平等に1000万円ずつ同額に 集めると、このようになります。』

利益 税額 2500万円 A班 1000万円 B班 500万円 1000万円 C班 1000万円 7000万円 合計 10000万円 3000万円

うか?』

(生徒「お金持ちの C 班が全額払えばいい。」)

『ではC班に全額を負担してもらいましょう。』

- 『B班は払えませんね。この集め方でよいでしょ トここで、「平等」≠「公平」ということを気付かせます。
  - ・どうしたらよいか生徒に考えさせます。(B班の人を指 名して答えてもらってもよい)

### シナリオ

### ② 全額負担

『このようになりますね。』

【3000を集める】 同額 特定の人					
2500 A	1000	0			
500 B	1000	0			
7000 C	1000	3000			
	3000	3000			_

	利益	税額	残額
A班	2500万円	0万円	2500万円
B班	500万円	0万円	500万円
C班	7000万円	3000万円	4000万円
合計	10000万円	3000万円	

『C班の人、これでいいですか?』

(C班「冗談じゃない。みんなで買うと決めたも |・生徒の意見を否定することなく、よく聞き、異なる意見 のをなぜうちの班だけで負担しなければならない が存在することを確認するようにします。 のですか。|)

『では、どのように集めればよいですか?』

(C班「A班とB班だけでも3000万円になる。」) (生徒「結局自分のとこがいいだけじゃないか。」) (C班「さっきはC班だけに負担させようとして いたじゃないか。|)

(B班「それは同額じゃB班が払えないからだ よ。|)

(生徒「同額が無理でも、同じ割合で負担する方 法があると思います。」)

『では同率で集めてみましょう。』

### 説 明 文

- ・ここからは、生徒の反応により順番が前後することがあ ります。
- ・ここでの生徒の発言はあくまで一例です。実際にはいろ いろな発言が出てきます。
- ・「応益負担」を説明するために挙げています。

- ・生徒に「C班だけが負担するなんて不公平だ」と思わせ ることがポイントです。

・生徒の発言はあくまでも一例です。

### シナリオ

### 説 明 文

### ③ 同率

『このようになりますね。』

【3000を集める	【3000を集める】 同 額 特定の人 特定の人 同率(2014)					
2500 A	1000		2500	750		
500 B	1000	0	500	150		
7000 C	1000	3000	0	2100		
	3000	3000	3000	3000		

	利益	税率	税額	残額
A班	2500万円	30%	750万円	1750万円
B班	500万円	30%	150万円	350万円
C班	7000万円	30%	2100万円	4900万円
合計	10000万円		3000万円	

(B班「これじゃあ暮らしていけないよ。」)

(A班「C班はまだまだ余裕があるじゃないか。」) 『立場が変わったらどうでしょうか?C班も来年|・立場が変われば公平の感じ方も変わることを体感しても はB班のようになるかも知れないよ。A班やB班 も来年はC班のようになるかもしれないよ。』

『自分のことばかり考えず、相手の立場も考えて どのような負担がよいかもう一度考えましょう。』

- │・生徒の意見を否定することなく、よく聞き、異なる意見 が存在することを確認するようにします。
- らいましょう。



『それではどのような集め方が考えられるでしょ |・体感させたらゲームを元に戻して進めましょう。 うか?』

(生徒「余裕のない B 班は少なめの負担にして、 余裕のあるC班にもっと負担してもらう方法があ ると思います。」)

『ではどう負担してもらえばよいでしょうか?』

・具体的な案を生徒に考えさせましょう。

### シナリオ

#### ④ 累進課税

(生徒「このようにしたらどうですか? |)

【3000を集める	同額	特定の人	特定の人	同率(30%)	黑進課税	
2500 A	1000	0	2500	750	500	
500 B	1000	0	500	150	50	
7000 C	1000	3000	0	2100	2450	
	3000	3000	3000	3000	3000	 

利益 税率 税額 残額 A班 2500万円 20% 500万円 2000万円 B班 500万円 10% 50万円 450万円 C班 7000万円 35% 2450万円 4550万円 合計 10000万円 3000万円

『この他にはないでしょうか?』

100min only

『最初に決めた「××」を買う(造る)にあたり、 このように、様々な集め方を考えてみましたが、 どの方法で税金を集めたらよいと思いますか?』

『それではこの国ではどの方法で税金を集めるの |・どの方法で税金を集めるか、代表者を中心にみんなで話 か決めましょう。』

易に少数意見を切り捨てないようにしましょう。』

りました。』

### 説 明 文

・ここでは「負担する能力に応じて公平」という考え方を 説明します。

- ・そのほか「B班は借金をする」、「余裕のあるA班C班で 折半する」、「累進税率をもっと極端にしよう」など、い ろいろな意見が出ますが、生徒たちの意見を否定するこ とはせず、それぞれの考え方、感じ方に違いがあること を確認します。
- し合います。

例えば、まず班で一つの意見を決め、その後代表者を集 めて集め方を決めます。

代表者が集まり決定することが国会の開催にあたります。

- 『その際相手の立場もよく考えてくださいね。安|・税金は集め方によって負担感が違いますから、その中で みんなから税金を集めるためには他者への配慮を考える 必要があると話をします。
- 『今回は「○○ | の方法で税金を集めることにな |・税金は勝手に決められてしまうものではなく、私たちが 決めているということを実感してもらいましょう。(ゲー ムの目的の再認識)
  - ・その際、「対立」から「合意」に至る過程で、自らの意 見と相手の意見(個人の尊厳と基本的人権の尊重)の違 いをよく考え、合意形成していく大切さを実感してもら い、少数意見を切り捨てないように助言をしていきます。 (民主主義の基本原則を確認)
- (ここでゲームはいったん終了します。)
- ・生徒の気持ちをゲームから切り替えさせましょう。

### シナリオ

すべて公平な集め方といえるのです。』

『それぞれの集め方が、どの税金に対応するかを 説明します。』

… 消費税 ・平等(同額)に集める

『消費税は、同じ行為に対し、同じ税額を負担す ることになるので、ある意味において公平ですが、 低所得者にとっては、収入に対する負担割合が高 くなる問題(逆進性)があります。』

- ・特定の人(使う人・持っている人)から集める |・「応益負担」の例 … 自動車税・たばこ税・酒税・固定資産税

『固定資産税は、土地や建物を持っている人が負 担しています。自動車税は、自動車を持っている 人が負担します。また、酒税は、お酒を買った人 が負担します。たばこ税は、タバコを買った人が 負担する税金で、価格のうち60%を超える部分が 税金です。これは、とても税金の占める割合が多 いものの一つです。』

・同率で集める … 法人税・住民税

100min only

『法人税は会社や団体の所得にかかってくる税金 で、毎年、その会社の所得に一定の率でかかって きます。』

- ・能力に応じて (累進課税) 集める
  - … 所得税・相続税

100min only

『課税される金額が大きくなるにしたがって、税 率が段階的に高くなっていきます。これを累進課 税と呼んでいます。

このような負担の方法は、税の「所得の再分配」 機能の一つです。』

	消費税 同額	酒税	四次資産税 たばこ税 特定の人	法人税 住民税 同率(30%)		
2500 A	1000	0	2500	750	500	
500 B	1000	0	500		50	
7000 C	1000	3000	0	2100	<sup>35%</sup> 2450	
	3000	3000	3000	3000	3000	 

### 説 明 文

- 『実は、これらの集め方はある意味においては、一これらの集め方を利用して、垂直的公平・水平的公平、 応益負担、応能負担など、公平にはいろいろな考え方が あることを説明します。
  - ・「水平的公平」「逆進性」を説明します。

・「応能負担」の例

· 「累進課税」「垂直的公平」「応能負担」

所得税は、所得が多くなるほど税率が高くなる仕組み(超 過累進課税)をとっています。これは負担能力の大きい 人により大きな負担をしてもらうという考え方で、所得 課税としては世界的に一般的な方法となっています。

### シナリオ

『先ほど、なぜ50種類もの税金があるかを聞きま したが、なんとなく分かりましたか?

どれも公平な考え方による集め方ですが、1種 類だけだと公平感が保てません。

そこで、約50種類もの税金を組み合わせること により、できるだけ公平に負担してもらう仕組み となっているのです。』

### ③ 税を通して見る民主主義 ~ゲームの意味と国民主権~

『では、このような税金の集め方や公平な負担の 仕組みを誰が考えて決めていると思いますか?』

『今のゲームで体験したように、代表者を中心に みんなで話し合って、このクラスの意見を一つに 決めましたよね。実際の日本の社会でも同じよう |・「税金は法律であり、法律は国会で決まる」ことから自 にルールを決めているのです。』

『みんな、国会議事堂に行ったことはありますか? 私たちは私たちの代表者を、選挙を通じて国会や一生徒たちに主権者としての意識を持たせることが重要で 地方の議会へ送っています。実はその私たちの代しす。 表者が税金の集め方や使い方を決めているので す。」

『現在は、選挙権年齢が18歳からになりましたの で、皆さんにとっても選挙が、より身近なものに なったかと思います。』

『日本の社会のルールが皆さんの意見によって決」・具体的には、 められているということが理解できましたね。こ れが「国民主権」、つまり国民に主権があるとい → 「**集めた税の活用** とパネルをサークルに貼りつ うことなのです。』

### 説 明 文

・パネルを貼る。

# 税は 誰が決めるの?

- 分たち国民の意志で決めているのだと認識させます。
- ・また「国民主権」や「租税法律主義」を考えさせ、積極 的に社会参画することの重要性を理解させましょう。

### | 国民主権 | → | 租税法律主義 | → | 申告納税 |

- けながら、税金による民主主義の仕組みを説明します。
- ・ 国民主権 のパネルを貼る。

国民主権

### シナリオ

『たとえば、18世紀後半のアメリカ独立戦争は、一パネルを貼る。 母国イギリスが行った不当な課税に納得できない ということで始まりました。

この不当な課税に対する反対運動の中で、パト リック・ヘンリーらの「代表なくして課税なし」 という言葉が生まれました。この言葉にこめられ た、当時のアメリカの人々の「自分たちの代表者 がいないところで決められた税は、納める必要が ない。」や「自分たちの国を支えるためには、自 分たち一人一人が税を納めなければいけない。」 といった「強い意識」がきっかけとなり、やがて 1776年のアメリカ独立宣言へとつながったので す。』

### ~憲法と民主主義~

『「日本国憲法」では、その前文で国民主権、つまり、 私たち一人一人が主人公だと定めています。基本 的人権、平和主義と並ぶ三大原則の一つです。そ して、生存権、教育を受ける権利、参政権などの 私たち国民の権利について多数定めています。』

『その一方で、義務についても定めています。こ一パネルを貼る。 れを国民の三大義務といいます。国民の三大義務 とは、勤労の義務、教育を受けさせる義務、そし て納税の義務ですね。

『この納税の義務により、国民はそれぞれの力に 応じてその責任を果たすことが求められ、法律の |・租税教育で、納税の義務をどのように解説するのかはと 定めに従って、その義務を果たすことが求められ ています。』

『一方で、国は法律の根拠に基づくことなしに租 税を勝手に集めることができません。ちょっと難 しい言葉ですが、このことを「租税法律主義」と 言います。法律は選挙で選ばれた人たちが、国会 で作ります。』

#### 説 明 文



100min only

- ・時間があれば、権利についても具体的に説明しましょう。
  - ○「生存権」…健康で文化的な生活を営む権利
  - ○「教育を受ける権利」…合理的な教育制度と適切な教 育の場を要求する権利
  - ○「参政権」…政治に参加して、主権者として自分の考 えを政治に反映させる権利で、選挙権とも言う。また、 選挙に立候補できる権利も含まれ、これを被選挙権と いう。

# 日本国憲法

国民の三大義務

<u>8 26 条 2 項 教育の義務</u> すべて国民は、法律の定めるところに より、その保護する子女に普通教育を 受けさせる義務を負ふ。 第27条 勤労の義務 べて国民は、勤労の権利を有し、 義務を負ふ。 第30条 納税の義務 国民は、法律の定めるところに より、納税の義務を負ふ。

- ても重要なことです。
- ・国民すべてに納税の義務を負わせているのではなく、法 律の定めるところにより納税の義務を負うこと、民主主 義を保持するため、社会の一員として責任・負担を負う ことを説明します。

### 第30条 納税の義務

国民は、法律の定めるところに より、納税の義務を負ふ。

第 84 条 租税法律主義

あらたに租税を課し、又は現行の 租税を変更するには、法律又は 法律の定める条件によることを 必要とする。

### シナリオ

『そしてその法律によって定められたルールによ |. | 国会 | り税金を計算して納めます。』

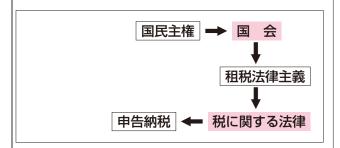
### 説 明 文

租税法律主義 のパネルを貼る。



『義務だから納めるというだけではなく、自分た · R 税に関する法律 | 申告納税 | のパネルを貼る。 ちで決めたルールに従って、みんなから集めて、一・税金は義務だから納めるというだけではなく自分たちの みんなのために使うものです。だから、原則とし て自分の税金は自分で計算して自分で納める「申」 告納税制度」になっています。』

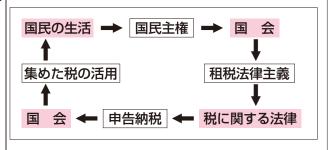
決めたルールに従って、みんなから集めて、みんなのた めに使うのが税金なのだと理解してもらいましょう。誰 かに押し付けられたものではなく、皆で負担し合うもの であることを伝えましょう。



『その集めた税が有効に使われているか、無駄な|·|国会||集めた税の活用||国民の生活|のパネルを貼る。 使われ方をしていないか、国民が主権者として評 価することになります。』

『評価を表す一つの方法として、自ら代表者に立 候補すること、または、選挙を通して自分の意見 と同じ意見を持つ候補者に投票をすることです。 このようにして主権を行使します。』

・『法律の良し悪しを私たち国民が判断してその改正を求 め、また税金が公正効率に使われていないと判断される 場合には、その運用方法が適正に行われるように求めて いくことになります。』と付け加えてもいいでしょう。



### シナリオ

『このような仕組みが「民主主義」です。ただし、|・「 民主主義にとって大切なことは、決して多数決で すべて決めてしまうのではなく、「基本的人権」 を尊重し、自分と違う少数意見にも十分に配慮し て、公平な扱いがされるように実行していくこと です。つまり「思いやり」の気持ちを持つという ことが大事なのです。』

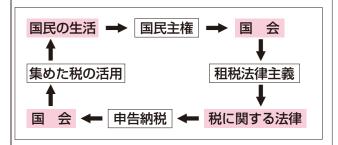
### 説 明 文

**税を通して民主主義を考える** のパネルを貼る。

税を通して 民主主義 を考える

※完成図

### 税を通して民主主義を考える



- ・サークルの完成図を見ながら、民主主義の仕組みを確認 しましょう。
- ・「税」を通して問題意識を持たせ、主権者として積極的 に社会に参画することの重要性を考えさせましょう。

100min only

・民主主義とは多数決で圧倒してしまうのではなく、少数 意見にも配慮して進めて行くことがその本質であること を理解させます。

### Ⅲ. 財政の現状と今後の課題

・パネルを貼る。

### 皿.財政の現状と 今後の課題

### □ 財政の現状

いくらになって、どれくらいのお金が使われていしゃ税金の使途等について関心を抱かせ、公正な判断力を るかという日本の「財政」の状態について見てみ ましょう。』

・財政赤字・少子化等の現在の日本が抱える課題に触れな 『では、最後にこのようにして集められた税金が がら、民主主義・国民主権の見地から租税立法のあり方 備えた国民として成長できるよう、生徒が自ら考える きっかけを作ることを目的としています。

#### シナリオ

約98兆円になっています。これに対し税金等の収 入はいくらあると思いますか?』

『実は、国の税収は約59兆円しかないのです。歳 出として必要な金額のうち、61%程度ということ ですね。』

### 説 明 文

『平成30年度の国の一般会計予算案では支出額は|·板書やパネルを利用してT勘定の形式で説明すると、日 本の財政構造が理解しやすくなるでしょう。



※追加の説明

『そのうちの半分は、過去の 借入の返済に充てられ、半 分が新たな借入です。』

### 『歳入、歳出の円グラフです。』

『では、足りない分はどうやって賄ったのでしょ うか。それは国債という借入によって賄われてい るのです。』

『今、日本は税収による歳入の金額より、歳出の 金額の方が多いためにその差額を賄うための国債 残高が増え続けています。』

れを無くすよう努力しています。このまま国債残 解決に取り組んでいることを伝えます。しかし、一人一 高が増え続けることは望ましいことではありませ ん。厳しい道のりですがぜひ達成しなければいけ ないと思います。』

### ・歳入・歳出の円グラフ



国の歳出 (平成20年度-報会計予算

『そこで現在、政府は、新たな国債による借り入 |・生徒たちに過度な不安を抱かせないために、政府が問題 人が自分の国の問題として、今後どのように解決してい くのか関心を持たせることが重要です。それによって、 主権者として積極的に社会へ参画する意識を持つことが できるでしょう。

### [2] 財政の今後の課題

子どもが少なくなるとともに、働いている人たち が高齢になることが予想されています。つまり少 子高齢化の問題です。働く世代の人口減少で税金 |・安易に増税や歳出削減をするのではなく、慎重に考える は今後ますます集まりにくくなるかもしれませ ん。」

『一方で、社会保障費の増加などで、歳出金額は現 在よりもさらに多く必要となっていくでしょう。』

- 『将来に向けての課題もあります。生まれてくる|・将来予想される財政の課題に触れるとともに財政赤字を 解消するためにはどうしたらよいかを考えさせましょ
  - ことが大切であると伝えましょう。
  - ・また、景気の良し悪しも財政に影響を与えることを理解 させましょう。

### シナリオ

#### 『どうしたらよいでしょうか?』

100min only

『お金が足りない場合の解決方法として一つは、 もっと多くのお金を集めること、つまり税収を増 やすことです。税収を増やすためには増税があり ます。そして増税以外にも、景気がよくなれば、 会社の利益や個人の収入も増えるので、自然と税 収も増えますよね。そのために景気対策をすると いう方法も考えられます。』

『二つめは、使うお金を減らすことです。でも、 必要な支出を減らすと困る人が出てくるので、無 駄遣いをしない努力も必要でしょう。』

『国会では、この二つについて多くの議論がされ ています。』

『この議論は、どちらか一方だけが正しい解決方 法ではなく、二つの方法のバランスをとることが 大切ではないでしょうか。あるいは、他にも良い 方法、つまり三つめの方法が将来見つかるかもし れません。』

『どうやったらみんなから公平に集めることがで」・パネルを貼る。 きるのか、そしてその集めた税金を有効に使える のか、とても難しい問題で、簡単には結論を出す ことはできません。主権者として主体的に考えて ください。』

100min only

『主権者として社会と積極的に関わっていくこと|・社会を支える―員であることを自覚させ、様々な問題に が大切です。皆さんが考えた意見を社会に反映さ せていくことが、日本の社会を支える民主主義な のです。』

『将来、皆さんが日本をどういう国にしたいのか、 そして、自分たちの住む社会をどういうものにし たいのか、皆さん自身でよく考えてください。』

説 明 文

# 税は 公平に集め 有効に使う

- 関心を持ち、自身のこととして考えるきっかけを作って ください。
- ・税に対する知識を深めると同時に、税を題材にして社会 を考えさせることにより
  - ○公平について考え
  - ○民主主義の理解を深め
  - ○積極的に社会参画する自覚を芽生えさせる
  - このような租税教育を実践しましょう。

### シナリオ

### 最後に

『さて、最後に私たち税理士の仕事について簡単 にお話ししたいと思います。』

『税理士の仕事とは、法人や個人経営者の依頼を 受けて法人税や所得税等の申告を代理で行った り、税務書類の作成や税務相談、会計帳簿の作成 代行をしたりすることが主な仕事です。

税金関係の法律は毎年のように改正されるため、正確で迅速な税務処理を行う上で、税理士の存在は不可欠です。

また経営の相談役としての役割も求められ、社 会的にもますます重要な役割となってきていま す。

将来、皆さんの中から税理士になる人も出てくるのではないでしょうか。ぜひ目指してみませんか。』

『それでは本日の租税教室を終了いたします。あ りがとうございました。』

### 説 明 文

最初に説明する場合は、入れ替えて使用してください。

### ※講師の皆様へ

税理士が行う租税教育は、単に「税金を納めましょう」という納税教育ではありません。「税」を通して社会の 仕組みを考え民主主義全般に関する理解を深め、租税の 意義・役割・課税の公平・租税法律主義・民主主義にお ける納税の意義などを理解してもらいましょう。

そして、申告納税制度の理念のもと租税について深く考え理解する力を育み、租税教育を通じて、国民一人一人が社会のことを考え、租税立法のあり方や税金の使途等について公正な判断力を備えた国民に成長してもらうことを目的としていることを忘れないでください。

# 



# 授業時間モデル〈講義型 50分〉

			時	間
No.	項目	内容	一般高等	商業高等
			学校向け	学校向け
0	あいさつ・自己紹介		1	分
1	租税の歴史	租税史の概要	3分	2分
2	租税と自由	国民主権、自由主義	4	分
3	租税と民主主義	税金の決定方法	2	分
4	租税法律主義	租税法律主義、福澤諭吉と税	2	分
5	税の仕組み	税金の概要	1	分
6	財政に果たす税金の役割	財源の調達、所得の再分配、経済の安定化	7分	6分
7	国の歳入・歳出	国の歳入・歳出の現状、公債金収入、国債費	4分	3分
8	我が国の財政	財政状況、公債残高、財政の硬直化、	4分	3分
	7.77 国 7.79 成	日本の財政と家計換算	4 //	3 //
9	国民負担率	国民負担率の国際比較、福祉と負担の関係	2分	1分
10	税金の使われ方	税金の使途	2分	1分
11	税金の種類	約50種の税金	2	分
12	直間比率	直接税と間接税	2分	1分
13	所得税	累進課税、垂直的公平	2	分
14	消費税	水平的公平、逆進性の問題	2分	1分
15	所得税の確定申告 ◆	所得税の確定申告、年末調整、源泉徴収票	_	3分
16	確定申告書◆	所得税額の計算、確定申告書の作成方法、	_	7分
10	唯化中口目 ▼	還付申告		7 73
17	申告納税制度	申告納税と賦課課税	3分	2分
18	電子申告	電子申告のメリット	1	分
19	税理士の仕事	税理士の使命、仕事	3	分
20	税への理解	租税教室の目的	3分	2分
			5 (	0分

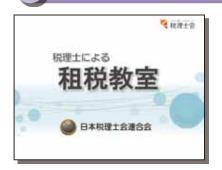
※時間はあくまでも目安です。

◆:商業高等学校向け授業のみで使用する。

# (川) 講義用テキスト

※ 授業開始前にパソコンやプロジェクターを準備し、パワーポイントスライドショーの表紙画面を出しておくこと。

# 0 あいさつ・自己紹介



### 0. あいさつ・自己紹介: 1分

担任の先生より講師の紹介のあと、「こんにちは。税理士の○○○○です。」

と大きくはっきりした声で簡潔に自己紹介をし、黒板に「税理士〇〇〇〇」とゆっくり、大きく書きます。



[クリック]で次画面へ

# 1 租税の歴史



### 1. 租税の歴史: 3分(商業科: 2分)

租税の歴史の起源は原始時代まで遡ります。弥生時代から 江戸時代までと、明治時代以降平成時代に至るまで。大きく分 けると江戸時代以前と明治時代以降に分けることができます。

(説明に合わせて[クリック])

租税には、貨幣だけでなく物納や労役も含められます。税 の制度は、大昔、人々が共同で猟をしたことが始まりです。

魏志倭人伝には卑弥呼という女王が国を治め、種もみや絹織物が貢物として納められていたとあり、これが日本の税に関する最初の記述と言われています。穀物の献納と労働力の提供からなる租税の形態が弥生時代後期にすでに存在したということです。

こうした労役負担から物納になり、それが進化し、いわば共同社会の共通した経費を租税(貨幣)で賄おうということになっていきました。これが税の歴史の始まりだと考えられます。



[クリック]で次画面へ

### (参考)「租税の概念」

#### ① 租税の公益性

- ・公共サービスの資金を得ることを目的としているので、それ以外の目的をもつ収入とは区別されます。
- ・資金調達以外の目的を有するもの(例:関税)であっても、資金調達を目的の一つとしていれば、租税の性質を 失わない、とされています。罰金・科料等と租税は違います。

#### ② 租税の強制性

・国及び地方公共団体は、公共サービスの資金を法律によって国民から強制的に納めさせるという権力性を有しています。憲法第30条の「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」の条文を解釈すると、租税には、強制力・権力性・一方的な面を有しているといえます。

#### ③ 租税の非対価性

- ・国民の一人一人が公共サービスから受ける利益とは一応無関係に、国民の担税力(租税を負担する経済的能力の こと)に応じて徴収され、それが混和され、公共サービスのために支出されます。
- ・各種の利用料、使用料、手数料等とは違う。特定の行政サービスと対価関係にあるものではありません。ただし、 特定の受益者から徴収される目的税(例:地方道路税、国民健康保険税、入湯税など)もあります。

# 高校生向け講義用テキスト《講義型》



江戸時代以前と明治時代以降の大きな違いは、江戸時代以 前は「自由が認められていない社会」であること、一方、明 治時代以降は「自由が認められた社会」であることです。

また、別の観点からみると「自由が認められていない」江 戸時代以前は、主権が統治者にある、「専制政治の時代」です。 主権は殿様や支配者にあり、国民(人民)には自由も主権も ない時代ということです。

明治時代以降になると、大日本帝国憲法により主権が天皇 にある時代と日本国憲法により主権が国民にある時代に分け ることができます。

(説明に合わせて[クリック])

明治政府が明治6(1873)年に実施した地和改正では、こ れまで認められていなかった土地の所有権を認め、年貢制度 にかえて、地価に対して地租という税金を設定して課税しま

現在の税制は、国民に自由と主権が認められることを前提 に、昭和25(1950)年に出された「シャウプ勧告」をその基 本としています。



[クリック]で次画面へ

### (参考) 「昭和25(1950)年 シャウプ勧告による税制改革」

現在の日本の税制の基礎は戦後間もない昭和25(1950)年に行われた税制改 革によって確立されました。この改革を行ったのがアメリカの財政学者カール・ 「S・シャウプ(Carl Sumner Shoup, 1902-2000)です。

シャウプによる勧告書の基本原則は、昭和25(1950)年の税制改正に反映され、 より現状に即した調整が加えられ、国税と地方税にわたる税制の合理化と負担 ■の適正化が図られました。

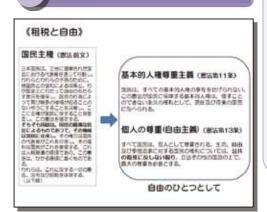
所得税を税制の根幹に据え、基礎控除額を引き上げて負担の軽減を図ると同 時に、その減収分は高額所得者へ富裕税として課税されました。

また、申告納税制度の水準の向上を図るための青色申告制度や、容易で確実 な納付のための納税貯蓄組合制度も導入されるなど、シャウプ勧告は戦後の税上:昭和24年、福岡市にて商店主と税金について語る 制の基本となりました。



シャウプ博士、下:シャウプ勧告書 (出典:国税庁、租税史料ライブラリー「シャウプ勧告と 税制改正1)

# 租税と自由



### 2. 租税と自由: 4分

国民に主権があり自由が認められるということですが、皆 さんは自分が自由だと思いますか。自由だと思う人は手を挙 げてください。それでは、不自由だと思う人はいますか。

国民に主権があること、自由が尊重されることは、憲法に 定められています。国民主権は憲法前文に書いてあります。 国民主権とは、国の主権が国民にあるということで、日本国 のあり方を最終的に決めるのは、国民だという意味です。

そして、憲法は国民一人一人の自由を保障しています(自由主義)。

憲法第11条では、基本的人権を保障しています。基本的人権とは、人間が生まれながらに持っている、 人間として当然に有する権利です。

憲法第13条では、「国民は、個人として尊重される」と定められています。すべての国民が個人として尊重され、その権利は公共の福祉に反しない限り尊重されるのです。公共の福祉に反しない限りとは、他人の権利を侵害しない限りということです。国家が、国民の自由を守るように憲法に定められているのです。

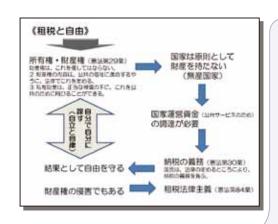
現代の私たちにとって当たり前のこの「自由」が認められるようになったのは、世界的にも最近のことです。そして、我が国では明治時代以降のことです。それまでは、国民(人民)の自由は制限されていました。昔の人は、土地と身分にしばられていたのです。

個人の自由権の一つとして、財産権があります。

(説明に合わせて[クリック])



[クリック]で次画面へ



皆さんの持ち物が皆さんのものであることを、財産権(所有権)といいますが、これは今では憲法第29条で保障されています。しかし、江戸時代以前は、そうではありませんでした。 土地の所有者はお殿様だけでした。

国民に財産権を認めると、国にある全てのものは原則として国民の誰かのものになります。

そうなると、国(国家)は財産を持たないことになります(無 産国家)。

しかし、国は国家を運営する資金をどこかから調達する必要があります。お金が無ければ、国家を維持する活動(公共

サービス)を行うことができないからです。

そこで、国は税金という形で国民からお金を集めることとしているのです。

こうして国民から集められた税金は、国家を運営するために使われるのですから、税金は結果として、 国家によって国民の自由を守るために使われることになります。

国民は主権者ですから、税金を納めることを決めているのも国民だということになります。つまり、 国民は自分で自分に税金を課していることになるのです(自律)。国民が税金を納めて国家を支えることで、国家は国民の自由を守ることができるのです。

しかし、税金は国民の財産権を(例外的に)侵害するものでもあります。そこで、国は法律の根拠に基づくことなしに、税金を勝手に集めることはできないこととされています。この原則を「租税法律主義」といい、憲法第84条に定められています。

(説明に合わせて[クリック])



[クリック]で次画面へ

# 3 組税と民主主義



### 3. 租税と民主主義: 2分

法律は、どのようにして決められるのでしょうか?法律は、 主権者である国民の意思によって決定されます。これは、法 律が民主主義的に決められることを意味しています。税金に 関する法律も、民主主義的に決められます。

国民主権ということは、国民一人一人が主人公であるということです。主人公になって社会と積極的に関わっていきます。民主主義的に法律を決めるということは、具体的にどういうことでしょうか。

### 〔クリック〕

18歳以上の国民には選挙権があります。国民は、選挙で自分の考えが反映されるような候補者を選んで、自分が目指す

社会を作っていきます。

国会では、選挙で選ばれた人達がいろいろと考えを巡らして、国民が納得できるような税金に関する法律を作ります。その法律の定めにしたがって、国民が税金を負担するのです。

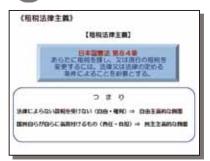
### [クリック]

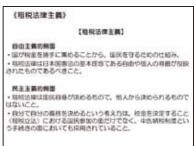
このことを少し難しく言うと、税金は「国家の維持及び活動に必要な経費は、主権者である国民が 共同の費用として代表者を通じて法律の定めるところにより自ら負担すべきもの」であるのです。



[クリック]で次画面へ

# 4 ) 租税法律主義







### 4. 租税法律主義: 2分

租税法律主義とは、前にも説明しましたが、国は法律という根拠に基づくことなしに、税金を勝手に集めることはできないということです。このことは、国民にとってどのような意味があるのでしょうか。

### 〔クリック〕

租税法律主義には、自由主義的な側面と民主主義的な側面 があります。

#### [クリック]

国は法律の根拠に基づくことなしに、税金を勝手に集めることはできないということは、言いかえると、法律によらない課税を受けないということです。このことには、国民の自由・権利を守るという自由主義的な側面があります。

また、税金に関する法律は、国民の代表である国会で定められます。このことは、国民が自分で自分の義務を決めるもので、他人から決められるものではないことを意味しています。租税法律主義は、このような民主主義的な側面ももっています。そして、このような民主主義的な考え方が、申告納税制度においても採用されています。



〔クリック〕で次画面へ

# 5 税の仕組み



### 5. 税の仕組み: 1分

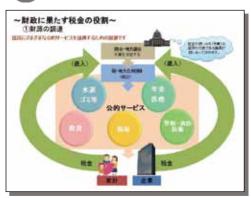
税金は何のためにあるのか、なぜ必要なのかを分かりやす く説明します。

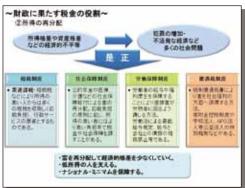
私たちが健康で豊かな生活するための様々なサービスには 多くの税金が必要です。

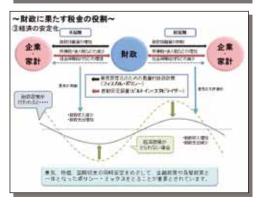


[クリック]で次画面へ

# 6 財政に果たす税金の役割







### 6. 財政に果たす税金の役割: 7分(商業科: 6分)

政府は公共的な目的を達成するために財政政策を行います。財政政策の目的には、大別して三つが挙げられます。

まず、一つは財源の調達です。社会資本を供給したり、公 共サービスを提供したりして、私的財と公的財のバランスを 調整します。

### 〔クリック〕

次は、所得の再分配です。所得分配の不平等を是正するために、政府は所得税に累進税率を適用したり、ナショナル・ミニマムを保障するための財政支出を行うなどして、所得の再分配を行います。

ナショナル・ミニマムとは国家が国民に保障すべき最低限 度の生活水準のことをいいます。

#### [クリック]

三つめは経済の安定化です。政府は、不況のときには減税 や公債の発行によって公共事業を増やすなど、景気の調整を 行います。また、景気が過熱気味のときには、増税したり、 財政支出を減らしたりして、経済を安定させます。

このような財政操作による景気の調整をフィスカル・ポリシーと呼びます。

これに対して、累進課税制度のように、好況で所得が増え たときには所得税が増え、不況で所得が減少したときには所 得税が減ったり、失業保険金が支払われるといったように、 経済の状態に応じて自動的に景気が調整される仕組みを、自 動安定装置(ビルトイン・スタビライザー)と呼びます。



〔クリック〕で次画面へ

# 7 国の歳入・歳出







### 7. 国の歳入・歳出:4分(商業科:3分)

1年間の活動に使うために国や地方公共団体が集めるお金を「歳入」といい、皆さんのために国や地方公共団体が使うお金のことを「歳出」と言います。

国の予算は国会で決められ、私たちが安心して豊かに暮ら していくために、様々なことに使われています。

税収だけでは国や地方公共団体の活動に必要な費用(歳出)を賄うことができないとき、政府は「公債」を発行して民間から資金を借り入れています。日本では、国の借金である「公債」の残高が約883兆円(平成31(2019)年3月末の見込み額)にのぼり、今後の財政にとって大きな課題となっています。

### (順番に[クリック])

歳入と歳出の差は財政収支と呼ばれ、歳出が歳入を上回ると財政赤字になります。財政赤字になると政府は国債を発行し、国民からの借金によって税収を補わなければなりません。 国債には発行目的によって、赤字国債、建設国債、借換国債などがあります。



[クリック]で次画面へ

# 8 我が国の財政





### 8. 我が国の財政: 4分(商業科: 3分)

我が国の財政は、歳出が税収を上回る状況が続いています。 景気の回復や財政健全化のための努力により、歳出と税収の 差を小さくする傾向にあります。

国債は国の借金ですから、償還期限のきた国債に利子をつけて国が買い戻さなければなりません。

そこで、国債を買い戻すためにさらに国債を発行するという悪循環が続き残高が増えてきたのです。

#### [クリック]

このようにして膨大になった国債残高は我が国の財政を圧 迫し、国民1人あたりで計算すると、約700万円にもなり、 将来の世代に大きな負担を残すこととなります。

#### [クリック]

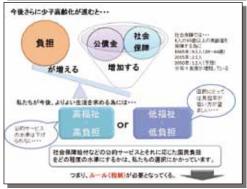
近年、国債費の増加とともに歳出総額に占める一般歳出の 割合が小さくなっており、財政の硬直化が進んでいるのが分 かります。



[クリック]で次画面へ

# 9 国民負担率





### 9. 国民負担率: 2分(商業科: 1分)

国民負担率とは、国民が税金や社会保障を年間どのくらい 負担したかという度合いを示す指標で、国民所得に対する国 民全体の租税負担と社会保障負担の合計額の比率です。

現在、我が国の国民負担率は、国際的に比較すると低い水 準にありますが、

### [クリック]

今後さらに高齢化が進んで社会保障費が増えていくことが 見込まれることを考慮すると、国の財政は国債費の償還資金 などで圧迫され、改善の見通しも立たないのが現状です。

国民にも税金や社会保険料の負担と受益の関係、つまり「高福祉・高負担」か「低福祉・低負担」かの選択が求められるようになってきました。



[クリック]で次画面へ

# 10 税金の使われ方



### 10. 税金の使われ方: 2分(商業科: 1分)

私たちが納めた税金は、国民の「健康で豊かな生活」を実現するために、国や地方公共団体が行う活動の財源となります。



[クリック]で次画面へ

# 11 税金の種類



		直接税	間接税
p	1 fé	所得税 復興特別所得税 法人税 相続税 贈与税	消費税 消費税 排棄免 施 発力 治 が 税 を 放 税 を 放 税 を 放 を が に は 税 を が は の は る た は る た は る た し に し る し た し る し る し る し を り を し を り を し を り の の を の を の を の の の の の の の の の の の
方段	都道府県税	都道府県民税 事意税 自動車税 不動産取得税 自動車取得税	地方消費税 都道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税
	市町村税	市町村民税 固定資産税 軽白動車税	市町村たばこ税 入浦税

### 11. 税金の種類: 2分

税金にはいろいろな種類があります。誰が、どのように、何のために税を負担するのか、といった様々な性格を持つそれらの税金を適切に組み合わせて、全体としてバランスのとれたものにする必要があります。

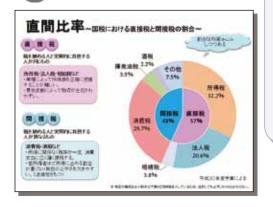
#### [クリック]

税金は、種々の観点から分類され、約50種類あります。それぞれの税が他の税の短所を補完し合いながら体系をなしています。



[クリック]で次画面へ

# 12) 直間比率



### 12. 直間比率: 2分(商業科: 1分)

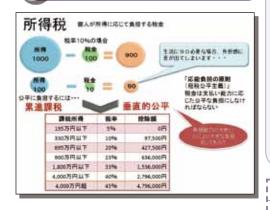
我が国における直接税と間接税の割合は、国税、地方税と もに直接税が中心となっていましたが、近年、直接税と間接 税の割合は均衡しつつあります。)

直接税中心主義は、脱税の誘因になりやすいが、間接税は 低所得者にとって、収入に対する負担の割合が高くなるとい う逆進性の問題があります。



[クリック]で次画面へ

# 13) 所得税



### 13. 所得税: 2分

所得税とは、個人に課税される税金です。所得が多くなる ほど税率が高くなる超過累進税率になっています。

累進課税制度は税制を評価するいくつかの基準のうち、垂 直的公平を満たす税制です。

負担能力の大きい人により大きな負担をしてもらうという 考え方で、所得課税としては世界的にも一般的な方法となっ ています。

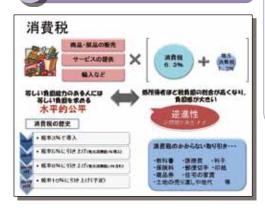
### (参考)「復興特別所得税」

東日本大震災からの復興のための施策の財源確保を目的に、平成25年から49年まで復興特別所得税(所得税率×2.1%)を徴収しています。



[クリック]で次画面へ

# 14) 消費税



### 14. 消費税: 2分(商業科: 1分)

消費税は所得税と異なり、等しい負担能力のある人には等しい負担を求めるという考え方です。

しかし、低所得者ほど収入に対する食料品などの生活必需 品購入費の割合が高くなり、高所得者よりも税負担率が大き くなるという逆進性の問題があります。



〔クリック〕で次画面へ

# 15) 所得税の確定申告







- ※15及び16は、商業高等学校向けの内容です。一般高等学校での授業の場合は省略してください。
- ※源泉徴収票及び確定申告書のデータを付属DVDの高校 生のフォルダに収録していますので、印刷するなどして ご利用ください。

### 15. 所得税の確定申告(商業科のみ): 3分

所得税は、基本的に1年に一度自分で所得金額と税額を計算して納めることになっています。

商売で利益を得た人、株や不動産で利益を得た人などは、 確定申告が必要です。

### [クリック]

サラリーマンなどの給与所得者の場合には、給与の支給金額や扶養家族の人数などに応じて、毎月の給料から所得税が 天引きされます。その年末に、実際の所得金額との過不足が 精算されるため、通常確定申告は不要です。

給与所得者の場合、ほとんどの人が源泉徴収票を会社から 受け取ります。

### [クリック]



[クリック]で次画面へ

# 16 確定申告書





### 16. 確定申告書(商業科のみ): 7分

確定申告書の記入や所得税額の計算の方法をみていきます。

#### [クリック]

収入金額等の欄には収入金額をそれぞれ記入し、所得金額の欄には、収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入します。そして、所得金額の合計を算出します。次に、所得から差し引かれる金額の欄に下記の控除額の合計を記入します。

生命保険料、地震保険料はそれぞれ支払った金額に対する 控除額を計算します。ここでは、生命保険料控除額、地震保 険料控除額ともに5万円となります。

扶養控除は、特定扶養親族が1人と一般の控除対象扶養親族が1人、控除対象外の扶養親族が1人ですので合計101万円となります。

いよいよ税額計算です。所得金額から所得控除額を差し引いた金額に速算表を参照し、20%の税率をかけます。

そこから控除額の427,500円を控除した残額の401,100円が 所得税額となり、それに復興特別所得税額を加算した409,500 円が収める税金となります。



※申告書作成用の講師レジュメを 付属DVDに収録しています

### [クリック]

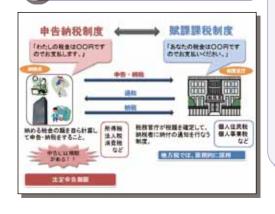
確定申告書を提出する義務は無くても、給与・報酬の源泉 徴収税額や予定納税額などが納め過ぎになっている場合は、 その納め過ぎになっている税額の還付を受けるための確定申 告を行うことができます。

還付申告ができるのは、その年の翌年1月1日から5年間です。



[クリック]で次画面へ

# 17) 申告納税制度



### 17. 申告納税制度: 3分(商業科: 2分)

申告納税制度は、国の税金について納税者が自ら税金の計算をし、税務署へ申告・納税する制度であり、税体系の中で一番根本になる重要な概念です。

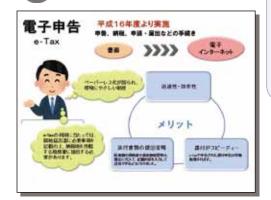
自分自身で税制とその根拠法律に従って所得や税額を計算 して申告し税金を納めることです。

所得税や法人税、消費税など、日本では多くの税金についてこの方法がとられています。



[クリック]で次画面へ

# 18) 電子申告



### 18. 電子申告: 1分

インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続ができるシステムです。

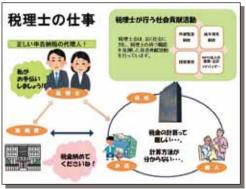
特にその迅速性・効率性から、法人や税理士による利用が 増加しています。



[クリック]で次画面へ

# 19 税理士の仕事





### 19. 税理士の仕事: 3分

企業や個人経営者の依頼を受けて、所得税や法人税等の税 務に関して申告を代理したり、税務書類の作成や税務相談に 応じ会計帳簿の記帳を代行するのが税理士の主な職務です。

税金関係の法律は、所得税法をはじめよく改正されるため、正確で迅速な税務処理を行う上で税理士の存在は不可欠です。

また経営の相談役としての役割も求められ、社会的な地位と収入が得られる職業です。



# 20) 税への理解

#### 税への理解

税金を納めるということは、わたしたちの義務で あるとともに、私たちの生活をより豊かで健康なも のにしていくために必要なものなのです。

皆さんが健康で豊かに生活できるよう、社会人に なっても税金に対して正しい知識と理解をもった納 税者になってください。

### 20. 税への理解: 3分(商業科: 2分)

租税教室の最も重要な目的は、「税金とは何か」、「税金とは何のために納めるのか」、「税金はどのように使われているのか」といった基本的な税の知識を習得してもらうことであり、同時に、国や地方公共団体、政治家などによる「税の無駄遣い」報道など、マスコミからの税に関するネガティブな情報による、税に対して否定的で偏った見方を正しい方向に導き、そして、健全な納税者意識を持つ国民を育成することです。



# 九州北部税理士会「税理士が行う租税教育等の意義と課題」

### 《九州北部税理士会「税理士が行う租税教育等の意義と課題」》

平成28 (2016) 年11月4日、沖縄 県那覇市において、日本税理士会連 合会主催、沖縄税理士会・九州北部 税理士会・南九州税理士会共催によ り、第43回日税連公開研究討論会が 開催されました。公開研究討論会が 開催されました。公開研究討論会は、 会員による研究成果の発表や討論の 過程を通じ、その資質の向上を図る ことなどを目的としたもので、昭和 47 (1972) 年から開催されており、 この日は全国から約900人が参加し ました。

今回、公開研究討論会の第一部で、 九州北部税理士会が「税理士が行う 租税教育等の意義と課題」と題して 租税教育についての研究発表を行い ました。発表された研究論文集は、 活動の現状分析、必要性の多角的な 検証、学校教育に沿った検討などを 行い取りまとめた、租税教育を主題 とした研究として他に類を見ない先 駆的かつ画期的な内容となっています。





日税連では、高校生向け講義用テキスト《講義型》の平成29年度改訂時に、この九州北部税理 士会による研究論文集を参考文献としました。

第43回日税連公開研究討論会の模様や九州北部税理士会による研究論文集は、日税連の「研修ホームページ」で、マルチメディア研修の一つとして視聴・閲覧することができます。

(研修HP: http://219.94.195.31/nichizeiren/index.php)

※日税連HP(http://www.nichizeiren.or.jp/)のトップ画面の「研修ホームページ」バナーからも進むことができます。また、当該ページの閲覧は税理士に限定されています。

# まった。 はいままでの はおきさ 行うにあたって

# (I)

# 特別支援学校での租税教室

憲法第26条では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と、教育を受ける権利について定められていますが、ここでのポイントは「ひとしく教育を受ける権利」、すなわち「教育の機会均等」が児童生徒にとっての当然の権利として定められているところにあります。

そこで、私たち税理士が行う租税教室についても、健常者と障がい者を区別することなく、同じように同質の内容の授業を行っていかなくてはなりません。

本章では、特別支援学校のうち、特に盲学校(視覚障害)及び聾学校(聴覚障害)に向けた租税教室 を行うにあたっての授業方法や注意点を掲載しています。

特別支援学校での租税教室は、決して難しいものではありません。注意点等を参考にして、積極的に 取り組みましょう。

# /// 授業モデル〈参加・体験型〉

No.	項目	内 容
1	導入	あいさつ・自己紹介
		税理士の仕事
2	税金って何?	税金とは
		役割
		歴史
		種類
3	税金の仕組み	公平な納税
		税金の使われ方
		税金の決め方
4	まとめ	

※ 盲学校・聾学校共通。

盲学校

『租税教育副読本「税って何かな?」』の点字版·音声版·拡大版を参考資料として配付し(先生には通常版)、児童生徒の状況に応じた授業を組み立てましょう。

聾学校

『租税教育副読本「税って何かな?」』を参考資料として配付し、「租税教育副読本パワーポイント版〔基礎編〕・〔ゲーム編〕」(日税連HPで配布しています)を利用して、児童生徒の状況に応じた授業を組み立てましょう。

# 

#### 盲学校での租税教室における留意点

### (1) 授業の進め方に関して

### ①対話型の授業展開

盲学校では板書やパワーポイントなどは利用できません。租税教育副読本「税って何かな?」や日税連の講義用テキストを基にシナリオを作成して、児童生徒との対話を中心とした授業作りを心がけましょう。

### ②クイズを活用する

視覚に訴えた教材を利用できないので、普通学校での授業以上に話す行為が重要となってきます。 クイズ形式で児童生徒の興味を引き付けるのは有効な手段でしょう。

### ③話すポイントを絞る

授業の進行には思ったよりも時間がかかります。普通学校で行う場合に比べておよそ1.5倍から2倍程度の時間がかかることを目安にし、伝えたいことを絞って授業を進めましょう。

### ④事前の打合せが重要

授業の進行のみならず、弱視、全盲、中途障害などの児童生徒の障害の状況や、点字タイプライター、拡大読書器、電卓などの器具の使用状況を把握する上でも、事前の打合せが非常に重要となります。 できれば事前に授業見学をしておくとよいでしょう。

### ⑤先生のサポートが不可欠

児童生徒の障害の程度に応じた進行をするには、普段から接している先生のサポートが不可欠です。 事前にどのような授業をしたいのかを伝えた上で、進行のサポートを依頼しておきましょう。

### (2) 授業での注意点

### ①ゆっくり、はっきり、大きな声で

盲学校で学んでいる児童生徒にとっては、耳から得る情報が最も重要となります。いつも以上に、 ゆっくり、はっきり、大きな声で、伝えたいことや重要なことは繰り返し話しましょう。

また、話は簡潔に、長くならないように心がけてください。

#### ②構えない

障害への配慮は必要ですが、必要以上に構えることはありません。あくまでも自然体で接するようにしましょう。

#### ③スキンシップをとる

児童生徒の手を握って挨拶する、頭を撫でてあげるなどをすることによって、児童生徒は安心します。クイズに答えてくれた児童生徒と握手をするなど、積極的なスキンシップを心がけましょう。

### ④「あれ」「これ」「それ」は使わない

「あれ」「これ」「それ」「あっち」「こっち」などの言葉は、児童生徒にとって何を指しているのか全くわかりません。具体的、明確な表現を心がけましょう。

### ⑤名前を覚える

「あなたは」や「こっちの人は」などの言葉を使わず、事前に先生から児童生徒の名前や座席配置を聞いておいて、「○○くん(○○さん)」と名前で児童生徒を呼びましょう。

### ⑥バッジを触ってもらう

児童生徒は色々なものに触れることが大好きです。授業の最後に税理士バッジの由来やどうすれば 税理士になれるのかなどを話し、児童生徒一人一人にバッジを触ってもらいましょう。

# **ノ** 曹学校向け租税教室

### **聾学校での租税教室における留意点**

### (1) 授業の進め方に関して

#### ①パワーポイントを活用する

聾学校では視覚に訴える教材を活用することが多いため、教室にはパソコンに接続可能なモニターが準備されているケースが多いようです。授業では、「租税教育副読本パワーポイント版〔基礎編〕・ 〔ゲーム編〕」などを積極的に活用しましょう。

また、重要なキーワードや専門用語などは大きな字で板書するとよいでしょう。

### ②話すポイントを絞る

授業の進行には思ったよりも時間がかかりますので、伝えたいことを絞って授業を進めましょう。

### ③事前の打合せが重要

授業の進行のみならず、児童生徒の障害の状況などを把握するためには、事前の打合せが非常に重要となります。実際の授業の雰囲気を把握する上でも、できれば事前に授業見学をしておくとよいでしょう。

#### ④手話のサポートが不可欠

授業は、学校の先生に手話で進行をサポートしてもらいながら二人三脚で行うスタイルが基本形となります。租税教室では、「申告納税制度」など日常ではあまり使わない言葉も使用するので、通訳者にとっても事前準備が欠かせません。前もってどのような授業をしたいのかを伝えた上で、進行のサポートを依頼しておきましょう。

なお、学校の先生が対応できない場合、外部の手話通訳者の方を税理士側で用意しなくてはならないケースもあるようです。その場合は地域の手話通訳者派遣団体等に相談しましょう。

### (2) 授業での注意点

### ①ゆっくり、はっきり、大きな声で

聾学校で学んでいる児童生徒にとっては、視覚から得る情報が最も重要です。先生の手話と講師の 口元を注視して何を話しているかを把握しています。

手話通訳者のスピードを意識しながら、いつも以上に、ゆっくり、はっきり、口をしっかり動かして、伝えたいことや重要なことは繰り返し話しましょう。

また、話は簡潔に、長くならないように心がけてください。

### ②構えない

障害への配慮は必要ですが、必要以上に構えることはありません。あくまでも自然体で接するようにしましょう。

### ③名前を覚える

ほとんどの特別支援学校は児童生徒の数が少ないため、数名程度で授業を行うことも珍しくはありません。事前に先生から児童生徒の名前や座席配置を聞いておき、「○○くん(○○さん)」と名前で児童生徒を呼ぶことにより、親近感も生まれ、良い授業ができることでしょう。

### ④簡単な手話を交える

「こんにちは」、「私の名前は○○です」、「よろしくお願いします」など、授業の出だしに手話を交えて挨拶すると、児童生徒はとても喜びます。ぜひ簡単な手話を身に付けてから授業に臨むようにしましょう。

### 《特別支援学校における租税教室モデル授業》

日本税理士会連合会では、特別支援学校での租税教室 に取り組む講師の方の参考とするため、特別支援学校で 行う租税教室のモデル授業として、盲学校と聾学校のビ デオを日税連ホームページで公開しています。

日税連ホームページ内「租税教育」のページ(http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/education/)からご覧ください。(※税理士以外の方はご覧いただくことができません。)





# 第8章 付属DVDについて



# 付属DVDの収録内容

制税教育講義用テキスト 2018.pdf (テキストをベージの Pib 7 p r 4 p r 1 p r 2 p	フォルダ名		メニュー上のボタン名	ファイル名
- ・ 田根報音				租税教育講義用テキスト 2018.pdf
1-租税教育 取り組み・ 資料金融			租税教育に取り組むにあたって テキスト第	2章 (P8-17)
1-相根教育 합り組み・		テキスト	P8-17	01 租税教育に取り組むにあたって .pdf
・租税教育 取り組み・ 資料全報		租税教室開催の	つためのチェックリスト	02 租税教室開催のためのチェックリスト .xlsx
取り組み・ 資料全般			「やさしい税金教室」(平成 29 年度版)	03-1 やさしい税金教室 H29.pdf
「税理士って?」	取り組み・			03-2 私の税金ナビ H29.pdf
⇒ 各税理士会資料		関連資料	「税理士って?」	03-3 税理士って? .pdf
プライスト   アンケート   アンゲート   アンボント   アンゲート   アンボント   アンボント   アンボント   アンボント   アンボント   アンボント   アンボント   アンゲート   アンボント   アンボント   アンボント   アンボント   アンボント   アンボント   アンボント   アンゲート   アンゲート   アンゲート   アンゲート   アンゲート   アンゲート   アンボント   アン			動画「税理士のしごと〜 What's 税理士〜」	03-4 税理士のしごと .wmv
2-小中学校       第3章 (参加・体験型)       デキスト (総助教材 A (印刷用)       01-1 小中 (参加体験型) デキスト,pdf         2-小中学校       第4章 (講義型)       デキスト (所で、ボイント (小学生用)       02-2 小中 (講義型) デキスト,pdf         2-小中学校       第4章 (講義型)       パワーポイント (小学生用)       02-2 小中 (講義型) 小学生パワーポイント,pptx         がフーボイント (小学生用)       02-3 小中 (講義型) 中学生パワーポイント,pptx         がフート用紙 (小学生用)       03 小学生アンケート,pdf         アンケート用紙 (中学生用)       04 中学生アンケート,pdf         第5章 (参加・体験型)       青まスト       P95-118 01-1 高校 (参加体験型) デキスト,pdf         補助教材 A (印刷用)       01-2 高校 (参加体験型) デキスト,pdf         補助教材 B (スライドショー用)       01-3 高校 (参加体験型) 補助教材 A 印刷用,pdf         補助教材 B (スライドショー用)       01-1 高校 (参加体験型) デキスト,pdf         パワーポイント (一般高校用)       02-2 高校 (講義型) デキスト,pdf         パワーポイント (商業高校用)       02-2 高校 (講義型) 適付申告レジュメ,pdf         (活動型)       適付申告 - 講師用レジュメ (成業型) 適付申告レジュメ,pdf         (参考)       アンケート用紙 (高校生用)       03 高校生アンケート,pdf         (参考)       アンケート開紙 (高校生用)       03 高校生アンケート,pdf         (参考)       アンケート開紙 (高校生用)       04-1 考える授業デキスト,pdf         (おきさ)       アンケート (ディスカッション用)       04-2 考える授業アークシート (ディスカッション用) pdf			⇒ 各税理士会資料	
2・小中学校       補助教材 A (印刷用)       01-2 小中 (参加体験型) 補助教材 A 印刷用 .pdf         2・小中学校       所名章 (請義型)       テキスト       P67-94       02-1 小中 (講義型) デキスト .pdf         2・小中学校       アキスト       P67-94       02-1 小中 (講義型) デキスト .pdf         パワーポイント (小学生用)       02-3 小中 (講義型) 中学生パワーポイント .pptx         解説書       02-4 小中 (講義型) 解説書 .pdf         アンケート用紙 (小学生用)       03 小学生アンケート .pdf         高等学校での租税教室 テキスト第5・6章 (P95-118・P119-131)       04 中学生アンケート .pdf         高等学校での租税教室 テキスト第5・6章 (P95-118・P119-131)       01-1 高校 (参加体験型) 補助教材 A 印刷用 .pdf         補助教材 A (印刷用)       01-2 高校 (参加体験型) 補助教材 A 印刷用 .pdf         補助教材 B (スライドショー用)       01-3 高校 (参加体験型) 補助教材 B 上映用 .pptx         デキスト       P119-131       02-1 高校 (講義型) デキスト .pdf         パワーポイント (一般高校用)       02-2 高校 (講義型) 一般高校パワーポイント .pptx         デキスト 中 「16 確定申告書・還付申告 -」講師用レジュメ の2-4 高校 (講義型) 還付申告レジュメ .pdf         (赤き)       アンケート用紙 (高校生用)       02-4 高校 (講義型) 還付申告レジュメ .pdf         (赤き)       アンケート用紙 (高校生用)       03 高校生アンケート .pdf         (赤き)       アンケート用紙 (高校生用)       02-5 高校 (講義型) 申告書・鴻泉徴収票 .pdf			ー 小中学校での租税教室 テキスト第3・4章(F	P19-65 • P67-94)
2- 小中学校 福助教材 A(印刷用) 01-2 小中(参加体験型)補助教材 A 印刷用, pdf 補助教材 B(スライドショー用) 01-3 小中(参加体験型)補助教材 B 上映用, pptx 7テキスト P67-94 02-1 小中(講義型) デキスト, pdf 02-2 小中(講義型) 小学生パワーポイント, pptx 解説書 02-4 小中(講義型) 所説書, pdf 24 小中(講義型) 解説書 pdf 24 小中(講義型) 解説書 pdf 25 小中 「講義型) 解説書 pdf 24 小中(講義型) 解説書 pdf 25 小中 「非義型」 解説書 02-4 小中(講義型) 解説書 pdf 25 小中 「非義型) 解説書 pdf 25 小中 「非義型」 解説書 pdf 25 小中 「非義型」 解説書 pdf 25 小中 「非義型」 解説書 pdf 26 小中学生アンケート pdf 26 小中学生アンケート pdf 27 小中 ト pdf 28 小中学生アンケート pdf 27 小中では「おかまり」 20 高校(参加体験型)補助教材 B 上映用 pptx 28 小中学生アンケート pdf 28 高校(参加体験型)補助教材 B 上映用 pptx 28 高校(講義型) pd高校パワーポイント pptx 28 高校(講義型) pd高校パワーポイント pptx 28 高校(講義型) 商業高校パワーポイント pptx 29 高校(講義型) 電子表入中 「16 確定申告書・源泉徴収票 20 名高校(講義型) 遺付申告レジュメ pdf 28 高校(計義型) 遺付申告レジュメ pdf 28 高校(計義型) 遺付申告レジュメ pdf 28 高校(計義型) 遺付申告レジュメ pdf 28 高校とアンケート pdf			テキスト P19-65	01-1 小中(参加体験型)テキスト .pdf
2-小中学校       補助教材 B (スライドショー用)       01-3 小中 (参加体験型) 補助教材 B 上映用.pptx         2-小中学校       デキスト       P67-94       02-1 小中 (講義型) テキスト.pdf         2-小中学校       パワーポイント (小学生用)       02-2 小中 (講義型) 小学生パワーポイント.pptx         パワーポイント (中学生用)       02-3 小中 (講義型) 中学生パワーポイント.pptx         アンケート用紙 (小学生用)       03 小学生アンケート.pdf         スケート用紙 (中学生用)       04 中学生アンケート.pdf         ストート (新き型)       デキスト       P95-118・P119-131)         デキスト       P95-118 01-1 高校 (参加体験型) デキスト.pdf         横助教材 B (スライドショー用)       01-2 高校 (参加体験型) 補助教材 B 上映用.pptx         海の業分別 (デキスト.pdf       パワーポイント (一般高校用)       02-1 高校 (講義型) デキスト.pdf         パワーポイント (商業高校用)       02-2 高校 (講義型) 商業高校パワーポイント.pptx         デキストーー (16 確定申告書・還付申告・」講師用レジュメ (調施用しジュメ (調養型) 遺付申告レジュメ (即作 を定申告書・源泉徴収票 の行 でナイント・カート.pdf         アンケート用紙 (高校生用)       03 高校生アンケート.pdf         (参す)       デキスト (新生用)       03 高校生アンケート.pdf         (参考)       デキスト (ディスカッション用)       04-1 考える授業テキスト.pdf         (おきな)       アークシート (ディスカッション用)       04-2 考える授業テキスト.pdf         (サイント・フィスカッション用)       04-2 考える授業テキスト.pdf			補助教材 A(印刷用)	01-2 小中(参加体験型)補助教材 A 印刷用 .pdf
2-小中学校			補助教材 B(スライドショー用)	01-3 小中(参加体験型)補助教材 B 上映用 .pptx
パワーポイント (中学生用)			テキスト P67-94	02-1 小中(講義型)テキスト .pdf
P	2- 小中学校		パワーポイント(小学生用)	02-2 小中(講義型)小学生パワーポイント .pptx
アンケート用紙 (小学生用)			パワーポイント(中学生用)	02-3 小中(講義型)中学生パワーポイント .pptx
3-高等学校       不フケート用紙 (中学生用)       04 中学生アンケート.pdf         3-高等学校       高等学校での租税教室 テキスト第5・6章 (P95-118・P119-131)         3-高等学校       第5章 (参加体験型) 有助教材 A (印刷用)       の1-2 高校 (参加体験型) 補助教材 B 上映用.pptx         3-高等学校       第6章 (講義型)       デキスト (一般高校用)       の2-1 高校 (講義型) 商業高校パワーポイント.pptx         3-高等学校       第6章 (講義型)       パワーポイント (一般高校用)       の2-2 高校 (講義型) 商業高校パワーポイント.pptx         第一次中間 (高校里告書・源泉徴収票       の2-4 高校 (講義型) 遠付申告レジュメ.pdf         アンケート用紙 (高校生用)       の2-4 高校 (講義型) 連付申告レジュメ.pdf         (参考) (機定のいて 考える投業)       アンケート無く (高校生用)       の3 高校生アンケート.pdf         (参考) (教徒型)       アンケート (ディスカッション用)       の4-2考える授業アークシート (ディスカッション用)       の4-2考える授業アークシート (ディスカッション用)			解説書	02-4 小中(講義型)解説書 .pdf
高等学校での租税教室 テキスト第5・6章 (P95-118・P119-131)		アンケート用紙	· · (小学生用)	03 小学生アンケート .pdf
3- 高等学校デキスト 第6章 (湯養型)アキスト (中間用)の1-1 高校 (参加体験型) 補助教材 A 印刷用 .pdf 補助教材 B (スライドショー用)3- 高等学校デキスト (講義型)アキスト (明19-131) (アーポイント (一般高校用)02-1 高校 (講義型) テキスト .pdf (の2-2 高校 (講義型) 一般高校パワーポイント .pptx3- 高等学校アキスト中 (16 確定申告書 - 還付申告 - 」講師用レジュメ 確定申告書 - 還付申告 - 」講師用レジュメ02-3 高校 (講義型) 適業高校パワーポイント .pptxアンケート用紙 (高校生用)02-5 高校 (講義型) 連告書・源泉徴収票 .pdfアンケート用紙 (高校生用)03 高校生アンケート .pdf(参考) 「税について 考える授業」04-1 考える授業アークシート (ディスカッション用) .pdf		アンケート用紙	£ (中学生用)	04 中学生アンケート .pdf
第5章			高等学校での租税教室 テキスト第5・6章 (P9	5-118 • P119-131)
福助教材 A (印刷用)			テキスト P95-118	01-1 高校(参加体験型)テキスト .pdf
3- 高等学校補助教材 B (スライドショー用)01-3 高校 (参加体験型) 補助教材 B 上映用 .pptxア・キストP119-13102-1 高校 (講義型) テキスト .pdfパワーポイント (商業高校用)02-2 高校 (講義型) 商業高校パワーポイント .pptxテキスト中 [16 確定申告書・還付申告 -」講師用レジュメ02-4 高校 (講義型) 還付申告レジュメ .pdfアンケート用紙 (高校生用)03 高校生アンケート .pdfアンケート用紙 (高校生用)03 高校生アンケート .pdf「機能のいて 考える授業]ウシート (ディスカッション用)04-1 考える授業テキスト .pdfワークシート (ディスカッション用)04-2 考える授業ワークシート (ディスカッション用) .pdf			補助教材 A(印刷用)	01-2 高校(参加体験型)補助教材 A 印刷用 .pdf
3- 高等学校 第6章 パワーポイント(一般高校用) 02-2 高校(講義型)一般高校パワーポイント.pptx パワーポイント (商業高校用) 02-3 高校(講義型)商業高校パワーポイント.pptx テキスト中 「16 確定申告書・還付申告・」講師用レジュメ 02-4 高校(講義型)還付申告レジュメ.pdf で定申告書・源泉徴収票 02-5 高校(講義型)即告書・源泉徴収票.pdf 03 高校生アンケート.pdf 03 高校生アンケート.pdf ウ4-1 考える授業テキスト.pdf ワークシート(ディスカッション用) 04-2 考える授業ワークシート(ディスカッション用).pdf			補助教材 B(スライドショー用)	01-3 高校(参加体験型)補助教材 B 上映用 .pptx
3- 高等学校第6章 (講義型)パワーポイント (商業高校用)02-3 高校 (講義型) 商業高校パワーポイント .pptxテキスト中 「16 確定申告書・還付申告・」講師用レジュメ02-4 高校 (講義型) 還付申告レジュメ .pdfアンケート用紙 (高校生用)03 高校生アンケート .pdfアンケート用紙 (高校生用)03 高校生アンケート .pdf「税について 考える授業」ワークシート (ディスカッション用)04-1 考える授業ワークシート (ディスカッション用) .pdf			テキスト P119-131	02-1 高校(講義型)テキスト .pdf
3- 高等学校「清義型)デキスト中 「16 確定申告書・還付申告・」講師用レジュメ02-4 高校(講義型)還付申告レジュメ.pdfアンケート用紙 (高校生用)03 高校生アンケート.pdfアンケート用紙 (高校生用)04-1 考える授業テキスト.pdf「税について 考える授業」ワークシート(ディスカッション用)04-2 考える授業ワークシート(ディスカッション用).pdf			パワーポイント(一般高校用)	02-2 高校 (講義型) 一般高校パワーポイント .pptx
プータラ子校       デキスト中 「16 確定申告書・還付申告・」講師用レジュメ       02-4 高校(講義型)還付申告レジュメ.pdf         確定申告書・源泉徴収票       02-5 高校(講義型)申告書・源泉徴収票.pdf         アンケート用紙(高校生用)       03 高校生アンケート.pdf         (参考) 「税について 考える授業」       ワークシート(ディスカッション用)       04-2 考える授業ワークシート(ディスカッション用).pdf			パワーポイント(商業高校用)	02-3 高校 (講義型) 商業高校パワーポイント .pptx
アンケート用紙 (高校生用)       03 高校生アンケート .pdf         (参考)       テキスト       04-1 考える授業テキスト .pdf         「税について 考える授業」       ワークシート (ディスカッション用)       04-2 考える授業ワークシート (ディスカッション用) .pdf	3- 高等学校	《講義型》		02-4 高校(講義型)還付申告レジュメ .pdf
(参考)     「税について 考える授業」       「考える授業」     04-1 考える授業テキスト .pdf       04-2 考える授業ワークシート (ディスカッション用) .pdf			確定申告書・源泉徴収票	02-5 高校(講義型)申告書・源泉徴収票 .pdf
(参考) 「税について ワークシート (ディスカッション用) 04-2 考える授業ワークシート (ディスカッション用) .pdf		アンケート用紙	氏(高校生用)	03 高校生アンケート .pdf
「税について ワークシート(ディスカッション用) 04-2 考える授業ワークシート(ディスカッション用).pdf きえる授業」		(参老)	テキスト	04-1 考える授業テキスト .pdf
考える授業」 ワークシート (税金集めゲーム用) 04-3 考える授業ワークシート (税金集めゲーム用) .pdf		「税について	ワークシート(ディスカッション用)	04-2考える授業ワークシート(ディスカッション用).pdf
		考える授業」	ワークシート(税金集めゲーム用)	04-3 考える授業ワークシート (税金集めゲーム用) .pdf

# 第8章 付属DVDについて

フォルダ名		メニュー上のボタン名	ファイル名			
		特別支援学校での租税教室 テキスト第7章	重(P133-137)			
4- 特別支援学校	テキスト	P133-137	01 特別支援学校テキスト .pdf			
4 付別又扳子仪	⇒モデル授業と	ビデオ(日税連 HP 会員専用ページ)				
大学での租税教室(※ DVD のみ収録)						
	《標準版》	テキスト	01-1 大学生(標準版)テキスト .pdf			
	《惊华版》	パワーポイント	01-2 大学生(標準版)パワーポイント .pptx			
	<b>//</b> ₹∺₹÷+ μ⊑∖\	テキスト	02-1 大学生(税法版)テキスト .pdf			
	《税法版》	パワーポイント	02-2 大学生(税法版)パワーポイント .pptx			
- 1 334	《歷史版》	テキスト	03-1 大学生(歴史版)テキスト .pdf			
5- 大学		パワーポイント	03-2 大学生(歴史版)パワーポイント .pptx			
	アンケート用紙(大学生用)		04 大学生アンケート .pdf			
	(参考) 「税について 考える授業」	テキスト	05-1 考える授業テキスト .pdf			
		ワークシート(ディスカッション用)	05-2 考える授業ワークシート(ディスカッション用).pdf			
		ワークシート(税金集めゲーム用)	05-3 考える授業ワークシート(税金集めゲーム用).pdf			
		 租税教育副読本パワーポイント版(※ DVI	D のみ収録)			
	(####F)	パワーポイント	01-1 副読本 PPT 基礎編 .pptx			
	〔基礎編〕	シナリオ	01-2 副読本 PPT 基礎編シナリオ .pdf			
6-租税教育副読本パワーポイント版		パワーポイント	02-1 副読本 PPT ゲーム編 .pptx			
		シナリオ	02-2 副読本 PPT ゲーム編シナリオ .pdf			
	⇒モデル授業と	- ビデオ(日税連 HP 会員専用ページ)				

# 付属DVDの起動方法

DVDを挿入したドライブを右クリック→「開く」を選択して、DVDの中身を表示します。 表示画面の「はじめにご覧ください.pdf」をダブルクリックすると、画面1が表示されます(注1)。

### 画面1



画面1の「NEXT」ボタンをクリックすると、画面2に移ります(注1)。画面2の「NEXT」ボタンをクリックしてください。画面3に移ります。

### 画面2



(注1) 「はじめにご覧ください.pdf」をダブルクリックしても画面が開かない、「NEXT」ボタンを クリックしても画面 2 に移動しない場合はDVDを開いた最初の画面にある「Adobe Acrobat Reader DC ダウンロード」をダブルクリックしてください。Adobe社のAcrobat Readerダウ ンロードページに接続しますので、Acrobat Readerを手順に従ってダウンロード→インストー ルしてください。

### 第8章 付属DVDについて

画面 3 が $138 \sim 139$ ページの「 I 付属DVDの収録内容」で説明した収録構成のメインメニューとなります。

### 画面3



画面3で使用したい対象学年を選択するとそれぞれの対象学年の授業用テキスト等のボタンが表示されます(画面4は小中学校向けを選択した画面)(注2)。

#### 画面4



(注2) パワーポイントのスライドショーを開始するには、「PowerPoint Version2007」以降がインストールされている必要があります。インストールされていない場合は、Microsoft社のホームページから「PowerPoint Viewer」を手順に従ってダウンロード→インストールしてください。

このDVDはWindows 10で作成されています。PCの環境によっては、DVDが正しく動作しない場合があります。

Windowsは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。

PowerPointは、米国Microsoft Corporationの、米国、日本およびその他の国における登録商標または商標です。

Adobe, Acrobat, Adobe Reader, Acrobat Reader, Adobe ロゴ、Adobe AIR、Flash、Flash Playerは、Adobe Systems Incorporatedの米国ならびに他の国における商標または登録商標です。 その他の製品名は各社の商標または登録商標です。

MEMO

# 租税教育推進部

担当副会長			西	村	高	史	(名	古	屋)
担当専務理事			和	田	榮	_	(千	葉	県)
部		長	平	田	清	悦	(北	海	道)
副	部	長	岩	松	正	記	東		北)
副	部	長	井	上	幸	治	(南	九	州)
委		員	矢ノ	月		忠	東		京)
委		員	青	木	昌		(東	京地	(方)
委		員	木	下		勉	(千	葉	県)
委		員	佐	藤	昌	義	(関	東信	越)
委		員	市	木	雅	之	近		畿)
委		員	有	田	眞	人	(北	海	道)
委		員	山	元		剛	(名	古	屋)
委		員	平	岡	直	子	東		海)
委		員	飯	森	康	就	(北		陸)
委		員	松	本	深	雪	(中		国)
委		員	橋	本	峰	人	(四		国)
委		員	中	邑	和	稔	(九	北州	:部)
委		員	仲	地	祐	$\equiv$	(沖		縄)

